

中野区基本構想検討素案及び新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（素案）について

中野区基本構想検討素案（以下「基本構想検討素案」という。）及び新しい中野をつくる10か年計画（第3次）（素案）（以下「10か年計画（第3次）（素案）」という。）について、以下のとおり作成したので報告する。

1 基本構想検討素案

（1）構成

第1章 新たな時代に向けて（改定趣旨等）

第2章 中野のまちの基本理念

第3章 中野のまちの将来像（8つの領域ごとの中長期的な将来像）

第4章 10年後に実現するまちの姿（8つの領域ごとの10年後のまちの姿）

第5章 将来像の実現をめざして（計画体系、行財政運営の基本原則）

（2）記載内容等

まちの基本理念のもと、8つの領域でみた中長期的なまちの将来像、及び、10年後に実現するまちの姿等を描いている。

（3）基本構想検討素案

別冊1のとおり。

2 10か年計画（第3次）（素案）

（1）構成

第1章 計画の基本的な考え方（改定趣旨等）

第2章 未来への扉をひらく8つの戦略（基本構想の領域ごとに戦略を展開）

第3章 10年後の中野の姿とめざす方向（10年後のまちの姿と展開の内容）

第4章 持続可能な行財政運営のために（行財政運営の基本方針）

（2）記載内容等

基本構想の10年後のまちの姿を実現するために区が取り組むべき方策を明らかにしている。計画期間は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年間とする。

第2章では、基本構想における8つの領域ごとに戦略を位置づけ、施策の展開を記載している。展開は、他の戦略に位置付けられている関連する事項を含めて総合的なものとしている。

第3章では、展開ごとの具体的な事項として、施策の方向、目標、成果指標、おもな取り組み、実現へのステップを記載している。また、他の戦略に位置付けられている関連する事項については、実現へのステップにおいて再掲している。

第4章では、行財政運営の基本方針を示している。

（3）10か年計画（第3次）（素案）

別冊2のとおり。

3 区民意見交換会

区民意見交換会を以下の日程で実施する。

また、この他に、各部・室において、区内で様々な活動を行う区民の団体等との対話の機会を設け、基本構想検討素案・10か年計画（第3次）（素案）に係る意見等を聴取する。

日時	会場	領域
11月 5日（木）※ 19時～21時	桃園区民活動センター	全領域
11月 7日（土） 14時～16時	南中野区民活動センター	I 産業と人々の活力がみなぎるまち II 快適・安全な魅力ある都市
11月10日（火） 19時～21時	江古田区民活動センター	IV 誰もが成長し続けるまち V 支えあう地域のきずな VI 自らつくる健康で安心した暮らし
11月11日（水） 19時～21時	中野区役所	III 環境負荷の少ない、持続可能なまち VII 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤 VIII 区民とともに築く持続可能な区政
11月16日（月） 19時～21時	上高田区民活動センター	I 産業と人々の活力がみなぎるまち II 快適・安全な魅力ある都市
11月17日（火） 19時～21時	鷺宮区民活動センター	III 環境負荷の少ない、持続可能なまち VII 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤 VIII 区民とともに築く持続可能な区政
11月19日（木）※ 19時～21時	野方区民活動センター	全領域
11月20日（金） 19時～21時	東部区民活動センター	IV 誰もが成長し続けるまち V 支えあう地域のきずな VI 自らつくる健康で安心した暮らし

※区民と区長の対話集会と一体的に実施

4 今後の予定

10月20日（火）	区報特集号発行
11月 5日（木）～20日（金）	区民意見交換会実施
1月	基本構想検討案策定、10か年計画（案）策定 パブリック・コメント手続の実施
3月	基本構想 議案提出、10か年計画 決定

中野区基本構想検討素案

章立て		概 要	ページ
第1章	新たな時代に向けて	これまでの区の歴史と基本構想の制定理由	2
第2章	中野のまちの基本理念	基本理念	4
第3章	中野のまちの将来像	領域ごとの将来像	5
第4章	10年後に実現するまちの姿	領域ごとの10年後のまちの姿	13
第5章	将来像の実現を目指して	基本構想と計画体系、行財政運営の基本原則	23

第1章 新たな時代に向けて

中野区は、昭和7年（1932年）、中野・野方両町の合併によって誕生しました。以後80余年、戦争やその後の復興、高度経済成長、バブル崩壊とそれに続くいわゆる失われた20年など、時代の変化に対応しながら、自治の営みを重ね、人々の絆を強めてきました。区民は、共に築き上げてきた中野のまちを愛し、誇りを持っています。さらに、このまちを発展させながら、次の世代に自信を持って引き継いでいきたいと思っています。

中野区は、平成17年（2005年）3月、「活かされる個性、発揮される力」を基本理念とした基本構想を制定しました。基本構想は、人々が力をあわせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であると同時に、区が区民の信託にもとづき行政を進める上で、もっとも基本的な区政運営の指針です。多くの区民の皆様の意見を踏まえながら検討を進め、議会で議決されるものです。この基本構想では、区民がともに目指す区の将来像を描いた上で、10年後に実現するまちの姿を示しています。そして、区は、そこに向けた区の取組を示すものとして、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定しました。基本構想は、中間となる5年目で、時代の変化を踏まえ、一部に所要の改定を行いましたが、根幹となる部分はしっかりと引き継ぎながら10年が経ちました。

この間、区内では、警察大学校等跡地に中野四季の都市（まち）が完成し、企業や大学の立地などで中野駅周辺が大きく様変わりしました。西武新宿線沿線では、中井・野方間の連続立体交差事業が始まりました。地域では、町会・自治会を中心に自治の活動が進展し、地域支えあいネットワークづくりの取組が始まっています。

東日本大震災が起きたこと、地球温暖化の影響が一層懸念されるようになったこと、また、少子高齢化の進展、人口減少社会への突入、平成32年（2020年）の東京オリンピック・パラリンピックの開催決定など、外部環境も大きく変化しました。

時代の変化や基本構想を踏まえた区政の歩みによって、変わってきた中野のまち。これまでの成果を検証し、新たな１０年の区政の方向を定めるため、今回、基本構想の全面改定を行うこととしました。

そして、新たな基本構想で描く１０年後に実現するまちの姿に向けて、「新しい中野をつくる１０か年計画」についても全面改定を行います。１０か年計画では、将来像がどれだけ実現されてきているかを測るための具体的な「指標」を設定し、「指標」ごとの目標値を定めるとともに、将来像の実現に向けて区が取り組む施策について明らかにするという区政運営の根幹となる構成はそのままに引き継ぎながら、新たな基本構想が描く１０年後に実現するまちの姿を目指していきます。

少子高齢化や生産年齢人口の減少によって、地域社会の在り様は今後も大きく変化していきます。産業が成熟化し新たな経済成長の道筋を見出さなければならないこと、都市施設など多くの社会資本が老朽化している現状、待ったなしとなっている地球環境問題、いよいよ切迫感を増している大規模災害の懸念など、区政が対応していくべき課題も山積しています。特にこれからの社会の課題は人々の暮らしに密着して、地域で解決していかなければならないことばかりです。地方自治体が未来を見据えて自らの責任で地域を運営していく地方分権でなければ、日本の未来を拓くことは出来ません。

地域の課題は地域住民が自ら考え、自ら決定し、自らの責任で未来を切り拓いていく。いよいよ本格的な地方分権時代の到来となります。

中野区に暮らし自治体を築き上げている区民が、１０年後の中野区を「多彩なまちの魅力」に満ち、「支えあう区民の力」であふれる「わがまち」としていくため、すべての区民が力をあわせて行動する道標として、中野区基本構想を定めます。

第2章 中野のまちの基本理念

中野のまちに住み、働き、学び、そして活動する区民は、真に豊かな地域社会をつくり上げていくための普遍的な理念を共有します。

生かされる個性 発揮される力

私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします。

私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて行動します。

私たちは、地球的視野に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます。

私たちは、それぞれが持つ力を発揮して、ともに支えあいます。

私たちは、一人ひとりが、みずから決定し、行動し、参加して自治を担うことで、心豊かな、いきいきとしたまちをつくります。

第3章 中野のまちの将来像

—多彩なまちの魅力と支えあう区民の力—

将来の都市像を、「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます。

中野区は、これまで築いてきた歴史と個性を受け継ぎながら、まちに住む人の生活の質を高めていきます。同時に、多くの人々がこのまちを訪れ、幅広い活動を展開する、だれにとっても快適な、魅力あふれるまちをめざします。

そこでは、人々がいきいきと暮らし、ともに協力し、支えあいながら生活を営んでいます。その中から、地域に根ざした支えあいの精神が育ち、独創的、先進的な文化や芸術がはぐくまれ、社会を豊かにし、次代を切り拓くような財やサービスが次々と生まれて、まちの魅力がさまざまな形で内外に向けて発信されている・・・、そんなまちの実現をめざしていきます。

《8つの領域でみた将来像》

I 産業と人々の活力がみなぎるまち

I-1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

- 中野駅周辺は、最先端の業務拠点、個性豊かな文化発信拠点、最高レベルの生活空間といった多彩な魅力をもち、東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点として活力にあふれています。
- 生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点である交流拠点や駅周辺のにぎわいが再生された西武新宿線沿線では、自然や歴史などと共生した、新たな文化が構築され、区民の生活の質が向上するとともに、にぎわいや観光の拠点として注目されています。

I-2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

- まちのにぎわいや魅力が高まり、来街者が絶えないまちとなっています。
- 外国人観光客が多く訪れ、国際色豊かなまちとなっています。

I－3　くらしと交流の中心となる商店街

- 商店街は、商品やサービスの供給に加え、医療・介護等をはじめとした日常生活の支援、交流の場として暮らしを支えるとともに、周辺のまちづくりと連携し、地域コミュニティの核となっています。
- 連携都市との経済交流が進み、その都市ならではの商品が安定的に供給され、消費活動が充実しています。

I－4　多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

- 多くの国際ビジネス関連企業が立地し、グローバルに展開する多様な活動が活発化しています。
- グローバルに展開する多様な活動から、新たな産業や文化等が生み出されています。
- グローバルに活動する人材が、中野の住人としてにぎわいづくりに貢献しています。
- 産業の発展によりまちに活気があふれるとともに、人々の生活の質が向上しています。
- 誰もが自らのライフスタイルにあった就労や公益活動を行っています。

II　快適・安全な魅力ある都市

II－1　安全で利便性の高い、住み続けられるまち

- 建物の不燃化や公共空間の拡大などが進み、災害に強いまちになっています。
- 土地の高度利用により、オープンスペースや公共空間が広がり、都市の機能や住環境が向上しています。
- まちの交通環境が整備され、誰もが快適に日常移動ができています。
- 多様で質の高い住宅や魅力ある景観、住環境により、子育て層から高齢者等までが、それぞれのライフステージやスタイルに応じ、安心して中野のまちで暮らしています。

Ⅱ－２ 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

- まちの景観が向上し、来街者を引き付ける魅力となっています。
- 公園や遊歩道、街路樹などによって、まちにみどりが増えるとともに、健康維持のための活動や憩いの場が増えています。

Ⅱ－３ 計画的に整備・管理される都市基盤施設

- 都市計画道路や狭あい道路などが、それぞれの担う役割に応じて整備され、まちの安全性・快適性が確保されています。
- 道路や施設のバリアフリー化等が進み、誰もが安全、快適に都市生活を送っています。

Ⅱ－４ 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

- 災害への備えが、自助・共助・公助のそれぞれの視点で整っています。
- 避難等災害時に支援の必要な人への対応が充実し、誰もが安心して地域生活を送っています。
- 多くの人が地域での防犯活動に参加するとともに、防犯のための環境整備が進み、まちの安全が高まっています。

Ⅲ 環境負荷の少ない、持続可能なまち

Ⅲ－１ 環境負荷の少ない低炭素社会

- 日常生活の中で低炭素なライフスタイルが浸透し、次世代に引き継がれています。
- 環境負荷の少ないまちの都市施設等の基盤が整い、低炭素なまちが築かれています。
- ごみの発生抑制、資源化の取組が徹底されることにより、「ごみゼロ都市・なかの」が実現しています。
- 都市の暮らしの中で、みどりを育て、うるおいとやすらぎを感じられるまちとなっています。

Ⅲー２ 良好な生活環境が守られているまち

- 食の安全や薬物乱用の防止などにより、区民の暮らしの安全が高まっています。
- 動物愛護の精神が広く共有され、地域の中で人と愛護動物との共生が図られています。
- 害虫・害獣等生活環境を阻害する要因が排除され、人々が良好な生活環境の中で暮らしています。

Ⅳ 誰もが成長し続けるまち

Ⅳー１ 安心して産み育てられるまち

- 子どもたちは、地域の中で見守られ、様々な体験を通じて心豊かに育っています。
- ニーズに応じた支援や教育・保育環境が整い、保護者は育児等への不安や孤立感が解消され愛情と責任を持って子育てに臨んでいます。
- 虐待や発達上の課題がある子どもや家庭への支援や、地域での理解が深まり、子どもがみな大切にされています。
- 地域の中で、子どもたちの声がこだましています。

Ⅳー２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

- 子どもたちに自他の生命や人権を尊重する心が育まれています。
- 自ら学び考え、自らの道を切り拓き、社会変化に対応できる人材が育っています。
- 学校、地域、家庭の協働により、学校の教育力が向上し、活力ある学校が経営されています。
- 学校は、地域やボランティアのさまざまな活動によって、地域コミュニティの核となり地域の連帯が深まっています。
- 子どもたちは、豊かな情操を育み、知力・体力を高めながら、自分の将来に希望や目標を持ち、いきいきと学んでいます。

Ⅳ－３ 学びと文化を創造・発信するまち

- 文化・芸術が保護され、生涯を通じての学習の機会が地域の中に広がり、区民は自らの可能性を伸ばしながら、いきいきと暮らしています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化が保護、継承され、それぞれの魅力が周知され、中野への愛着が深まっています。
- 区民は豊富な情報資源を仕事や暮らしに活用し、充実した人生を築いています。

領域Ⅴ 支えあう地域のきずな

Ⅴ－１ 見守り・支えあいが広がるまち

- 町会・自治会に、多くの人に参加し、地域コミュニティの核として、様々な活動を行う団体と連携して、地域の課題を自主的に解決しています。
- 近隣による見守りや日常的な支えあい活動などにより、区民生活に安心がもたらされています。
- ライフステージや関心に応じた公益活動、文化・生きがい活動を通して、社会参加が進んでいるとともに、地域での課題に、それぞれの立場から取り組み、その解決を図っています。
- 公的なサービスを補完しより柔軟できめ細かな日常生活のニーズを満たす活動が、地域団体、公益団体や民間活動により形成されています。

Ⅴ－２ 様々な活動の連携によって守られる暮らし

- 区民とその家族は、自らの意向、選択が尊重され、自己実現に向けた生活を営んでいます。
- 区民のお互いの見守りや支えあい活動によって必要な相談支援につながり、誰もが地域の中で孤立することなく安心して生活しています。
- 様々な機関等が連携したサービスの提供によって、誰もがライフステージに応じた相談や自立した日常生活に向けた支援を受けることができ、地域の中で健やかな暮らしを続けています。

- 質の高い保健・福祉等の多様なサービスが確保されるとともに、利用者を保護する取組により、区民が安心してサービスを利用しています。

Ⅵ 自らつくる健康で安心した暮らし

Ⅵー１ スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

- スポーツ競技力が高まり、国内外で活躍する区民が増えています。
- 多くの区民が、身近な地域で、日常的な運動・スポーツに親しみ、健康に暮らしています。
- 様々なスポーツが区内で盛んに行われ、スポーツを通じて地域コミュニティが活性化するとともに、まちのにぎわいが高まっています。

Ⅵー２ 健康的な暮らしを実現するまち

- 区民一人ひとりが、健康の大切さを自覚し、疾病・介護予防などの情報や支援を得ながら、日々の暮らしの中から健康づくりに努め、健康的に暮らしています。
- 健康づくりや医療などの体制が整備・確保され、区民は健康不安のない暮らしを営んでいます。
- 自然と歩きたくなるまちの整備により、日々の暮らしの外出などが健康づくりにつながっています。

Ⅵー３ 誰もが障壁なく自己実現できるまち

- 地域での生活において、社会的障壁が取り除かれ、障害者は、自らの意思と決定に基づいて自己実現できる社会となっています。

Ⅵー４ 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

- 様々な暮らしの支えにより、区民の生活の安定と自立が促進されています。

Ⅶ 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤

Ⅶー１ 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

- 安定した医療保険制度が構築され、区民が安心して必要な医療を適切に受けることができます。
- 安定した介護保険制度の運営により、区民が安心して一人ひとりの状況に応じた適切な介護サービスを利用できています。

Ⅶー２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

- 住民情報が正確に記録され、質の高いサービスが提供されています。
- 情報基盤により、区民が自身の住民情報を活用し、必要な行政サービスを知り、速やかに利用できるまちとなっています。
- 正確に記録された住民情報と多様な納付手段の提供が、適正な課税と納税につながり、区民サービスを支える基盤が強化されています。
- 情報通信技術（ICT）と人的な対応の連携により、区民はいつでも、どこでも、質の高いサービスを利用でき、豊かな生活を営んでいます。
- マイナンバー制度に対応する利活用が、官民のサービスに広がり、区民の利便性が高まっています。

Ⅷ 区民とともに築く持続可能な区政

Ⅷー１ 区民意思と合意に基づく政策決定

- 区民が自らの意思と合意に基づき、共通する幸福と豊かさを追求するため、より良い中野のまちの実現をめざし、質の高い情報を得て区政の政策決定過程へ参加しています。

Ⅷー２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

- 区民相互の人権が守られ、尊重し合あえる地域社会が形成されています。
- 多様な文化や多様な生き方を認めながら地球規模で考え、地域に根差した行動のもと平和で豊かなまちとなっています。

Ⅷ－３ 将来を見据えた行財政運営

- 将来を見据えた確かな状況分析のもと、区民にとっての価値を見きわめた施策立案がなされ、区民に信頼される区政運営が行われています。
- 将来の需要を見据え、強固な財政基盤が整っています。
- 区民の暮らしを守るための危機管理が徹底されています。

Ⅷ－４ 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

- 連携都市との間で長期滞在等の人の交流が進み、区民の生活における選択の幅が広がり、ライフスタイルに応じた暮らし方ができるようになっています。

第4章 10年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する将来の姿を、8つの領域ごとに描きます。

I 産業と人々の活力がみなぎるまち

I-1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

- 中野駅周辺の回遊性が高まり、周辺まちづくりが進むとともに、グローバルな活動を行う企業の増加、コンベンション機能を活用した様々な会議やイベント、文化活動等の充実や発信、良好な居住空間の整備を通して、多彩な魅力が形成されています。
- 西武新宿線沿線については、中井駅・野方駅間の連続立体交差化に伴い、踏み切りや線路による地域分断や交通渋滞が解消され、安全性・利便性が向上しており、野方駅以西についても、引き続き事業化が図られています。
また、各駅を中心とする道路整備や街区の再編等を契機に、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりが進んでいます。
- 西武新宿線沿線以外の交流拠点については、業務施設や交流施設、住宅の誘導等、まちの活性化に向けたまちづくりが進んでいます。

I-2 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

- 交通利便性に優れた住環境とともに、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャー、個性的な店、飲食店の集積といった様々な顔を見せる中野ならではの魅力・特徴が認知され、国内外から多くの人の中野のまちを訪れ、楽しんでいます。
- 哲学堂公園をはじめとする固有の歴史や文化が観光資源となり、来街者が中野のまちを周遊しています。
- 中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントをはじめ様々なイベントが開催され、また魅力的な店舗等が充実し、東京の新たなシンボルとなっています。

- 積極的に来街者への対応を行うことで、交流が活発化し、まちのにぎわい、地域の活性化が進んでいます。

I-3 暮らしと交流の中心となる商店街

- 区民の日常的な生活用品やサービスが安定的に供給されるとともに、魅力のある商店があつまり、便利で個性的な商店街が形成されています。
- 商店街は、人々の交流の場であるとともに、医療・介護、子育てや教育などの生活を支援するサービスが充実し、地域コミュニティの核として機能しています。
- 連携都市の生産者との交流や物産交流を通して、安全安心で豊かな消費活動が形成されています。

I-4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

- 国際的に展開するビジネスの活動基盤が整備され、多くの関連企業が立地しています。
- グローバルに活動する人材が、ビジネス拠点、生活拠点として、中野のまちを選択しています。
- 産業の育成、発展が図られ、地域経済が活性化しています。
- 行政や関係機関の支援と効果的な連携により、ライフサポート関連産業やICT・コンテンツ関連産業の創出や事業活動が進んでいます。
- 女性が能力を活かし、希望に応じた働き方を選択できています。
- 障害者は就労や地域活動を通じて社会に貢献しています。
- 高齢になっても、ライフスタイルに応じた仕事や社会貢献の機会に恵まれています。

II 快適・安全な魅力ある都市

II-1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

- 大震災、水害等に備えた、災害に強い、安全・安心なまちづくりが進んでいます。

- 土地の高度利用等が進み、オープンスペースや公共空間が増加しています。
- 誰もが安全で円滑に移動できる、多様な交通環境が整っています。
- 単身者、子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに応じて、住宅の共同化、リノベーション、空き家活用等の様々な手法により、住宅ストックが形成されています。
- 子育てや多世代同居のため、そのライフスタイルに応じた広さの住まいが確保されています。
- 高齢者は、サービス付住宅等、その生活の必要に応じた住まいが確保・選択出来ています。

Ⅱ－２ 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

- 歴史的・文化的資源等地区の特性を活かした景観の整備が進み、まちの魅力が向上し、来街者が増加しています。
- 公園や遊歩道、街路樹等の整備や民有地や住宅での緑化が進み、まちのみどりが増加しています。

Ⅱ－３ 計画的に整備・管理される都市基盤施設

- まちの骨格となる道路等の都市基盤施設の整備や計画的な維持補修が行われ、まちの安全性、交通の利便性やにぎわいなどが向上しています。
- 狭あい道路の整備が進み、日常生活の利便性やまちの環境が向上しています。
- 道路や施設のバリアフリー化等の誰もが快適に過ごすための都市基盤の整備が進んでいます。

Ⅱ－４ 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

- 多くの人々が、自ら災害への備えを行うとともに、防災訓練などに積極的に参加しています。
- 避難の際に支援が必要な人への支援態勢が構築されるとともに、円滑な避難生活を送るための態勢が整備されています。

- 災害やその復旧・復興のための対応の基盤が整い、日常生活や事業活動が早期に復旧できるまちになっています。
- 警察等関連機関と密接な連携を持ち、地域自らの防犯活動の取組が進んでいます。

Ⅲ 環境負荷の少ない、持続可能なまち

Ⅲー１ 環境負荷の少ない低炭素社会

- 地球環境にやさしいライフスタイルが、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根づいています。
- 省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の取組により、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみ発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。
- 建替えなどにとまなう緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

Ⅲー２ 良好な生活環境が守られているまち

- 適切な食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等により、衛生的な食品が常に提供されています。
- 区民団体等との協働により薬物乱用・危険ドラッグは撲滅され、区民は正しい知識に基づいて医薬品を利用しています。
- ペットの正しい飼養方法が普及し、愛護動物との共生について理解が深まっています。
- 自主防除の知識浸透と確実な駆除により、生活衛生や安全を脅かす害虫・動物等から地域が守られています。

Ⅳ 誰もが成長し続けるまち

Ⅳ－１ 安心して産み育てられるまち

- 家庭が子育てについての責任を自覚し自信を持って子育てを行うことができるように、妊娠・出産期からの一貫した相談・支援体制が整っています。
- 地域の子育て支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われています。
- 地域で子育て支援者やコーディネーターの育成が行われ、育成活動のネットワークが広がり、地域全体で子どもの育ちを支えています。
- 虐待や発達の問題など、個別的な支援を必要とする子どもへの一貫した支援が、関係機関の連携のもとに推進されるとともに、地域での理解が浸透しています。
- 家庭は、子どもや家庭の事情に応じて必要な子育て支援サービスを利用して、安心して子育てができています。
- 全ての乳幼児が、必要に応じた保育や家庭の選択や理念に基づいて充実した幼児教育を受けられるよう、十分なサービスが提供されています。
- 地域や行政の様々な協力や支援によって家庭は充実した子育てを行い、出生率が向上しています。

Ⅳ－２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

- 子どもたちは、グローバル化のより一層の進展に対応できる、確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自己を尊重する態度が育っています。
- 子どもたちは、基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしています。
- 学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいます。
- 特別な配慮を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々に応じたきめ細やかな教育を受け、地域の中で交流しながらその可能性を伸ばしています。

- 子ども達の成長期の心の問題への多様な支援体制が整っています。
- 家庭や学校、地域の協力した取組によって、子どもの体力が向上しています。
- 豊かな食文化を身につけ、子どもが健やかに育っています。

Ⅳ－３ 学びと文化を創造・発信するまち

- 地域に根付く文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。
- 区民は、地域や社会に貢献し続けられるよう、学びの機会を活用しています。
- 中野に息づく歴史、伝統文化の魅力が広がり、区民はそれらに親しみ、誇りを持って継承しています。
- 学校と図書館が連携した読書活動を推進することにより、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいます。
- 図書館は、地域性ととともにその専門性を高め、各館の個性に即した文化・情報の拠点として、区民の仕事や暮らしを支援しています。

領域Ⅴ 支えあう地域のきずな

V－１ 見守り・支えあいが広がるまち

- 町会・自治会は、地域での課題を解決するため、地域活動の中核として、他の公益団体との連携を深めています。
- 近隣関係を軸とした地域での支えあい活動が広がり、多くの人が担い手となっています。
- 地縁団体以外にも、専門的な領域での活動が成熟し、多くの区民が参加し、様々な取組が活性化しています。
- 区民活動センターは、区民の意思に基づいて運営される地域自治の拠点として、機能しています。
- 町会・自治会、大学、NPO、民間企業等の広範な連携が行われ、地域活動や公益活動が活性化しています。

V-2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

- 身近な地域の中での見守り・支えあい活動によって支援が必要な人は、適切な相談・支援を受けています。
- 認知症などへの理解が深まり、あんしんサポート事業や成年後見制度や近隣の支えあいにより、区民は自らの選択による意向を尊重され、地域生活を続けています。
- 町会などの地域団体、NPO、ボランティア団体、事業者や医療機関などが連携し、見守り、医療・福祉・介護の支援、健康づくり・予防、住まいなどを一貫して総合的にサポートする体制が整い活発に活動が展開されています。
- 保健福祉・医療などの多様なサービスについては、必要とされる量が確保されるとともに、包括ケアの担い手の確保と多様で質の高いサービスが提供されています。

VI 自らつくる健康で安心した暮らし

VI-1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

- トップレベルの競技やアスリートを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。
- トップアスリートやスポーツ指導者の活用によって、地域のスポーツ団体や学校部活動への技術的支援や活動支援が進んでいます。
- だれもが、その人なりに楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場や機会が地域の中に広がっています。
- 身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を通じて、豊かな人間関係や地域コミュニティの形成が進んでいます。

VI-2 健康的な暮らしを実現するまち

- 区民一人ひとりが、健診結果などの情報や身近な医療、地域の取組などを活用しながら、健康の自己管理に努め、健康の維持向上を図っています。

- 健康づくりの取組に対するインセンティブの仕組が整えられ、区民の意識が高まり、それぞれの健康づくりが進んでいます。
- 日々の暮らしの中で、自然と健康づくりにつながるような、まちの構造や景観が整備されています。
- かかりつけ医をもち、身近な地域で気軽に受診相談ができています。
また、医療機関相互の連携により、必要な医療が受けられる体制が整備されています。
- 健康危機に対しての迅速な対応体制が整備され、感染症など様々な健康への脅威が未然に防がれています。

Ⅵー3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

- 総合的な相談支援体制と専門相談機能が強化され、障害者は身近な地域で必要な支援を受けながら安心して生活をしています。
- 障害者は多様なサービスの中から、自分に合ったものを選択して利用し、地域で自立した生活を送っています。
- 障害者は就労や地域活動を通じて社会に参加し、様々な交流や活動に関わることで、いきいきと暮らしています。

Ⅵー4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

- 個人の力や地域の支えを超えて生活が困窮し、行政の支援が必要な人に区は支援を用意し、その支援により生活が安定し、自立した生活を回復・維持する世帯が増えています。
- 継続的な生活困窮に至る前から、就労支援等が行われ、区民は、安定した生活を営むことができます。

Ⅶ 区民の暮らしを守る行政サービスの基盤

Ⅶー1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

- 社会保険制度にかかる説明や情報提供が、ワンストップでわかりやすく行われ、必要な人に必要な情報が提供され、手続きが円滑に進められています。
- 正確な資格管理、保険料収納の確保により、社会保険制度の運営のための基盤が整っています。
- 医療・介護サービス等における給付が適正に行われ、社会保険制度が安定的に運営されています。
- 介護事業者への指導や人材確保の支援等により、適正な介護保険サービスを提供できる体制が整っています。

Ⅶー２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

- 住民基本台帳にかかる事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度に対応した利活用が進み、区民サービスの正確性、利便性を高める環境の整備が進んでいます。
- 正確な課税とともに、税にかかる制度理解の促進や納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供により、収入率が高まっています。
- 情報通信技術（ICT）の活用や人的対応のための環境整備により、質の高い行政サービスの提供が進んでいます。

Ⅷ 区民とともに築く持続可能な区政

Ⅶー１ 区民意思と合意に基づく政策決定

- 多様な媒体を通じて、区政情報の共有化、マイナンバー制度におけるマイナポータルの導入等による区民ニーズに応える双方向の情報交換等が図られ、区民が迅速、的確に質の高い情報を入手できています。
- 人口・世帯、産業・経済、医療・福祉の統計データ等、様々な行政データが広く活用され、行政の効率性、透明性が高まっています。
- あらゆる人にとって、公平・公正で、開かれた区政運営の基盤となる政策決定過程への参加のしくみと機会の拡充が図られています。

Ⅷー２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

- 区民一人ひとりが自分を大切にするとともに、それぞれの考えや生き方を認め、差別されることなく社会に参画できる環境づくりが進んでいます。
- 他国との市民レベルの交流が進み、地域における相互理解の輪が広がり、恒久平和に向けた区民意識が高まっています。

Ⅷー３ 将来を見据えた行財政運営

- 最小の経費で区民にとって最大の価値を生み出す区政運営が行われています。
- 幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と共働して施策を遂行できる組織運営・職員育成が行われています。
- 区の幹部として女性が活躍することをはじめ、多様な人材の活用が図られています。
- 様々な主体によるサービスが展開される中、民間等が行う公共サービスを含め必要な質・量が確保されています。
- 将来を見据えた施策展開が実現し、区民が長く親しみ利用できる区有施設が整備、運営されています。
- 危機発生時においても、区民の生命・財産が守られ、区民生活に密着する行政サービスの提供機能を維持するためのしくみと機能が充実しています。

Ⅷー４ 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

- 連携都市との間の観光・体験、経済等の交流が活発化して、長期滞在や二地域居住などが行われています。

第5章 将来像の実現をめざして

1 基本構想と計画体系

基本構想は、区の計画体系の最上位に位置し、「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想の理念と将来像を実現するための取組や目標を示す基本計画となります。この計画では、基本構想が描く将来像について、10年後に達成する「指標」と目標値を明らかにし、その実現をめざします。

個別計画の策定や事業の実施は、基本構想と「新しい中野をつくる10か年計画」にもとづいて行われ、これらをさらに具体化していくものとなります。区は、あらゆる機会をとらえて基本構想の考え方を広く区民に周知し、区民とともにその理念を共有し、取組を推進していくとともに、現状の把握や検証・評価にあたって、幅広い区民の参加を進めていきます。

「新しい中野をつくる10か年計画」をはじめ行政計画は、常に時代の変化をとらえ、必要な見直しを行っていくこととします。

2 行財政運営の基本原則

区は、次の原則を基本にして、基本構想が示す基本理念を推進し、将来像の実現に向けた取組を進めていきます。

○ 持続可能な行財政を確立する

最少の経費で区民にとって最大の価値を生み出す、効率化と質が保たれた小さな区役所により、持続可能な行財政を確立します。

○ 公共サービスを多様な担い手に開放し、公助を確保する

区は、行政としての支援が必要な区民のために、社会的な安全網としての施策を実施します。民間や地域活動団体などの多様な担い手によって、より効率的で柔軟なサービスが区民に提供される中で、区はそうした活動が適正に行われ、区民から信頼されるものとなるよう、評価するしくみをつくるとともに、サービスの質と量を確保するため監視・指導・支援を行っていきます。

○ 参加と地域自治を進める

区政運営への区民参加と、地域における自己決定・自己責任にもとづく地域自治によって、中野の自治を推進します。

○ 開かれた公正な行政を確立する

区民の声を反映するしくみを活用して、広く区民の意見を求めながら行政運営を行います。あわせて、発生主義会計の考え方にもとづく財務状況や、外部評価による施策の評価結果の公表など、行政の説明責任を果たし、行財政の目標と成果についてわかりやすく情報提供を行います。また、サービスに対する苦情などを行政全体として受け止め、公正な立場で解決していきます。

○ 目標と成果による行政を経営し、行政組織を整備する

区民の立場に立った目標を明確にして、その達成をめざす行政システムを確立します。達成すべき目標にあわせて予算、組織を編成し、区民に公表して、「計画－実施－評価－改善」のプロセスを進めます。同時に、区の組織を簡素で効率的なものにするとともに、組織の縦割りによる弊害をなくし、現場への権限委譲を進めて、迅速で柔軟な意思決定を行います。あわせて、人材育成を進め、価値の高い行政運営を図ります。

○ 自治体としての自己決定・自己責任を実現する

さまざまな制度改革などに対して、自己決定・自己責任により対応できる、自立した自治体をめざします。

新しい中野をつくる 10か年計画(第3次) (素案)

平成 28 年度(2016 年度)
～平成 37 年度(2025 年度)

平成27年(2015年)10月

中野区

目次

新しい中野をつくる10か年計画(第3次)

第1章	計画の基本的な考え方	1
1	計画改定の趣旨	2
2	将来を見据え対応すべき社会状況等	2
3	計画の性格	4
4	計画の構成	5
5	計画と区政経営	6
6	計画と財政運営	7
7	計画期間と内容の改定	8
第2章	未来への扉をひらく8つの戦略	9
戦略Ⅰ	まち活性化戦略（キラリ輝くなかの） ～産業と人々の活力がみなぎるまち～	10
展開1	世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点	11
展開2	魅力にあふれ、来街者の絶えないまち	12
展開3	くらしと交流の中心となる商店街	13
展開4	多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち	14
戦略Ⅱ	安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの） ～快適・安全な魅力ある都市～	15
展開1	安全で利便性の高い、住み続けられるまち	16
展開2	景観やみどりに配慮された魅力あるまち	18
展開3	計画的に整備・管理される都市基盤施設	19
展開4	災害への備えや防犯の取組が進んだまち	20
戦略Ⅲ	環境共生都市戦略（サステイナブルなかの） ～環境負荷の少ない、持続可能なまち～	21
展開1	環境負荷の少ない低炭素社会	22
展開2	良好な生活環境が守られているまち	23
戦略Ⅳ	生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの） ～誰もが成長し続けるまち～	24
展開1	安心して産み育てられるまち	25
展開2	自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	27

展開3	学びと文化を創造・発信するまち	29
戦略Ⅴ	地域見守り・支えあい戦略（手をつなぐなかの） ～支えあう地域のきずな～	30
展開1	見守り・支えあいが広がるまち	31
展開2	様々な活動の連携によって守られる暮らし	32
戦略Ⅵ	スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの） ～自らつくる健康で安心した暮らし～	34
展開1	スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち	35
展開2	健康的な暮らしを実現するまち	36
展開3	誰もが障壁なく自己実現できるまち	38
展開4	暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち	39
戦略Ⅶ	区民サービス基盤の強化戦略（便利・安心なかの） ～区民の暮らしを守る行政サービスの基盤～	40
展開1	安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち	41
展開2	質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち	42
戦略Ⅷ	持続可能な行政運営戦略（ともに築くなかの） ～区民とともに築く持続可能な区政～	43
展開1	区民意思と合意に基づく政策決定	44
展開2	人権を守り、多様な人が参画するまち	45
展開3	将来を見据えた行財政運営	46
展開4	連携都市との相互発展に向けた豊かな交流	48
第3章	10年後の中野の姿とめざす方向	49
戦略Ⅰ	まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）	50
Ⅰ－1	世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点	50
Ⅰ－2	魅力にあふれ、来街者の絶えないまち	58
Ⅰ－3	くらしと交流の中心となる商店街	64
Ⅰ－4	多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち	69
戦略Ⅱ	安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの）	78
Ⅱ－1	安全で利便性の高い、住み続けられるまち	78
Ⅱ－2	景観やみどりに配慮された魅力あるまち	89

Ⅱ－３	計画的に整備・管理される都市基盤施設	９５
Ⅱ－４	災害への備えや防犯の取組が進んだまち	１０３
戦略Ⅲ	環境共生都市戦略（サステイナブルなかの）	１１２
Ⅲ－１	環境負荷の少ない低炭素社会	１１２
Ⅲ－２	良好な生活環境が守られているまち	１２１
戦略Ⅳ	生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの）	１２９
Ⅳ－１	安心して産み育てられるまち	１２９
Ⅳ－２	自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち	１４３
Ⅳ－３	学びと文化を創造・発信するまち	１５５
戦略Ⅴ	地域見守り・支えあい戦略（手をつなぐなかの）	１６２
Ⅴ－１	見守り・支えあいが広がるまち	１６２
Ⅴ－２	様々な活動の連携によって守られる暮らし	１６９
戦略Ⅵ	スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）	１７９
Ⅵ－１	スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち	１７９
Ⅵ－２	健康的な暮らしを実現するまち	１８８
Ⅵ－３	誰もが障壁なく自己実現できるまち	２０２
Ⅵ－４	暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち	２１２
戦略Ⅶ	区民サービス基盤の強化戦略（便利・安心なかの）	２１７
Ⅶ－１	安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち	２１７
Ⅶ－２	質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち	２２５
戦略Ⅷ	持続可能な行政運営戦略（ともに築くなかの）	２３３
Ⅷ－１	区民意思と合意に基づく政策決定	２３３
Ⅷ－２	人権を守り、多様な人が参画するまち	２３７
Ⅷ－３	将来を見据えた行財政運営	２４２
Ⅷ－４	連携都市との相互発展に向けた豊かな交流	２５４
第４章	持続可能な行財政運営のために	２５７
１	行財政運営の基本方針	２５８

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画改定の趣旨

区は、平成17年(2005年)3月に、新たな基本構想を制定しました。

この基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、中野のまちの将来像を示した上で、10年後に実現するまちの姿を明らかにしています。また、この基本構想は、人々が力をあわせてお互いの暮らしやまちの豊かさを高めていくための区民の共通目標であると同時に、区が区民の信託に基づき行政を進める上で、もっとも基本的な指針となるものです。

この基本構想の掲げる理念と「10年後に実現するまちの姿」を実現するための基本計画として、平成18年(2006年)1月に、「新しい中野をつくる10か年計画」を策定し、取組を進めてきました。

その後、区を取り巻く社会経済状況の変化を踏まえ、平成22年(2010年)2月に基本構想を一部改定し、基本計画も「新しい中野をつくる10か年計画(第2次)」として改定をしました。

新たな基本構想を制定してから10年が経ちました。少子高齢化・人口減少社会の到来、グローバル化の進展、情報通信技術の進展、いつ起きてもおかしくない首都直下型地震、地球温暖化の進行など、時代が大きく変わる中でも、中野のまちに魅力を感じ、安心して住み続けられるように、活力ある持続可能な地域を作り出すことが大切です。この度、この間の社会経済状況の変化や、国、都及び関連する民間サービス等の動向、区の様々な施策の進捗状況を踏まえるとともに、これから先の長期的な社会動向等を見据えて、基本構想を改定しました。

これを受け、「新しい中野をつくる10か年(第3次)」(以下「10か年計画」といいます。)として基本計画を改定しました。基本構想で描く将来像、「10年後に実現するまちの姿」の実現に向けて、新たな10年間の取組を進めてまいります。

2 将来を見据え対応すべき社会状況等

(1) 少子高齢化・人口減少社会への対応

全国的に人口減少社会に突入しています。一方、区の人口は、ここ数年、増加傾向にありますが、将来的には全国的な人口減少の影響を受ける見込みです。

少子化・人口減少が進む中、特に生産年齢人口の減少は、地域活動の担い手を減少させ、地域を支える人材の不足を生むとともに、労働力人口の減少に伴う地域

経済の縮小、そして、税収の減少にも繋がります。

また、急速に進む高齢化は、医療・介護、生活援護等の社会保障費の増加に結び付き、人口減少と相まって区民一人あたりの負担も増加させる要因となります。

将来における全国的な人口減少の影響を抑制するとともに、高齢化や人口減少の局面においても、地域社会・地域経済の縮小を回避し、持続可能で豊かな地域社会を形成するために、取り組んでいかなければなりません。

(2) グローバル化の進展への対応

情報化の進展や交通機関の発達などにより、社会、経済、文化など様々な分野で、国境を越えた、人、物、情報、資金などの移動や交流が進んでいます。

また、区内に在住する外国人や、区を訪れる外国人が増加しており、多種多様な価値観、考え方を受け入れ、地域社会の中で共生していくという視点が必要になっています。

海外を含めた幅広い地域の様々な人々との交流を行い、広い視野や新たな発想により、グローバル社会に向けた機能づくりを進めていかなければなりません。

(3) 情報通信技術（ICT）の進展への対応

今後、情報通信技術（ICT）は益々の進展が見込まれ、かつ様々な分野でのICT活用が進んでいくと想定されます。

いつでも、どこでも、区と区民、区と地域がやり取りできる仕組みの拡充や、行政手続の一層の簡素化、訪問型などのより身近なより個別的な手厚いサービスの展開など、ICTを活用した質の高い行政サービスの提供に向けた取組を進めていかなければなりません。

情報セキュリティ対策を徹底し、ICTの効果的、効率的な活用を進め、地域の新たな付加価値の創造に繋げていく必要があります。

(4) 首都直下型地震等災害への備え

平成23年（2011年）に発生した東日本大震災は、各地に甚大な被害をもたらし、現在も復興に向けた活動が進められています。国は、今後30年以内に、南関東地域でマグニチュード7クラスの地震が発生する確率は70%と推測しており、地震に備えた安全・安心なまちづくりや復旧・復興への対応の基盤整備が急務となっています。

また、近年は短時間の集中豪雨など、水災害への対応も重要になっており、総合的な治水対策を進める必要があります。

快適で暮らしやすい、安全・安心なまちづくりを進め、災害への備えを充実させていかなければなりません。

（５）地球温暖化への対応

温室効果ガスの増加による、地球温暖化に伴う気候変動は、最も深刻な環境問題です。気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第５次評価報告書によると、このまま追加的な温室効果ガス抑制に取り組まないと、2100年には、世界の平均気温は、産業革命前の水準と比べて3.7～4.8℃上昇するとされています。これを、2℃未満に抑制するには、温室効果ガス排出量を、2100年には、2010年と比べてゼロ又はマイナスにする必要があるとされています。

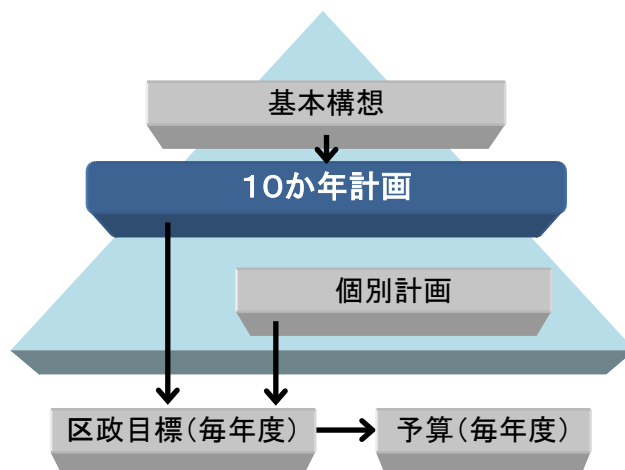
環境負荷の少ない、地球にやさしい、低炭素なまちをめざして、区民、事業者、区それぞれが役割を果たすことが求められています。

３ 計画の性格

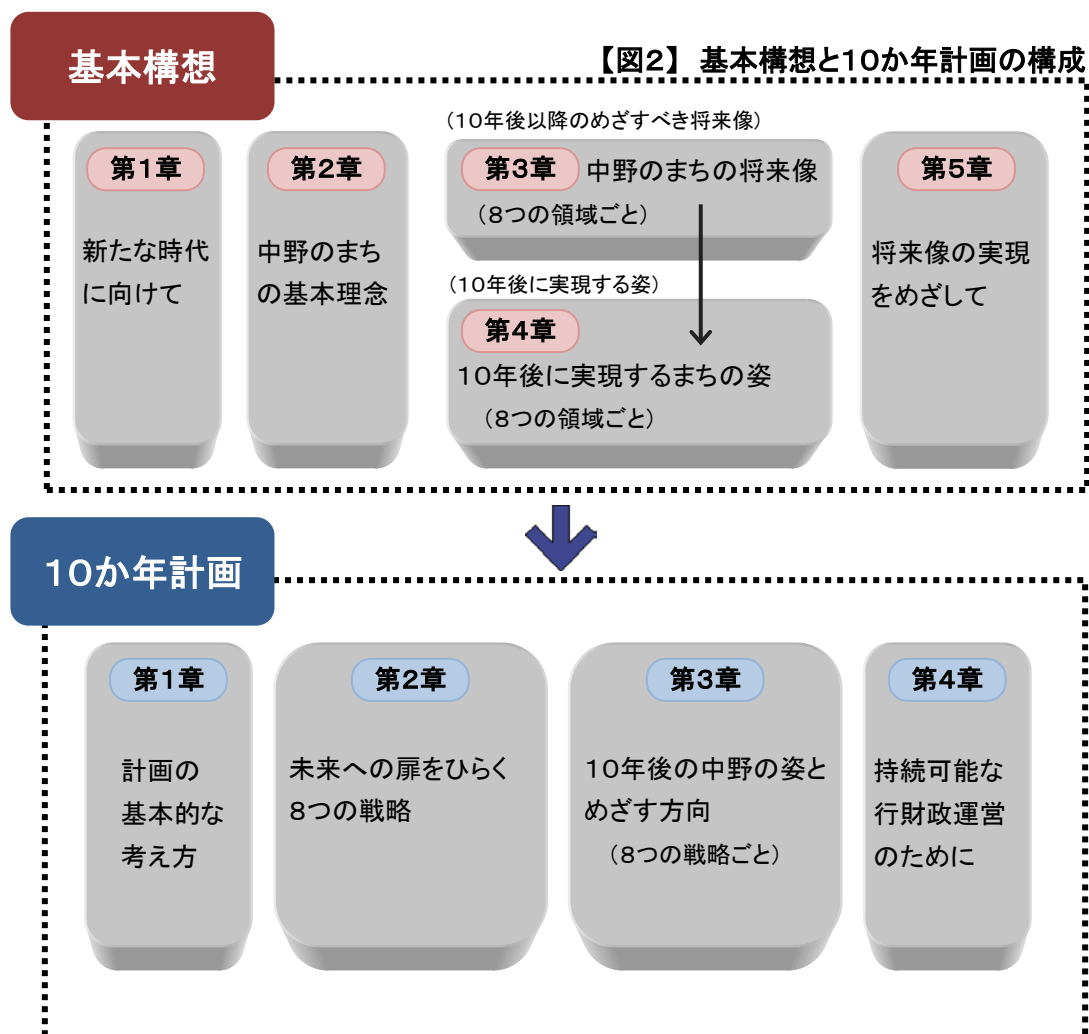
10か年計画は、基本構想で描く基本理念を実践するとともに、10年後の中野のまちの姿を実現するために、区が取り組むべき方策を明らかにします。この計画は、中野区自治基本条例の規定に基づく区の基本計画として、中長期的な目標と戦略を明示し、目標を達成するための手段である事業について、予算や人員などの経営資源を最大限に活用し、もつとも効率的、効果的に展開していくための基本的な方向を示すものです。

また、この計画は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年11月28日施行）に基づき、区におけるまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画としての位置づけを兼ねるものとします。

【図1】 計画の体系



4 計画の構成



10か年計画の第2章から第4章までの概要は、次のとおりです。

■ **第2章**…基本構想で描く10年後のまちの姿を実現するために区が取り組むべき方策として、8つの領域ごとに戦略を設定し、施策の展開を示しています。

■ **第3章**…8つの戦略とその施策展開ごとに、目標を掲げて総合的、体系的に取り組む「施策の方向」を明示しています。この「施策の方向」では、将来像の達成状況の目安となる成果指標と目標値を設定するとともに、それを達成するための手段として「おもな取り組み」を示しています。

「施策の方向」については、行政評価により、達成状況を常に検証しながら、事業の見直し・改善を進め、10年後のまちの姿を着実に実現していく取組へとつなげていきます。

■ **第4章**…持続可能な行財政運営のための財政運営の基本方針、10か年の財政フレームを示しています。

5 計画と区政経営

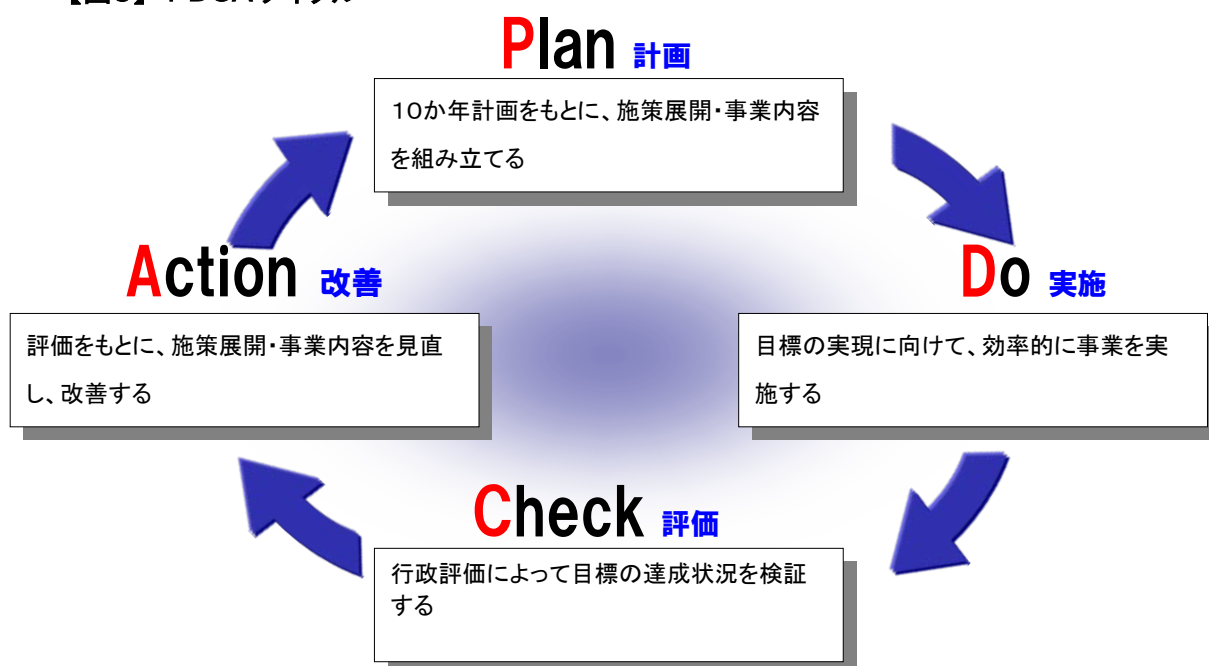
区では、基本構想に描かれた「中野のまちの将来像」の実現に向け、区民により高い価値を提供するという視点から、「目標と成果による区政経営」を進めています。

行政活動を部門、分野及び施策に体系化し、それぞれに具体的な目標を定め、その目標を実現するための取組を行っています。取組の成果は、目標達成度を測る「成果指標と目標値」により評価することとしています。

この行政評価の結果を踏まえた施策や事業の見直し・改善につなげる経営システムは、区政経営の基本的なしくみです。

10か年計画は、この区政経営におけるPDCAサイクル【図3】の基本となるものであり、このサイクルを通じて常に見直しや執行方法の改善を図りながら目標達成をめざしていきます。

【図3】 PDCAサイクル

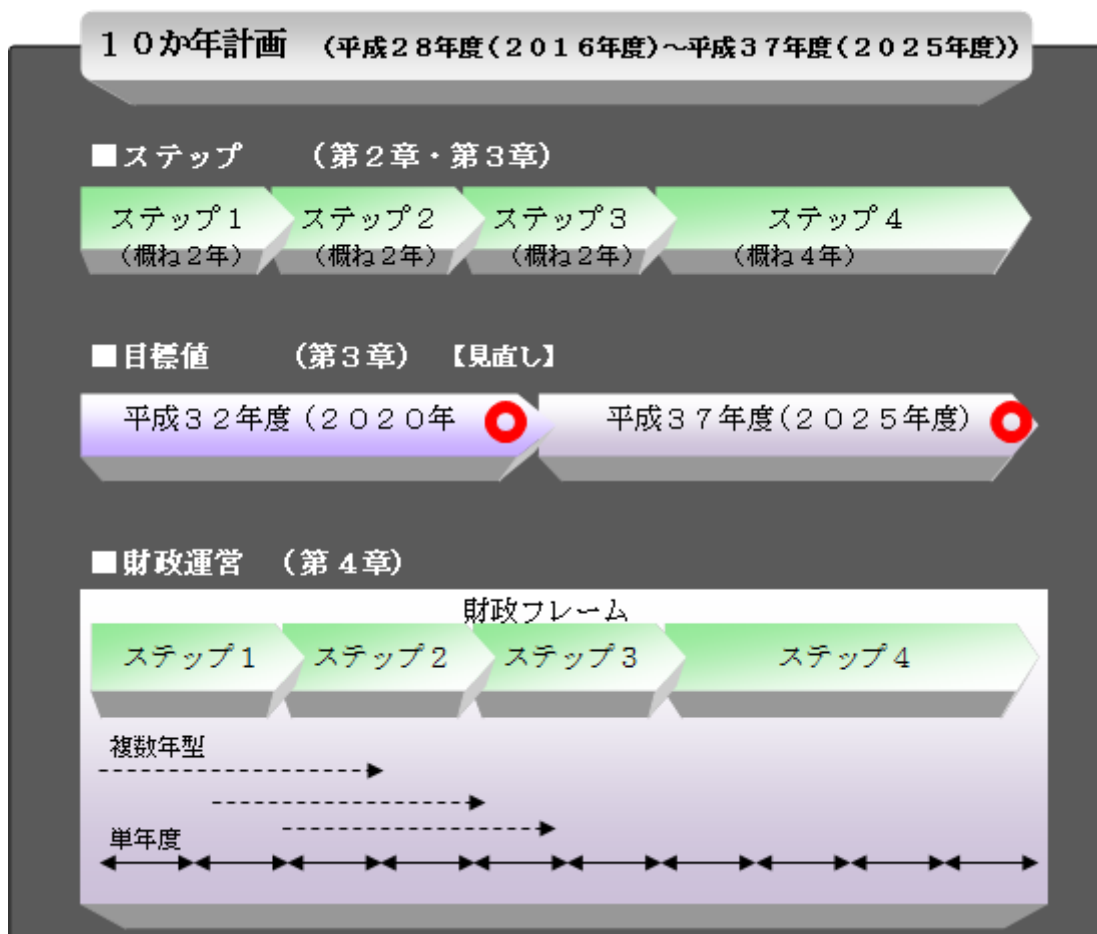


6 計画と財政運営

10か年計画は、中長期的な目標と戦略を示す計画であり、これに基づく事業はPDCAサイクルの中で目標達成をめざして展開していきます。個々の事業内容や事業量は、常にその成果を把握しながら見直しを行っていくため、状況に応じて変動します。したがって、この計画では、第3章の中で、目標達成をめざした取組の展開や時期を4つのステップに分けて表しています。

10か年の財政フレームについては、第4章の中で、計画の策定段階で想定する事業内容や実施時期を踏まえ、ステップごと(概ねステップ1からステップ3までは2年間ずつ、ステップ4を4年間)でまとめて示しています。各年度の予算は、この財政フレームを基本として編成していきますが、目標達成に向けた事業の変動等に的確に対応していくため、概ね3年程度の事業規模を想定した中で予算の編成・管理を行うなど、柔軟な財政運営のもとで目標の着実な実現をめざします。

【図4】



7 計画期間と内容の改定

10か年計画の計画期間は、平成28年度(2016年度)から平成37年度(2025年度)までの10年間です。この計画は、策定後も目標の達成度の検証などを行いながら取組内容の改善を図るとともに、概ね5年後、または、今後、区を取り巻く社会経済情勢が大きく変化した場合には必要に応じて改定していきます。

第2章 未来への扉をひらく8つの戦略

戦略Ⅰ

まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）

～産業と人々の活力がみなぎるまち～

日本は人口減少の局面を迎えています。中野区の人口は、当面増加の傾向にありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力・地域力への影響が懸念されます。

そうした将来を見据え、地域の人々の活動や生活を支えていくためには、グローバルな経済活動等の振興、中野ならではの魅力を活かした都市観光の推進、地域の新たな交流等を踏まえた、持続可能で活力ある地域経済の形成やそれを可能とするまちの基盤整備が重要です。

東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点をめざした中野駅周辺のまちづくり、西武新宿線沿線の連続立体交差化や地域の特性を活かした拠点のまちづくり、魅力ある都市観光、生活や交流を支えるコミュニティの核としての商店街整備や連携都市との経済交流、グローバルなビジネス活動の形成や重点産業等の推進、就労機会の拡充への取組を進めていきます。

展開１ 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

展開２ 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

展開３ くらしと交流の中心となる商店街

展開４ 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

展開 1 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

【対応すべき課題】

- ・ 中野駅周辺の都市機能の高度化による地域経済活性化
- ・ 鉄道による地域分断、踏切による渋滞の解消
- ・ 地域の特性を活かした交流拠点のまちづくり

【主な施策展開】

○ グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくりを推進します

- ・ 東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点をめざした、中野駅周辺の都市再生プロジェクトに取り組みます。
- ・ まちの魅力と価値を高めるエリアマネジメントの仕組みづくりや、ユニバーサルデザインの基盤整備、エネルギーマネジメントや災害時の業務継続等、高度で最先端のインフラを備えた都市づくりに取り組みます。

○ 西武新宿線沿線・交流拠点のまちづくりを推進します

- ・ 新井薬師前駅・沼袋駅周辺地区では、駅周辺の整備にあわせて、駅から商店街へにぎやかさが連続するまちづくりを進めるとともに、交通基盤の強化、防災性の向上に取り組みます。
- ・ 中井・野方駅間に引き続く、野方・井荻駅間の連続立体交差化の早期実現を踏まえ、駅前広場の整備や、地域の自然を活かしたうるおいのあるまちづくりに取り組みます。
- ・ 東中野駅や中野坂上駅においては、周辺のまちづくりや交通アクセス等、地域の特性を活かした、生活・仕事・交流・文化活動を支える拠点としての整備に取り組みます。

展開２ 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

【対応すべき課題】

- ・ まちの魅力の発掘・発信力の強化
- ・ 来街者の増加

【主な施策展開】

○ 中野の魅力を発掘・発信し、都市観光を推進します

- ・ 中野を印象付けるマンガ・アニメ、小劇場での演劇などのカルチャー、飲食店集積、文化・芸術活動や、認定観光資源等、中野らしさを基盤とした観光イメージをブランド化し、国内外に対しての積極的な発信に取り組みます。
- ・ 哲学堂公園等を観光資源として再整備するとともに、中野駅等からの回遊性を作り出し、面としてのにぎわいの創出に取り組みます。

○ 都市観光の受入環境・基盤を充実します

- ・ 国内外の来街者が快適に観光するため、情報発信や案内等の国際化対応を進めるとともに、観光ボランティア等の制度・人材育成に取り組みます。
- ・ 来街者が快適にまちを楽しむため、Wi-Fi スポットの整備、観光情報の配信、デジタルサイネージの活用等、都市観光の活性化に必要な情報通信環境の整備に取り組みます。

展開3 くらしと交流の中心となる商店街

【対応すべき課題】

- ・コミュニティ拠点としての商店街振興
- ・連携自治体との経済交流の促進

【主な施策展開】

○ コミュニティの核となる商店街の振興を推進します

- ・西武新宿線連続立体交差化に伴うまちづくりや、大和町における防災まちづくりに連動した商店街の活性化に取り組みます。
- ・買い物だけでなく、医療・介護サービスや子育てサービスなど、生活に必要なサービスが揃う商業集積、施設誘導等により、地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商店街振興に取り組みます。
- ・都市観光施策等との連携を図り、商店街の国際化対応の推進を支援するとともに、共同施設等の支援や店舗の共同化等の街並み形成等、商店街街区の環境整備事業を推進していきます。
- ・連携自治体との経済交流については、物産展の開催や事業者間の取引促進だけではなく、その土地の名産品等の認知の拡大、より豊かな消費活動の促進を図ります。

展開4 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

【対応すべき課題】

- ・グローバルなビジネス活動の振興
- ・重点産業等の集積・創出
- ・地域産業の活性化
- ・就労機会の拡充

【主な施策展開】

○ グローバルなビジネスや活動を形成します

- ・中野の立地特性や都市機能、文化などのポテンシャルを最大限に引き出し、グローバルに展開するビジネスの拠点として選ばれる都市づくりに取り組みます。
- ・中野の活力の源泉となるイベントや個性的な文化をはじめ、多様なコンテンツの集客力と発信力強化に向けた活動基盤や推進体制を構築していきます。
- ・長期滞在の外国人に暮らしやすい、職住近接につながる最高レベルの生活空間を整備していきます。また、ビジネスや観光など短期滞在者への多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。
- ・国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となる地域ボランティアの養成や、学校における国際理解教育、英語教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を推進します。

○ 重点産業の振興と地域産業の活性化を推進します

- ・ICT・コンテンツやライフサポート関連産業については、新たなビジネス創出を促すとともに、新事業創出、起業・事業拡大に関する支援体制の強化や大規模ビジネスフェアへの出展等によるビジネスチャンスの拡大等により、重点産業の集積・発展に取り組みます。
- ・産学公金の連携を強化し、研究成果・人材・資金・ノウハウなど、各々の強みを活かして、新規事業の立ち上げなどを支援していきます。

○ 就労の機会の拡充を推進します

- ・就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができるよう、人材育成や人材マッチングの取組を進めます。
- ・シルバー人材センターや民間事業者等と連携して、高齢者等の就労・起業支援に取り組みます。

戦略Ⅱ

安全・居住都市戦略（安心・ゆったりなかの）

～快適・安全な魅力ある都市～

中野区内には、木造住宅密集地域や4メートル未満の道路などが多く、オープンスペースが少ない状況にあり、災害に強い都市構造にしていく必要があります。

また、まちの魅力や住みやすさを高めていくため、景観の計画的向上、みどりの増加、都市での様々な活動の基盤である交通環境の整備やバリアフリーの推進等の課題があります。

そのような状況を踏まえ、快適で安全な都市基盤を整備し、震災や水害などの災害に強く、同時に景観等にも配慮され、多くの人々から選択され、長く住み続けられるまちをつくりあげることが求められます。

そのため、災害危険度の高い地域における面的な防災まちづくりや耐震化の促進、土地利用の高度化によるオープンスペースの増加、魅力ある都市景観の形成、大規模公園等の整備やより利便性の高い公園利用、都市計画道路や狭あい道路の整備の促進、交通・移動環境の充実などの取組を進めていきます。

展開1 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

展開2 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

展開3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

展開4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

展開１ 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

【対応すべき課題】

- ・災害危険度の高い地区の解消
- ・土地の高度利用の促進
- ・住環境、交通・移動環境、景観等まちの快適性の向上
- ・子育て世帯・高齢者等が安心して住み続けられる住まいの確保
- ・住宅ストックの有効活用
- ・空き家対策

【主な施策展開】

○ 災害時の安全を確保するための防災まちづくりを推進します

- ・災害時の危険度の高い地区において、不燃化・耐震化の促進、避難道路の整備等を進め、防災性の向上を図ります。
- ・緊急輸送道路沿道をはじめとして、建築物の耐震化を促進し、震災時の建物倒壊の減少、救助救援活動の円滑化を図ります。

○ 持続可能な都市を形成するための土地利用を推進します

- ・土地の高度利用・有効利用を推進し、より快適な住環境やオープンスペースの確保を進めていきます。

○ 利用しやすい交通環境を推進します

- ・鉄道やバス等の交通機関だけではなく、走行レーンの設置等の自転車利用環境や自動車駐車場・自転車駐車場の整備、交通弱者の移動のサポート等の総合的な交通環境への配慮を通して、区民が円滑に移動できる環境を整えます。

○ ライフステージやスタイルに応じた多様な住宅を誘導します

- ・住まい・住み替えに関する総合相談について、不動産団体だけではなく、金融機関や福祉事業者等との連携を進めるなど充実します。
- ・子育て世帯、高齢者等が安心して居住できる住宅の整備のため、大規模敷地開発について、適切な土地の利活用を誘導します。また、公営住宅等の建替え等の際にサービス付高齢者向け住宅の整備・誘導を進めます
- ・区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを進めます。また、新たな保証制度の構築等、高齢者の住み替え支援に取り組めます。

- ・区内の空き家等について、重要な住宅資源としてとらえ、子育て世帯等の定住促進、高齢者等のサービス付住宅等への住み替え促進・資産活用を視野に、積極的な利活用を図るとともに、倒壊等の危険がある家屋の解消等、総合的な対策を進めます。

展開２ 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

【対応すべき課題】

- ・ 歴史・文化等を活かした景観の形成
- ・ 公園の整備、利用ルールの見直し

【主な施策展開】

○ 魅力ある景観の形成を推進します

- ・ 哲学堂公園・旧野方配水塔周辺など、地域に根ざした歴史的・文化的資源を活かした魅力ある都市景観の形成に取り組みます。

○ みどりのネットワークを構築します

- ・ 防災機能を有する大規模公園等を整備するとともに、大小の公園を拠点とする遊歩道やまちのみどりを有機的に連携させ、まちの潤い向上や、日常の散歩等を通した健康増進が図られるネットワークづくりを進めます。
- ・ 利用者にとって利便性の高い公園の利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

展開3 計画的に整備・管理される都市基盤施設

【対応すべき課題】

- ・都市計画道路整備の促進
- ・狭あい道路の解消
- ・道路の無電柱化の促進
- ・道路の段差解消

【主な施策展開】

○ 道路・橋梁の安全性・快適性を向上します

- ・都市計画道路について、東京都と連携・協力しながら整備するとともに、まちづくりの進捗や整備効果などを踏まえ、優先整備路線を選定し、計画的な整備を進めます。
- ・狭あい道路の拡幅整備を進め、緊急車両の活動への支障、人、自転車や乳母車等の通行の危険などを解消することにより、安全性・快適性を高めます。
- ・土地区画整理事業における区画道路等の整備に合わせ、無電柱化を進めます。また、各駅周辺や防災まちづくり等においても、避難道路・主要幹線等の無電柱化を進めます。
- ・治水対策については、東京都と協力して河道整備、調節池や貯留施設を早期整備するとともに、区としても、公園、道路への地下貯留・浸透施設の設置等に取り組みます。

○ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤を整備します

- ・「中野区バリアフリー基本構想」（平成 27 年 4 月）に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら駅舎等のバリアフリー化を進めます。また、重点整備地区以外でも、歩道の段差・傾斜・勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置に取り組みます。

展開4 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

【対応すべき課題】

- ・地域の防災対応力の向上、担い手の確保
- ・要支援者への対策
- ・関係機関との連携強化
- ・区の災害対応体制の強化
- ・地域と連携した防犯対策

【主な施策展開】

○ 災害時における対応力の向上を推進します

- ・総合防災訓練等において警察、消防、自衛隊、協定締結団体等との連携を強化します。また、一時帰宅困難者対策、災害医療救護等の取組について、訓練や体制の強化等により実効性を高めます。
- ・避難所における運営訓練等により、地域防災力を強化します。また、地域の担い手発掘や、中学生への防災教育の充実にも取り組みます。
- ・要支援者への対応については、災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画づくりを進めるとともに、平常時の地域での支えあい活動等を通して、要支援者の把握、関係づくりに取り組みます。
- ・災害対策本部における関係機関連携や情報連絡体制の充実、事業継続性等を強化する環境整備に取り組みます。

○ 地域の生活安全の向上を推進します

- ・地域団体の自主的な防犯活動や防犯設備の整備に関して支援を行うとともに、警察等関係機関との連携を強め、地域住民が主体となった犯罪に強いまちを形成します。また、消費生活相談や啓発活動を進めます。

戦略Ⅲ

環境共生都市戦略（サステイナブルなかの）

～環境負荷の少ない、持続可能なまち～

近年、CO₂をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や海水面の上昇など最も深刻な環境問題です。地球温暖化を防止することは、人類共通の重大な課題であり、地球環境にやさしいライフスタイルがあらゆる世代の日常生活に幅広く根づくとともに、省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の取組や、ごみ発生抑制と資源化、身近なみどりを増やすことにより、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりを進めていくことが重要です。

また、身近な生活環境が守られ、区民が安心して暮らし続けられることが大切です。食の安全や薬物乱用の防止、動物愛護、害虫・害獣等への適切な対応を進めていきます。

展開１ 環境負荷の少ない低炭素社会

展開２ 良好な生活環境が守られているまち

展開 1 環境負荷の少ない低炭素社会

【対応すべき課題】

- ・温暖化の原因であるの CO₂ 削減
- ・積極的な再生可能エネルギーの活用
- ・さらなるごみ減量と資源化
- ・限りある最終処分場
- ・みどりの確保

【主な施策展開】

○ 地球環境にやさしいライフスタイル等を推進します

- ・なかのエコポイント制度の拡充等により、日常生活や事業活動の中で地球環境に配慮した行動の促進に取り組みます。
- ・連携都市との環境交流を進め、都市と地方が連携して地球温暖化の防止に取り組みます。
- ・中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心として、エネルギーマネジメントの導入等により低炭素まちづくりを推進していきます。
- ・区有施設について、必要な省エネルギー・再生可能エネルギーの導入、緑化の推進等、環境に配慮した整備を行います。

○ ごみの発生抑制と資源化を推進します

- ・ごみを出さない生活スタイルの推進とともに、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平性を図るため、環境を整えた上で、家庭ごみの費用負担の導入に取り組みます。
- ・家庭から出されるごみの減量化や、新たな品目の資源化による資源の有効活用に取り組みます。
- ・事業系ごみについても事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導の徹底等によりごみの減量、資源化の促進に取り組みます。

○ 身近なみどりを増やします

- ・イベント・教室開催、表彰制度等に加え、新たに環境基金への寄付に、区内のみどり保護育成コースを新設する等、地域緑化推進に取り組みます。
- ・住宅、マンション等の新築、建替え時の緑化を推進し、身近なみどりを増加に取り組みます。
- ・大規模公園等の整備を進めるとともに、大小の公園を拠点とする遊歩道や街路樹、地域のみどりを有機的に連携させ、まちの潤いを向上させていきます。

展開2 良好な生活環境が守られているまち

【対応すべき課題】

- ・薬物乱用防止・危険ドラッグ撲滅
- ・食の安全確保
- ・愛護動物との共生

【主な施策展開】

○ 衛生環境の整った地域づくりを推進します

- ・警察、医療機関等関係機関や区内大学、地域等と連携し、薬物乱用防止・危険ドラッグ撲滅に向けた啓発活動等に取り組みます。
- ・区民・食品事業者・行政を交えた食のリスクコミュニケーションの充実等により食の安全・安心の確保を進めます。

○ 地域での人と愛護動物の共生を促進します

- ・畜犬登録と狂犬病予防接種の実施徹底、犬・猫等ペットの正しい飼い方・しつけ方の啓発推進等により、地域での人と愛護動物の共生に向けた取組を進めます。
- ・公園利用について、利用者にとって利便性の高い利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

○ 良好な生活環境を維持・向上させます

- ・騒音・振動・悪臭等への適切な対応や、自主防除の知識浸透と確実な駆除により、感染症を媒介する害虫・動物等から地域を守る取組を進めます。

戦略Ⅳ

生きる力・担う力育成戦略（育つ伸びるなかの）

～誰もが成長し続けるまち～

都市部特有の核家族化、地域コミュニティの希薄化により、孤立した環境の中で子どもを産み育てることへの不安感や困難さを感じやすい状況にあり、家庭の育児負担が大きくなっています。

また、グローバル化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を受け入れ、活用できる人材の育成が求められています。グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展などの社会環境の変化により、区民が自ら必要な情報を選択し入手することも重要となっています。

産前・産後のサポートの充実をはじめ、育児不安を抱える家庭への切れ目ない支援を行い、関係機関が連携して一貫した支援体制を構築するなど、相談の充実や関係機関・地域が連携して、成長過程を通じた一貫した支援の取組が必要となります。

自他の生命・人権を尊重する態度や基本的なルールやマナーなどの規範意識の向上を図ります。優れた自国の歴史・文化に触れ、自己を育む地域社会との交流を深めるとともに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育みます。小学校と中学校の連携をさらに進め、9年間の学びの連続性を踏まえた確かな学力と生き抜く体力の養成を行います。

図書館は、区民の地域への愛着を形成するとともに、観光・地域活性化を推進する地域の情報・文化の発信拠点としての機能を発揮します。

子どもの育ちを支える地域づくりの推進、妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備、配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化、子育てサービス・幼児教育の充実への取組を進め、出生率を向上します。

発達の課題や障害のある子どもの教育の充実と子どもの体力づくりを促進する取組を進めます。さらに、地域に根付く文化・芸術の振興に努めるとともに誰もが地域や社会に貢献し続けられるよう学びの機会を提供します。

展開1 安心して産み育てられるまち

展開2 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

展開3 学びと文化を創造・発信するまち

展開1 安心して産み育てられるまち

【対応すべき課題】

- ・一貫した相談支援体制の整備
- ・配慮や支援を必要とする子どもと家庭への支援の強化
- ・ライフスタイルに応じた子育てサービス、幼児教育の充実

【主な施策展開】

○ 子どもの育ちを支える地域づくりを推進します

- ・すべての家庭が子育てに責任を自覚し自信を持って取組めることをめざして、すこやか福祉センターを地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点の整備や利用者支援事業を充実していきます。
- ・地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介するなど新たな人材の育成につなげていきます。
- ・地域の育成活動の充実のため、地区懇談会等の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して取り組みます。

○ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備を進めます

- ・すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、全ての子どもの成長の経過を把握し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつなげるための相談支援体制の整備を進めます。
- ・乳幼児健康診査事業を充実し、健康診査結果の活用や予防接種、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行い、子どもの健康増進の推進に取り組みます。

○ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援を強化します

- ・産前・産後からの切れ目のない支援により、児童や家庭の状況に応じて、必要な支援を早期に実施することで、虐待の未然防止と支援体制の充実に取り組みます。
- ・乳幼児期から学童期に至るまで、関係機関の連携により一貫した支援体制を構築し、発達課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実に取り組みます。
- ・要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化や職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め児童相談の充実と強化に取り組みます。

○ 子育てサービス・幼児教育を充実します

- ・子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた子育て支援の充実を図り、子育ての負担の軽減に取り組みます。
- ・ショートステイ事業等による養育支援などによって、ひとり親家庭への支援に取り組みます。

- ・ 全ての家庭に対して、実状に応じて必要な保育サービスや家庭の選択と子育ての理念に即した幼児教育の機会を提供します。
- ・ 民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図り、ライフスタイルに応じた保育の充実に取り組みます。
- ・ 職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実に取り組みます。

展開２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

【対応すべき課題】

- ・ 生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実
- ・ 様々な人々の連携による教育の充実
- ・ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実
- ・ 体力づくりの促進

【主な施策展開】

○ 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得を目指した教育を展開します

- ・ 基礎的・基本的な知識及び技能や主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育むなど、生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育の充実に取り組みます。
- ・ 幼稚園や保育施設などと小学校の連携を強化し、幼児教育から学校教育への円滑な接続を図ります。
- ・ 義務教育 9 年間の学びの連続性を踏まえた学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、一人ひとりを伸ばす教育の実践を通じた連携教育の推進に取り組みます。
- ・ 学校再編を着実に推進し、一定の児童生徒数や学級数を確保することで子ども同士の交流など集団活動の良さを生かした活気あふれる学校運営を進め、質の高い教育環境の整備に取り組みます。

○ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携により教育を充実します

- ・ 学校、地域、家庭が連携・協働して学校教育の充実や多様な体験活動が展開できる体制を整備し、地域での体験活動等を通じて教育活動の活性化と充実に取り組みます。
- ・ 地域の人が「自分たちの学校」として、学校教育に貢献し、学校運営を支援できるような参加の仕組みを充実・強化します。

○ 発達の課題や障害等の配慮を要する子どもの教育を充実します。

- ・ 全小中学校に特別支援教室を設置します。中学校の情緒障害等通級指導学級を増設します。巡回と通級による指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行い、特別支援教育の推進に取り組みます。
- ・ 専門的職員による巡回支援による、不登校児童・生徒への個別的な支援や日本語指導員や通訳者の派遣による日本語指導の支援など、配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実に取り組みます。

○ **子どもの体力づくりを促進します。**

- ・乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援し、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりの推進を図るなど子どもの体力を向上させる取組を推進します。
- ・子どもの体力や身体状況に応じた体力づくりを進めるとともに健康への関心を深め、食育・健康教育の充実に取り組みます。
- ・スポーツ・コミュニティプラザ等において講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行うとともに、地域で指導できる場を確保し、中学校の部活動支援を行います。

展開3 学びと文化を創造・発信するまち

【対応すべき課題】

- ・ 伝統文化・芸術の継承
- ・ 生涯学習活動の支援
- ・ 地域の情報拠点としての図書館運営の推進

【主な施策展開】

○ 文化・芸術・生涯学習活動を支援します

- ・ 中野の歴史・文化遺産に対する文化財・無形民俗文化財の指定により地域の歴史・伝統文化の保護、継承に取り組みます。
- ・ 区民の誰もがその生涯にわたって、学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、民間企業、NPO 等と連携し、啓発等を行い、生涯学習の活動の促進に取り組みます。
- ・ 優れた文化・芸術に接する機会を設けなど、若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・ 哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として再整備するとともに、中野駅等からの回遊性をつくりだす等、面としてのにぎわいの創出に取り組みます。
- ・ 区内の歴史や伝承の発掘や体系的序述、発信などによって歴史・文化を継承し、都市観光の資源として活かしていきます。

○ 魅力ある図書館運営を推進します

- ・ 図書館は、地域の情報拠点として、区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料の収集・発信をするほか、各館ごとに専門性を強めて、個人や地域の高度な学習活動への支援に取り組みます。
- ・ 地域開放型学校図書館の整備を計画的に進め、家庭、学校、地域、図書館が連携して読書活動の推進に取り組みます。

戦略Ⅴ

地域見守り・支えあい戦略（手をつなぐなかの）

～支えあう地域のきずな～

少子高齢化や長期的な人口減少に伴い、生産年齢人口の減少、75歳以上の高齢者の増加や単身世帯化が進行していきます。これは、経済的な活動の縮小という問題とともに、介護等のサービスのマンパワーの不足や、地域での活動の担い手の不足とサービス需要の増加が同時に進行することを意味しています。

それらを踏まえ、地域活動・公益活動への様々な立場からの参加の促進、地域課題解決のための仕組みの充実、見守り・支えあい活動の促進、医療や介護等様々な機関の連携による包括的なケア体制の構築が求められます。

そのため、地域のコミュニティの核である町会・自治会への加入の促進や担い手の育成、地域課題の解決の場である区民活動センター運営委員会の活動の更なる充実への支援、見守り・支えあい活動による要支援者の早期発見や医療や介護等の連携による総合的かつ包括的なケア体制の構築への取組を進めていきます。

展開1 見守り・支えあいが広がるまち

展開2 様々な活動の連携によって守られる暮らし

展開 1 見守り・支えあいが広がるまち

【対応すべき課題】

- ・町会・自治会への加入の促進
- ・地域活動・公益活動の担い手の増加
- ・見守り・支えあい活動の充実

【主な施策展開】

○ 地域課題を自ら解決する活動を推進します

- ・地域コミュニティの核である町会・自治会への加入の促進、地域活動や公益活動の担い手増加等の取組により、地域活動の一層の活発化を推進していきます。
- ・地域課題の解決の場である区民活動センター運営委員会については、より自主的かつ地域の実情に応じた活動が促進されるよう、事務局職員への研修や制度の見直し等を通じた支援を行っていきます。

○ 見守り・支えあい活動を拡充していきます

- ・要支援者の見守り活動については、町会・自治会等による近隣の見守りの充実を支援するとともに、緊急通報システムの利用者の拡大やスマートフォンやケーブルテレビ等の双方向性を活用した 24 時間の見守りにより、より安心して暮らせるようにしていきます。
- ・災害時の個別避難支援計画の作成を推進するとともに、支援者の拡充を図り、平常時の支えあい活動に加え、災害時の対応にも取り組みます。
- ・高齢者の孤立化や情報の不足等を防ぐため、外出や交流を促進する取組を進めていきます。
- ・単身高齢者の見守りや入院時の対応等を行うあんしんサポート事業の利用を促進することにより、生活の安心感等を向上させることに取り組んでいきます。

展開２ 様々な活動の連携によって守られる暮らし

【対応すべき課題】

- ・地域包括ケア体制の構築
- ・多様で質の高いサービスの提供と基盤整備

【主な施策展開】

○ 地域包括ケア体制を構築します

- ・すこやか福祉センターを中核として、子どもから障害者、高齢者等のすべての区民のライフステージに応じた、課題に対応する総合的な相談体制を整備し、相談・コーディネート機能の充実に取り組みます。
- ・地域のネットワークづくり、ケア会議の運用、支援の充実を進め、医療と介護等の連携体制の推進に取り組みます。
- ・高齢者訪問等により早期に認知症兆候のある高齢者を把握し、適切な支援につなげるほか、認知症サポーターを拡大し、近隣で見守ることで、認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進に取り組みます。
- ・成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図り、金銭管理等の支援を行い、高齢者等の権利擁護、虐待防止の推進に取り組みます。

○ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスを提供します

- ・健康診断等の結果に応じた効果的な情報提供や、区民が継続的に体を動かす健康づくりの取組を支援し、介護予防・生活支援の促進に取り組みます。
- ・要介護度が上がっても在宅介護が可能となるように、定期巡回随時対応型訪問介護看護の拡充や多様なサービスを提供し、在宅生活を支援するサービスの充実に取り組みます。
- ・介護付有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導など、民間活力を活用した生活の状態に合わせた住まいと介護サービスの提供を推進し、高齢者や障害者等の住まいの確保に取り組みます。
- ・今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進め、医療の基盤整備に取り組みます。
- ・在宅生活が困難になった場合にケアなどを受けられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設が整備、拡充されるよう誘導し、入所型施設の整備促進に取り組みます。
- ・子育て層、高齢者等が安心して居住できる住宅の整備のため、大規模敷地開発について、適切な土地の利活用を誘導します。また、公営住宅等の建替え等によるサービス付高齢者向け住宅の整備・誘導を進めます

- ・区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを進めます。また、新たな保証制度の構築等、高齢者の住み替え支援に取り組めます。

戦略Ⅵ

スポーツ・健康都市戦略（健康アクティブなかの）

～自らつくる健康で安心した暮らし～

超高齢社会を迎え、区民の健康づくり・スポーツに対する関心が高まりつつあります。いつまでも健康で元気に生活できるまちづくりを進めることが地域の課題であるという共通認識・共通理解を広め、地域ぐるみで取組を進める必要があります。

楽しみながら、継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場が整備され、日常的な運動や地域活動への参加が、心身の健康維持や増進につながるように、取組を進めていきます。また、スポーツ指導者の養成・競技力向上を推進し、スポーツ活動を活性化させていきます。

心身の健康づくり、健康につながるまちづくりを推進するとともに、生活習慣病等の予防対策や、身近な地域の医療体制の充実により、健康不安のない暮らしをめざします。

さらに、障害者の相談支援体制を充実し、地域生活の支援を促進するとともに、障害者の社会参加を推進する取組を進めます。生活困窮状態からの回復と自立支援と促進していきます。

展開１ スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

展開２ 健康的な暮らしを実現するまち

展開３ 誰もが障壁なく自己実現できるまち

展開４ 暮らしの支えが整い、自立した生活が営めるまち

展開1 スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

【対応すべき課題】

- ・ 日常的な運動・スポーツ活動の活性化
- ・ 指導者養成・競技力向上の推進

【主な施策展開】

○ 地域における日常的な運動・スポーツ活動を活性化します

- ・ 様々な区民が健康づくり・スポーツに親しみ、交流し合う身近な場を提供し、区民の健康づくり・体力づくりを推進していくため、地域スポーツクラブの展開に取り組みます。
- ・ スポーツ・コミュニティプラザと連携した介護予防の取組を進め、地域で仲間づくりや日常的な身体活動を行うことのできる場を確保し、日常的に運動・スポーツに取り組める環境の整備に取り組みます。
- ・ スポーツ・コミュニティプラザの利用者同士が交流し、ともに運動・スポーツに取り組むことにより、新たな地域コミュニティが形成される仕組みを構築し、運動・スポーツを通じた地域交流の促進に取り組みます。

○ スポーツ指導者養成と競技力向上を推進します

- ・ スポーツ・コミュニティプラザ等において講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行うとともに、地域で指導できる場を確保することなどでスポーツ指導者の育成と活用に取り組みます。
- ・ 小規模化して運動部の運営が難しくなっている中学校の部活動の指導に当たるほか、単独では設置できない部活動の合同部活動化を支援します。
- ・ 大学等との連携による専門的指導によるトレーニング、コンディショニング、安全管理等の専門的スキルを活用して指導力の強化に取り組みます。
- ・ 全国や国際レベルで活躍するトップアスリートを招致し、地域のジュニアアスリートへの指導や、指導者のレベルアップ講習を実施することで、競技力および意欲の向上に取り組みます。
- ・ スポーツが楽しめる大規模公園の整備や、特定のスポーツ利用が可能な施設など機能の特化した公園施設の整備を進めます。

展開２ 健康的な暮らしを実現するまち

【対応すべき課題】

- ・心身の健康づくりの推進
- ・健康につながるまちづくりの推進
- ・生活習慣病等の予防対策と支援の充実
- ・地域の医療体制の充実
- ・感染症等の健康不安への対応の推進

【主な施策展開】

○ 心身の健康づくりを推進します

- ・地域のスポーツ・コミュニティ活動などへの参加などを通じて、身近な場所で気軽に継続的に体を動かし、健康づくり・介護予防へと繋がっていく環境整備を図っていきます。
- ・イベント等を活用し、手軽に取り組めるウォーキングやラジオ体操など普及を図り、主体的で継続的な健康づくりの取組が広がり、地域ぐるみの展開となるよう。地域の健康づくり活動の支援に取り組みます。

○ 健康につながるまちづくりを推進します

- ・だれもが外に出て、健康づくりができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。
- ・買物、通院や地域活動への参加等がだれもが気楽にできるよう近隣商店街の活性化や移動支援の充実を図ります。
- ・区民団体等が作成した各種ウォーキングルートを集約し、区民の利用しやすいかたちで提供していきます。

○ 生活習慣病等の予防対策と支援を充実します

- ・区民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立を支援するため、健康診断やがん検診のより効果的な受診勧奨を実施し、健診の受診率向上に取り組めます。
- ・健診の分析結果等、データを特定保健指導へ活用し、それぞれの状態に応じた運動プログラム等を提供していきます。それらを通じて、生活の中の運動と健康づくりの支援を進めます。

○ 身近な地域の医療体制を充実します

- ・区民がかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、必要な受診・相談ができるよう、区民への啓発と医療機関相互の連携を強化し、かかりつけ医等の推進に取り組めます。

- ・ 休日の診療体制の確保を引き続き行うとともに、小児救急医療施設の充実を図り、地域の医療体制の整備に取り組みます。
- ・ 在宅医療の拡大も視野に入れ、区内医療機関同士の連携（病診、診診連携）と在宅療養相談窓口の連携を強化・推進します。

○ **健康不安のない暮らしを維持します**

- ・ 予防接種率の維持・向上による発生抑制、健診・検診・検査等による早期発見・対応を適切に実施することにより、感染症等の予防対策の充実に取り組みます。
- ・ 防護用品等の備蓄更新や感染症対策に携わる知識技術の維持、患者搬送体制の構築と維持などによる迅速な対応体制の確保に取り組みます。

展開3 誰もが障壁なく自己実現できるまち

【対応すべき課題】

- ・相談支援体制の充実
- ・地域生活の支援の促進
- ・社会参加の推進

【主な施策展開】

○ 相談支援体制を充実します

- ・地域の民生・児童委員、ボランティア団体などと予防・早期発見のための地域の相談ネットワークを構築し、さらに、区内企業や地域団体なども参加する、包括的な相談支援体制の整備・体制強化に取り組みます。
- ・障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成が円滑に行われるように相談支援事業者と相談支援専門員を確保するとともに、計画相談の実施体制を整備し、計画相談支援の推進に取り組みます。
- ・虐待防止や権利擁護についての理解促進と虐待予防のため、各ライフステージに応じた啓発事業の実施や、養護者に対する専門相談を行うとともに、成年後見制度の利用促進と安心して制度を利用できる体制を構築するなど、権利擁護の取組を推進します。

○ 地域生活の支援を促進します

- ・地域移行の促進に向け、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、地域生活支援拠点を整備し、グループホームの整備誘導など地域生活への移行に向けた基盤整備に取り組みます。
- ・生活介護等の日中活動系施設の拡充、地域生活に必要な移動支援、一時保護事業など地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充し、自立生活を支えるためのサービスの確保に取り組みます。

○ 障害者の社会参加を推進します

- ・障害者の地域活動への参加などを支援し、地域における障害者の理解と参加を進めるほか、社会参加のための外出支援、意思疎通支援などのサービスを推進し、社会参加の促進支援に取り組みます。
- ・障害者の働く場の開拓を進めるとともに、障害者を雇用する企業の紹介や支援を行い一般就労を促進します。個々の障害特性に応じた受注向上や施設の生産技術向上を図ることで、障害者の就労支援と障害者就労施設の工賃向上に取り組みます。
- ・就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができるよう、人材育成や人材マッチングの取組を進めます。

展開4 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

【対応すべき課題】

- ・生活困窮状態からの回復と自立支援の促進
- ・生活の安定の保障

【主な施策展開】

○ 生活困窮状態からの回復と自立支援を促進します

- ・就労支援等を効果的に活用することで就労・増収を実現して、自立した生活が確立できるように支援していきます。
- ・一般就労に従事することが困難な生活困窮者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援することで、若年無業者等の職業的自立支援の推進に取り組めます。
- ・低所得世帯の子どもに対する学習支援により進学を支援することで、困窮生活から脱却するための支援の充実に取り組めます。

○ 生活の安定の保障を促進します

- ・生活保護受給者について、日常的なケースワークを通じて、生活の安定に必要な支援を行っていきます。また、それぞれの生活環境やニーズに対応した自立支援の推進に取り組めます。

戦略Ⅶ

区民サービス基盤強化戦略（便利・安心なかの）

～区民の暮らしを守る行政サービスの基盤～

医療、介護にかかる社会保険制度については、高齢化の進展等に伴う給付費の増加への対応が課題となっています。被保険者等への理解のもと、給付費の適正化の取組、保険料収納の向上等の取組を強化し、安定した社会保険制度を運営し、区民生活の基盤を継続して築く必要があります。あわせて、国民健康保険制度については都道府県化への円滑な移行を進めます。

また、マイナンバー制度の導入や、情報通信技術（ICT）が人々の生活へより浸透していく中で、区民サービスにつながる情報基盤や仕組みの整備を進め、いつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現するとともに、アウトリーチ型サービス等によるきめ細かい人的対応を可能とします。

必要なサービスを支える税収確保にも確実に取り組みます。

展開１ 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

展開２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

展開 1 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

【対応すべき課題】

- ・高齢化の進行にともなう給付費の増加
- ・給付費の適正化
- ・保険料収入率の向上

【主な施策展開】

○ 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度を構築・運営します

- ・国民健康保険制度の都道府県化を円滑に進め、より安定した保険制度を構築し、適切な運営を行います。
- ・保険加入者が公平で適正な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検やジェネリック医薬品の使用促進など医療給付の適正化を進めます。
- ・新たな収納方法を開始する等収納率向上に取り組みます。
- ・健診結果に基づく生活改善の機会や、運動プログラムの提供等健康的な生活の自己管理を支援する取組を進めます。

○ 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度を運営します

- ・被保険者に加え、サービスの担い手となる人々等も含めた幅広い制度理解を進めます。
- ・区内介護事業所への実地指導・調査の強化や、第三者評価の受審の推進により、高齢者が安心して利用できる介護保険サービスの質の確保等を進めます。
- ・在宅生活を支援するサービス、ケア付きの住宅、入所型の施設等について計画的な整備誘導を進めます。
- ・機能低下の早期発見と適切な介護予防マネジメントにより介護予防の取組を進めます。

展開２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

【対応すべき課題】

- ・マイナンバー制度の普及・利活用
- ・税収確保
- ・区民サービスの質、利便性の向上
- ・セキュリティを確保した情報基盤の整備

【主な施策展開】

○ 住民情報の適正管理・提供を推進します

- ・マイナンバー制度の利活用を進めるシステム基盤の整備やしくみの構築等により、区民サービスの正確性、利便性を高めます。
- ・情報セキュリティについて、機器への対策、職員のスキル向上等、対策を強化します。

○ 税収確保を推進します

- ・適切な納税勧奨、特別徴収の推進、納付相談、新たな納付方法の開始等による多様な納付方法の整備により、自主納付を促進します。
- ・粘り強い納付交渉、法に基づく着実な対応で税の滞納を減らします。
- ・税の使われ方や税制度に関して広報・啓発を充実するとともに、児童・生徒に対する租税教育を推進します。

○ 情報通信技術（ICT）と人的サービスの連携による新たな区民サービスを推進します

- ・総合窓口システムの構築、電子手続の拡大によりバーチャル区役所の整備を推進するとともに、対応する人材育成を図り、来庁時を含むいつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現します。
- ・アウトリーチ型サービス等を可能とする安全性の高いシステム基盤を構築します。それらを活用することにより、高齢者や障害者など、来庁が困難な方を、職員が端末を携行して訪問し、相談や各種申請等の手続を実施するなどきめ細かい人的対応が可能となります。

～区民とともに築く持続可能な区政～

少子高齢化、人口減少社会における経済や地域の力への影響が懸念される一方で、行政サービスにかかるニーズは多様化、複雑化しています。こうした状況の中で、持続可能な区政運営を行うためには、多様な人の参画により区民とともに築く区政運営と、将来需要にこたえる政策の展開を可能とする行財政運営が重要です。

地域の課題解決に向けた行動へとつながる、質の高い情報の提供の活用促進等による区民とともに築く区政を進めるとともに、人権を守り、多様な人の参画を推進するまちづくり、組織・職員の政策形成能力向上、施策展開を支える財政規律を根幹とする財政運営や、長期的な視点に基づく施設管理を進めていきます。

また、区民から親しまれ、便利で快適なサービス展開を可能とする新区役所の整備を進めます。

加えて、連携都市との相互発展に向けた交流も進めていきます。

展開 1 区民意思と合意に基づく政策決定

展開 2 人権を守り、多様な人が参画するまち

展開 3 将来を見据えた行財政運営

展開 4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

展開 1 区民意思と合意に基づく政策決定

【対応すべき課題】

- ・情報のオープン化・透明性の確保
- ・マイナポータルの利活用促進

【主な施策展開】

○ 地域の課題解決に向けた行動へつながる、質の高い情報の提供と活用を促進します

- ・基本となる区政情報について、区ホームページから誰もが閲覧できるしくみ（仮称）オンライン情報公開閲覧室を整備し、区政情報の公開、透明性を確保します。また、区政資料の電子化やレファレンス機能の向上、ユニバーサルデザインに配慮した情報発信、行政データのオープン化を進めます。
- ・マイナポータル（マイナンバー制度における情報提供等記録開示システム）等の活用によりライフステージに応じた双方向の情報受発信により区民の利便性向上、負担軽減を図ります。
- ・区民の意識・意向のきめ細かい把握や、区政運営の PDCA サイクルへの参加を推進します。

展開２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

【対応すべき課題】

- ・ 地域社会の多様性への対応
- ・ 地域で暮らす外国人の生活支援

【主な施策展開】

○ 人権意識の向上と多様な人の参画を推進します

- ・ グローバル化の進展を踏まえた、家庭、学校、職場、地域社会における人権課題（女性、高齢者、外国人、障害者、LGBT 他）に対する理解を深め共生社会を育むための啓発を進めます。特に、民間事業者や若年層への意識啓発を強化します。
- ・ ユニバーサルデザインの視点を意識し、多様な区民の特性に対して十分な理解をもった行政サービスの展開が図れる環境を整えます。
- ・ 男女共同参画の考え方について、区民や民間企業の理解を深め、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、共同して作り上げる社会に向けた取組を進めます。
- ・ 学校教育において、人権教育・道徳教育・心の教育等を推進し、豊かな人間性や社会性を育みます。
- ・ 障害者に対する差別の解消について、区民の関心と理解を深める理解促進啓発事業を実施するとともに、区における障害者への差別及び権利侵害を防止し、合理的配慮を的確に実施する等、差別を解消するための支援を実施します。

○ 平和への貢献と国際理解の醸成を推進します

- ・ 様々な媒体による生活情報提供、手続き案内等の多言語化を図るとともに、相談の機会を確保する等、外国人が地域で暮らしやすくするための取組を進めます。
- ・ 国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となる地域ボランティアの養成、学校における国際理解教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を進めます。
- ・ 海外自治体等との交流の拡大や東京オリンピック・パラリンピックを契機とした交流の充実を図る等、国際平和意識の気運醸成を図ります。

展開3 将来を見据えた行財政運営

【対応すべき課題】

- ・先進的な政策形成
- ・将来需要にこたえる財政運営・施設マネジメント
- ・情報通信技術（ICT）進展に対応するセキュリティの強化

【主な施策展開】

○ 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成を推進します

- ・組織としての政策立案力を高め、区民への共感に基づいた施策立案や、積極的に多様な主体と共働して政策を立案できる体制を整えます。
- ・職員の特性や専門性が生かされ、出産や育児・介護等、ライフステージごとにワークライフバランスが保たれ、職員が持てる力を十分に発揮することにより、区民に高い価値を提供する体制を整えます。
- ・職員の特性や専門性を踏まえた人材育成を図り、個人のキャリア形成に着目した人事管理を強化します。また、コンプライアンス遵守を進めます。

○ 確かな行財政運営を推進します

- ・施策展開を支える財政規律を根幹とし、公会計改革等財務管理の推進・財政分析の強化、顧客志向による改善や、民間等が行う公共サービスの展開の推進、質の確保に向けた取組を進めます。

○ 新しい時代にふさわしい新区役所を整備します

- ・新しい政策を作りだしていく区政の中心であり、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点として、区民が訪れやすく親しみやすい区役所を整備します。
- ・誰もが不自由なく手続きや相談などのサービスが受けられるよう、わかりやすく利用しやすい区役所を実現します。
- ・災害対応能力、自立性、事業継続性の高い区役所が整備され、区民の安心、安全が守られています。

○ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営を推進します

- ・バリアフリー化、省エネルギー・再生可能エネルギー導入、緑化推進等の施策展開を実現するとともに、長期的な視点に基づく施設管理を推進し、誰もが長く親しみ利用できる区有施設を整備、運営します。

○ 危機管理を強化します

- ・ 情報通信技術（ICT）が行政サービスの展開にこれまで以上に活用される中、情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、危機管理体制の実効性の向上、業務継続力の向上の取組を進めます。

展開4 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

【対応すべき課題】

- ・ 少子・高齢化、人口減少社会への対応
- ・ 都市と地方の相互発展
- ・ 多様なライフスタイルの実現

【主な施策展開】

○ 連携都市と相互発展に向けた交流を進めます

- ・ 連携自治体との観光・体験・経済・環境等の多様な主体も含めた交流を進め、地方と都市の強みを活かし、弱みを補う相互発展を進めます。
- ・ 様々な人的な交流を踏まえた、ライフステージやスタイルに応じた新たな暮らし形成の選択肢として、長期滞在や二地域居住等の推進を図ります。

第3章 10年後の中野の姿とめざす方向

戦略Ⅰ まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）

Ⅰ－１ 世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点

《１０年後のまちの姿》

「世界に開かれた経済活動とにぎわいの拠点」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

○中野駅を中心に回遊性が高まり、周辺まちづくりが進むとともに、グローバルな活動を行う企業の増加、コンベンション機能を活用した様々な会議やイベント、文化活動等の充実や発信、良好な居住空間の整備を通して、多彩な魅力が形成されています。

○西武新宿線沿線については、中井駅・野方駅間の連続立体交差化に伴い、踏み切りや線路による地域分断や交通渋滞が解消され、安全性・利便性が向上しており、野方駅以西についても、引き続き事業化が図られています。

また、各駅を中心とする道路整備や街区の再編等を契機に、それぞれの地域特性を活かしたまちづくりが進んでいます。

○西武新宿線沿線以外の交流拠点については、業務施設や交流施設、住宅の誘導等、まちの活性化に向けたまちづくりが進んでいます。

《現状と課題》

中野駅周辺は、中野四季の都市（まち）の開発における、オフィスビルや大学等の立地によって昼間人口が増加し、多様な都市活動が展開される拠点の形成が進んでいます。

また、区役所・サンプラザ地区をはじめ、各地区の開発においては、グローバル化の視点を持ちながら、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図っていくことが求められています。

世界から注目され、選ばれる都市をめざしていくには、利便性や快適性、安全性を高める取組とともに、中野の魅力を向上させる仕掛け、強み、暮らしやすさなど

を発信する仕組みづくりが必要です。

西武新宿線沿線は、鉄道による地域分断、踏切による交通渋滞の慢性化や交通の安全性・利便性等に多くの問題を抱えています。こうした問題を解決するため、西武新宿線連続立体交差事業（中井駅～野方駅間）が着手されました。また、関連街路となる区画街路第3号線・同4号線及び補助第220号線の事業化に向けた調整を進めています。

併せて、駅周辺のまちのにぎわいの創出や防災性の向上等を推進するため、新井薬師前駅周辺と沼袋駅周辺において、まちづくり整備方針にもとづき、具体的なまちづくりに取り組んでいます。

野方駅以西については、連続立体交差化の推進と併せて、野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅周辺地域について、一層のまちづくりの機運を醸成しながら、沿線のまちづくり計画を具体化していくことが必要となっています。

また、東中野駅周辺は西口駅前広場の整備が完了しましたが、さらに東口周辺の利便性や回遊性の向上のための機能の拡充が必要となっています。

新宿副都心に近接し一定の業務集積が進んでいる中野坂上駅周辺は、その立地条件を活かした交流拠点として育成し、まちの魅力を一層高めていくことが求められています。

《施策の方向》

- ア グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくり
- イ 西武新宿線沿線・交流拠点のまちづくり

ア グローバルな経済活動、商業振興、文化振興の拠点としての中野駅周辺まちづくり

(1) 目標とする姿

中野駅周辺は、区全体を「持続可能な活力あるまち」へけん引する中野区の中心拠点であるとともに、多様な都市機能が集約された「東京の新たなエネルギーを生み出す活動拠点」となることをめざしています。

そのため、区役所・サンプラザ地区、中野駅地区、中野二丁目地区、中野三丁目地区及び囲町地区等の整備やエリアマネジメントの推進により、グローバルビジネス等の最先端の業務拠点、個性豊かな文化発信拠点、最高レベルの生活空間といった多彩な魅力が形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野駅の利用者数	中野駅の利用者数は、中野駅周辺の業務集積、にぎわいの拡大により増加すると考えられるため	428,947 人 (26 年度)	460,000 人	490,000 人
事業所の従業者数	従業者数が、産業振興の進捗状況を表していると考えられるため	122,272 人 (26 年度)	128,000 人	147,000 人

(3) おもな取り組み

① 中野駅周辺都市再生プロジェクト

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野)

中野のシンボルとなる区役所・サンプラザ地区再整備をはじめ、交通結節機能の強化や回遊性向上をめざす中野駅地区整備、中野二丁目地区、中野三丁目地区、囲

町地区等における市街地再開発や土地区画整理等の事業推進及び地区計画に基づくまちづくりによって、都市機能の高度化及び都市の居住環境の向上を図っていきます。

また、歩行者デッキなどによる安全で円滑なユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

② スマートな環境・防災都市づくり

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野)

中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心とした低炭素まちづくりを推進するとともに、災害時にも有効に機能するエネルギーインフラの構築を行い、中野駅周辺エリアを災害時業務継続地区（BCD）として整備していきます。

③ まちの魅力と価値を高めるエリアマネジメントの促進

(担当：都市政策推進室 産業振興分野、中野駅周辺まちづくり分野)

中野駅周辺や交流拠点などにおいて、街並み景観のグレードアップ、まち全体のプロモーション活動、情報通信技術（ICT）を活用した地域情報や災害情報等の発信、治安・環境改善活動などを展開するため、エリアマネジメント組織を育成し、まちの魅力と価値を高める取組を促進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○区役所・サンプラザ地区再整備実施方針策定 ○中野駅新北口駅前広場整備	○中野駅西側南北通路、橋上駅舎完成 ○中野駅西口広場完成	○区役所・サンプラザ地区再整備実施	○区役所・サンプラザ地区事業実施 ○中野駅新北口駅前広場完成 ○中野駅南口駅前広場完成

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○中野二丁目土地区画整理事業実施 ○中野三丁目土地区画整理事業実施 ○囲町地区市街地再開発事業実施 ○BCD 形成を見据えた低炭素まちづくり計画の策定 ○平常時・非常時に活用する情報ネットワークの構築 ○新たなエリアマネジメント組織の構築	○中野二丁目地区市街地再開発事業実施 ○大規模開発等における低炭素化やエネルギーマネジメント誘導・実施 ○エリアマネジメント組織による事業展開	○情報ネットワークの活用 ○エリアマネジメント組織と各開発エリア事業主体との連携	○中野二丁目地区市街地再開発事業完了 ○中野二丁目土地区画整理事業完了 ○中野三丁目土地区画整理事業完了 ○囲町地区市街地再開発事業完了 ○区役所・サンプラザ地区等を中心とした BCD の形成

イ 西武新宿線沿線・交流拠点のまちづくり

(1) 目標とする姿

西武新宿線の連続立体交差化に伴い、交通環境が整備されるとともに、それに伴う駅周辺のまちづくりを進めることにより、自然・歴史・文化との共生の視点も含め、新たなまちのにぎわいが再生されています。

また、地域の主要駅周辺では、商業・業務施設や交流などの集いの場、地域に根ざした文化活動が充実し、地域の拠点となっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
西武新宿線 5 駅等の周辺の居住人口	居住人口は、駅周辺のにぎわいと連動していると考えられるため	124,850 人 (26 年度)	126,000 人	129,000 人
西武新宿線 5 駅等の 1 日乗降客数	乗降客数の増減は、駅周辺のにぎわいと連動していると考えられるため	358,616 人 (26 年度)	364,000 人	370,000 人

※西武新宿線 5 駅等は、西武新宿線各駅（新井薬師前駅、沼袋駅、野方駅、都立家政駅、鷺ノ宮駅）、JR 東中野駅、東京メトロ丸の内線各駅（中野坂上駅、新中野駅）。

(3) おもな取り組み

① 駅周辺整備とあわせたにぎわい再生のまちづくり（新井薬師前・沼袋駅周辺地区）

（担当：都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野）

新井薬師前・沼袋駅周辺については、地域住民や来街者が交流できる空間を整備し、駅から商店街へ、にぎやかさが連続する整備を行います。

また、駅前広場等の交通基盤施設の整備により、乗り換え利便性の向上を図ると

ともに、交通基盤の強化や地域の防災性の向上により、安全・安心なまちの構築を進めていきます。

② 西武新宿線連続立体交差化に伴う沿線まちづくりの推進

(担当：都市政策推進室 西武新宿線沿線まちづくり分野)

中井・野方駅間の連続立体交差事業に引き続く、野方・井荻駅間の連続立体交差化の早期実現を踏まえ、交通渋滞や踏切事故、地域の分断などの解消に留まらず、駅前広場など都市基盤の整備等、一体的・総合的にまちの魅力を形成していきます。

③ 生活・仕事・交流・文化活動を支える交流拠点のまちづくり

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、都市基盤部 都市計画分野)

東中野駅西口整備に続き、東口の利便性・回遊性の向上をめざし、周辺住環境との調和を図りつつ、交流拠点としての機能を拡充していきます。

中野坂上駅周辺は、新宿副都心に近接していることに加え、羽田空港へのアクセスの良さといった立地条件を活かしつつ、土地・建物の有効利用を促進します。

また、交流拠点等において、Wi-Fi 環境など、さまざまな媒体の活用により、まち歩きを行う国内外からの来街者が、不自由なく必要な情報を得られるよう情報発信の充実を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○新井薬師前・沼袋駅前の拠点空間の検討 ○新井薬師前駅周辺や区画街路第 4 号沿道のまちづくりの検討		○拠点空間の整備 ○まちづくりの着実な推進	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○上高田地区・沼袋地区防災まちづくりの検討 ○連続立体交差事業中井駅～野方駅間の工事（都施行） ○野方駅～井荻駅間の事業実施要請 ○野方・都立家政・鷺ノ宮駅周辺地区のまちづくり検討 ○東中野駅東口まちづくり計画の策定	○まちづくり整備方針の策定及び駅周辺の地区計画等の検討 ○東中野駅東口まちづくり整備計画の策定 ○中野坂上駅周辺まちづくりの検討	○避難路の確保と沿道の不燃化耐震化の推進 ○中井駅～野方駅間の工事（都施行） ○野方駅～井荻駅間の事業実現 ○まちづくりの推進 ○東中野駅東口地域まちづくりの推進 ○中野坂上駅周辺まちづくり計画の策定	○東中野駅東口バリアフリー化及び歩行者系広場の完成 ○中野坂上駅周辺まちづくり整備計画の策定

戦略Ⅰ まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）

Ⅰ－２ 魅力にあふれ、来街者の絶えないまち

《１０年後のまちの姿》

「魅力にあふれ、来街者の絶えないまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

○交通利便性に優れた住環境とともに、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャー、個性的な店、飲食店の集積といった様々な顔を見せる中野ならではの魅力・特徴が認知され、国内外から多くの人が中野のまちを訪れ、楽しんでいます。

○哲学堂公園をはじめとする固有の歴史や文化が観光資源となり、来街者が中野のまちを周遊しています。

○中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントをはじめ様々なイベントが開催され、また魅力的な店舗等が充実し、東京の新たなシンボルとなっています。

○積極的に来街者への対応を行うことで、交流が活発化し、まちのにぎわい、地域の活性化が進んでいます。

《現状と課題》

中野駅周辺地区は、アクセスに優れた交通の結節点であり、駅周辺の開発や企業・大学の誘致により、多くの人が集まり活動が行われています。

この駅周辺地区の発展がけん引役となり、中野のまちの経済的な成長が進み、にぎわいと活気にあふれるまちとして、内外から高い注目を集めています。

中野のまちは、マンガ・アニメや小劇場の演劇などのカルチャーや食文化、飲食店の集積があり、その後背地に閑静な住宅街が広がるなど、文化と生活が混ざり合う特徴的なまちを形成しています。

また、今後、アジアの経済発展、グローバル化の進展は、来日観光客や交流人口の増加をもたらします。それらを踏まえ、自らの魅力や良さを積極的に発信し、さ

らなる来街者の呼び込みと、それに伴う経済・地域の活性化が求められています。

《施策の方向》

ア 都市観光の魅力発掘・発信

イ 都市観光の受入環境・基盤の充実

(1) 目標とする姿

哲学堂公園をはじめとする歴史的資産、アニメ・マンガや小劇場での演劇等の資源の活用、企業や教育機関、商業・地域団体等、多様な主体の連携により、様々なイベントが開催されています。

また、中野駅周辺を中心に、グローバルなイベントや魅力ある店舗などにより、中野のまちが東京の新たなシンボルとして注目されています。

これらにより、来街者が増加し、また回遊や消費が促進され、観光消費の増加や雇用拡大等、地域経済が活性化しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野区内全駅の利用者数	来街者の増加は、駅利用者により推定されるため	834,750 人 (26 年度)	867,000 人	900,000 人

(3) おもな取り組み

① 中野の魅力・印象付けるイメージの確立、既存資源の発掘、魅力の発信

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

中野区を印象付けるマンガ・アニメや小劇場での演劇等のカルチャー、食文化や飲食店集積、文化・芸術活動等の中野らしさを基盤とした、新たな観光イメージを構築・浸透させ、訪問したい「まち」としてのブランドを確立していきます。

また、中野の知名度や好感度を向上させ、来街者を増加させるために、中野区の魅力や観光資源、イベント情報等について、国内外に対しての積極的な発信を行います。

② 歴史・文化等資源の活用

（担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、都市基盤部 都市計画分野ほか）

哲学堂公園・歴史民俗資料館等を観光資源として整備し、その新たな価値を創造していきます。

中野駅からの回遊性、景観の向上などを通して、哲学堂公園を含む周辺地区の魅力を高め、様々な主体が取り組む観光イベントなどが開催されるなど、面としてのにぎわいを確保していきます。

また、認定観光資源の魅力を積極的に発信するとともに、歩いて楽しめるストーリー性のある回遊ルートづくり等、その活用を充実させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○個性的なイベントの実施・支援 ○民間媒体による区の魅力・観光情報発信の検討 ○哲学堂公園・資料館整備 ○中野駅～哲学堂公園間景観形成方針の検討	○イベントを基盤とした区内産業の連携強化 ○民間媒体による区の魅力・観光情報発信 ○哲学堂公園周辺まち歩きルートの検討 ○哲学堂公園・資料館整備 ○みずのとう公園の再整備 ○中野駅～哲学堂公園間景観形成方針の策定	○民間イベントの拡充・育成 ○哲学堂公園周辺まち歩きルート設定 ○方針に基づく景観誘導	

イ 都市観光の受入環境・基盤の充実

(1) 目標とする姿

国籍や年齢、障害の有無に拘わらず、都市観光を楽しむため、観光スポット、まちの案内などの国際化対応、ユニバーサルデザイン等に配慮された、便利で快適な受入環境が構築されています。

また、区民による観光ボランティア等の受入体制や一定のルールに基づく安全安心な民泊など多様な宿泊の仕組みが整備されることにより、更なる来街者が呼び込まれています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
中野区内全駅の利用者数	来街者の増加は、駅利用者により推定されるため	834,750 人 (26 年度)	867,000 人	900,000 人

(3) おもな取り組み

① 都市観光活性化のための国際化対応・体制整備

(担当：政策室 広報分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

都市観光に係る情報発信については、ホームページの多言語化に加え、海外の観光情報サイトへの投稿や各国のガイドブックへの掲載等、海外への働きかけを積極的に行っていきます。

また、都市観光、日常生活の利便性の向上のため、区における案内サイン基準の策定、商店街等における多言語による案内表示設置等に向けた支援・誘導を推進していきます。

さらに、観光ボランティアなどの制度・人材育成や一定のルールに基づく安全安

心な民泊など多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

② 都市観光活性化のための情報通信環境の充実

（担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野）

来街者が快適にまちを楽しむために、Wi-Fi スポットの整備、区の観光情報・食情報などの配信、デジタルサイネージ等を活用した観光案内表示の実施等、情報通信環境を活用した情報提供を充実します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○観光情報発信の国際化対応の拡充 ○公共空間等における Wi-Fi 環境の拡充 ○商店街における商品表示等の外国語対応支援 ○商店街ホームページの多言語化の推進 ○観光ボランティア制度創設 ○外国人向け民泊の仕組み構築	○デジタルサイネージ等観光案内表示の整備 ○商店街等における多言語による案内表示設置に向けた支援・誘導 ○観光ボランティア人材育成・運用	○デジタルサイネージを活用した区の観光情報・食情報などの配信	

戦略Ⅰ まち活性化戦略 （キラリ輝くなかの）

Ⅰ－３ くらしと交流の中心となる商店街

《１０年後のまちの姿》

「くらしと交流の中心となる商店街」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民の日常的な生活用品やサービスが安定的に供給されるとともに、魅力のある商店があつまり、便利で個性的な商店街が形成されています。
- 商店街は、人々の交流の場であるとともに、医療・介護、子育てや教育などの生活を支援するサービスが充実し、地域コミュニティの核として機能しています。
- 連携都市の生産者との交流や物産交流を通して、安全安心で豊かな消費活動が形成されています。

《現状と課題》

区内では再開発事業等に伴う人口増などにより、活性化している商店街もありますが、大型商業施設の進出やインターネットの発達による購買機会の多様化などから、店舗数が伸び悩んでいる商店街が少なくありません。

人口減少社会、高齢化の進展、情報通信技術（ICT）とグローバル化による商業環境の変化を踏まえ、商店街では商品やサービスの供給という機能に加え、地域における安心安全や日常的な交流、医療や介護などのサービスが揃う拠点として、地域コミュニティの核ともいえるべき役割が求められていきます。

また、商店街や町会等のイベントに合わせて連携自治体の物産展を多数開催しているが、収益性や事業者間の取引促進などの課題もあり、流通のしくみづくりが求められます。

《施策の方向》

ア コミュニティの核となる商店街の振興

ア コミュニティの核となる商店街の振興

(1) 目標とする姿

商店街は、日常的な生活用品・サービスなどを安定的に供給するとともに、魅力ある商店が集まり、便利で個性的に発展しています。

また、日常生活の利便性や質を高めるため、健康づくり、医療・介護や子育て・教育等の生活関連サービスの充実、人々の交流の拠点としての機能を持ち、地域コミュニティの核であるとともに、にぎわいの拠点となっています。

さらに、連携自治体の生産者等との交流や物産展を通して、商品構成などが充実し、豊かな消費活動が形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内小売業の年間売上額	区内小売業の売上額は、商店街の経済活動の状況をあらわすため	2,289 億円 (23 年度)	2,746 億円	3,000 億円
買い物等で地元商店街を週 1 回以上利用する人の割合	商店街での買い物やサービス利用等の割合は、住民との密着度の目安となるため	—	25%	50%

(3) おもな取り組み

① まちづくり事業に連動した個店・商業集積の誘導

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

西武新宿線連続立体交差事業による駅前広場整備、沼袋駅周辺の区画街路整備に

伴う沿道と一体化したまちづくり、大和町まちづくりに伴う沿線商店街の活性化の促進など、まちづくり事業やその手法を活用して、地域コミュニティの核となる商店街の構築を促進していきます。

② 地域生活を支えるコミュニティ拠点としての商業集積、施設の誘導

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

買い物だけでなく、医療・介護サービスや子育てサービスなど、生活に必要なサービスが満足されるよう商業集積、施設誘導を行っていきます。

また、地域の需要にあった店舗の新規参入支援、廃業店と新規出店者のマッチングや事業整理の支援など、転換支援を進めていきます。

③ 新たな商業空間の整備

(担当：政策室 広報分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

区の都市観光施策やまちづくりに関する情報提供等を通じて、それら区事業と商店街事業との連携推進を図ります。

また、共同施設等の支援や店舗の共同化等の街並み形成等、商店街街区の環境整備事業を推進していくとともに、国際化対応の推進を支援していきます。

④ 連携自治体との経済交流の展開

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

連携自治体の生産者等と区内事業者・団体との交流を推進し、取引の推進や物流の仕組みづくりを進めていきます。

その一環として、区内で行われる大規模イベント等での物産展開催や生産者と区内事業者との交流会などを通じて、生産者と区内消費者、事業者の顔の見える関係を築いていきます。

これを踏まえ、その土地の名産品等の認知の拡大、より豊かな消費活動の促進を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○まちづくり事業に併せた商業集積のありかた等検討・誘導 ○商店街におけるWi-Fi 環境整備の推進 ○商店街ホームページの多言語化の推進 ○商店街における商品表示等の外国語対応支援 ○区内イベントにおける物産展開催等の支援 ○連携自治体生産者・区内事業者との交流会の推進	○商業集積の誘導 ○商店街等における多言語による案内表示設置に向けた支援・誘導 ○区内イベントにおける物産展開催等の推進 ○連携自治体生産者・区内事業者と物産交流をきっかけとした商品・サービスの開発・販売支援	○新たな商業集積形成の促進	

戦略Ⅰ まち活性化戦略（キラリ輝くなかの）

Ⅰ－４ 多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち

《１０年後のまちの姿》

「多様な経済活動で多くの就労の機会が生み出されているまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 国際的に展開するビジネスの活動基盤が整備され、多くの関連企業が立地しています。
- グローバルに活動する人材が、ビジネス拠点、生活拠点として、中野のまちを選択しています。
- 産業の育成、発展が図られ、地域経済が活性化しています。
- 行政や関係機関の支援と効果的な連携により、ライフサポート関連産業やICT・コンテンツ関連産業の創出や事業活動が進んでいます。
- 女性が能力を活かし、希望に応じた働き方を選択できています。
- 障害者は就労や地域活動を通じて社会に貢献しています。
- 高齢になっても、ライフスタイルに応じた仕事や社会貢献の機会に恵まれています。

《現状と課題》

中野のまちは、交通利便性の高さ、コンパクトに集積した都市機能、個性的な文化などを強みとする一方、業務集積や誘客につながる資源の少なさ、滞在空間の不足などが弱みといえます。

これらを踏まえ、グローバル経済を軸とした競争力の強化を図るとともに、今後の都市再生の取組を見据え、グローバルな都市活動拠点の形成、持続可能な都市の成長モデルの確立が求められています。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機としたインバウンドの増加など、あらゆる機会を捉え、中野の立地特性や集積する産業・文化等の強

みを最大限に生かし、活力あるグローバルな都市づくり、グローバルに展開する企業などの区内への呼び込みなど、区内経済全体を活性化していく必要があります。

一方で、産業を活性化するためには、ICT・コンテンツ関連事業者の集積や創出を促し、それらと他の産業との連携により、生産性の向上や新たな事業への展開・拡大を促していく必要があります。

また、今後、ニーズの増加や多様化が見込まれるライフサポート関連産業については、新たな事業創出や拡大により、雇用を創出し、経済を活性化していく必要があります。

さらに、少子高齢化の進展に伴い、生産年齢人口が大きく減少することを踏まえ、高齢者、障害者、女性、外国人等、様々な層が就労しやすい環境づくりが求められるとともに、特に、多様化する高齢者の就労に関する要望に応えていく必要があります。

《施策の方向》

- ア グローバルなビジネスや活動の形成
- イ 重点産業の振興と地域産業の活性化
- ウ 就労の機会の拡充

ア グローバルなビジネスや活動の形成

(1) 目標とする姿

業務集積と大規模な集客交流を軸としたグローバルな都市づくりが進み、国際的に展開する企業が、中野に立地しています。

また、案内表示等の多言語化、住居、医療等の生活関連の支援等が充実し、グローバル人材がビジネスや生活の拠点として、中野のまちを選択しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外資系企業数	外資系企業立地数は、グローバル化の進展状況、ビジネス拠点としての認知度をあらわすと考えられるため	18 社 (26 年 3 月)	20 社	30 社
上場企業の本社数	上場企業の本社数は、ビジネス拠点の集積の状況をあらわすと考えられるため	17 社 (27 年 9 月)	20 社	30 社
大規模企業数	大規模企業（業種を問わず資本金 5000 万円以上を大規模企業とする）の立地数が、ビジネス拠点としての認知度をあらわしているため	241 社 (26 年 7 月)	300 社	350 社
開業等によって新たに立地した事業者の割合	起業、ビジネスチャンスのあるまち、新事業やイノベーションが創出されるまちの進展をあらわすと考えられるため	7.23% (26 年度)	10%	12%

(3) おもな取り組み

① 都市再生を軸としたグローバルビジネス拠点の形成

(担当：都市政策推進室 産業振興分野、中野駅周辺まちづくり分野)

中野の立地特性や都市機能、文化などのポテンシャルを最大限に引き出し、グローバルに展開するビジネスの拠点として選ばれる都市づくりを推進していきます。

② 集客力と発信力のあるグローバルな都市活動基盤の構築

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

中野の活力の源泉となるイベントや個性的な文化をはじめ、多様なコンテンツの集客力と発信力強化に向けた活動基盤や推進体制を構築していきます。

③ 外国人にも暮らしやすい生活環境の整備

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

長期滞在の外国人に暮らしやすい、職住近接につながる最高レベルの生活空間を整備していきます。また、ビジネスや観光など短期滞在者への多様な宿泊の仕組みの整備を進めていきます。

また、外国人居住者の医療、教育、生活環境の整備とともに、日常生活をサポートする機能の拡充を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○グローバルビジネス拠点形成に向けた整備誘導 ○イベント誘致・開催の推進体制の確立 ○外国人居住者の医療、教育、日常生活等のサポート機能の検討 ○外国人に向けた民泊の仕組みの構築 ○関係機関と連携した地域ボランティアの体制構築、養成【再掲Ⅷ-2】 ○学校における日本語指導の充実【再掲Ⅷ-2】	○サポート体制の構築 ○地域ボランティアを活用した語学教育や国際理解教育の実施【再掲Ⅷ-2】	○中野駅周辺都市再生プロジェクトを中心とした宿泊空間等の導入 ○大規模国際イベントの誘致活動	○業務・商業、集客交流空間等におけるグローバルな事業展開 ○大規模国際イベントの開催

イ 重点産業の振興と地域産業の活性化

(1) 目標とする姿

ICT・コンテンツ関連産業及びライフサポート関連産業の振興により、新たな事業が創出されるとともに、産学公金の連携強化などにより、既存産業の事業活動や起業が促進され、地域経済が活性化しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
事業所の従業者数	従業者数が、産業振興の進捗状況を表していると考えられるため	122,272 人 (26 年度)	128,000 人	147,000 人
事業所の売上 (収入)額	産業振興の進捗状況をあらわしていると考えられるため	1 兆 3,888 億円 (24 年度)	1 兆 6,100 億円	1 兆 8,500 億円

(3) おもな取り組み

① 重点産業の振興

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

ICT・コンテンツやライフサポート関連産業については、ニーズや地域特性を踏まえたビジネスを創出するとともに、新たな事業支援のスキームを整備していきます。

また、産学公金の連携により、新事業創出、起業・事業拡大に関する支援体制を強化するとともに、ビジネスフェアへの出展や同業種・異業種間のマッチングにより、区内事業者のビジネスチャンスを拡大し、重点産業の集積・発展を進めていきます。

② 地域産業の活性化

(担当：都市政策推進室 産業振興分野)

産学公金の連携を強化し、研究成果・人材・資金・ノウハウなど、各々の強みを活かして、新規事業の立ち上げなどを支援していきます。

また、産業振興センターにおいて、区内中小企業のニーズに合わせて、ワンストップで課題解決をサポートする体制を強化するとともに、経営者や社員のスキルアップのためのセミナーなどを充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○産学公金連携による新規事業の検討・創出 ○産業経済融資の重点産業分野への強化等戦略的展開 ○経営支援体制の強化			
		推進	



ウ 就労の機会の拡充

(1) 目標とする姿

就労の機会や情報の提供、すでに保有する専門的な知識やスキルの向上・活用支援等を通して、若者、女性、高齢者、障害者などが、それぞれのライフスタイルや立場に応じていきいきと働いています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
前期高齢者（65～74 歳）の就業率	健康で意欲のある高齢者の就労状況が把握できるため	33.7% (22 年)	36%	40%
年金・手当以外の一般就労による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の就労状況が把握できるため	22.6% (26 年度)	29.8%	37%
女性の就労率	就労率の増減により、女性の就労状況が把握できるため	53.1% (22 年度)	56%	60%

(3) おもな取り組み

① 雇用・就労支援の推進

（担当：都市政策推進室 産業振興分野）

就労意欲のある人が、能力に応じて多様な働き方ができ、区内の多様な事業所が、優秀な人材を確保して事業を活性化できるよう、ハローワークなどと連携して支援を拡充していきます。

また、専門的な知識やスキルなどを有する高齢者が就労や起業することを、民間

事業者等と連携して支援していきます。

シルバー人材センターの活動を支援し、高齢者が生きがいを持って働くことができる環境を整えていきます。

さらに、留学生の就職や起業を産学公金の連携によりサポートしていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○産業振興センターにおけるハローワークなどとの連携による就労支援機能の強化 ○区内事業所のニーズに応じた人材供給のための合同就職面接会の実施 ○高齢者の一般就労や起業のためのスキルアップセミナーの実施 ○民間によるアクティブシニア就業支援センターの検討			
			

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－１ 安全で利便性の高い、住み続けられるまち

《１０年後のまちの姿》

「安全で利便性の高い、住み続けられるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 大震災、水害等に備えた、災害に強い、安全・安心なまちづくりが進んでいます。
- 土地の高度利用等が進み、オープンスペースや公共空間が増加しています。
- 誰もが安全で円滑に移動できる、多様な交通環境が整っています。
- 単身者、子育て世帯や高齢者等の多様なニーズに応じて、住宅の共同化、リノベーション、空き家活用等の様々な手法により、住宅ストックが形成されています。
- 子育てや多世代同居のため、そのライフスタイルに応じた広さの住まいが確保されています。
- 高齢者は、サービス付住宅等、その生活の必要に応じた住まいが確保・選択出来ています。

《現状と課題》

区内には道路整備がぜい弱な木造住宅密集地域が多く存在し、災害時の危険性が高い状況にあります。首都直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建物の不燃化や耐震化、防災空地や避難道路の整備等により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

現状の建築物の耐震化率は、住宅等が約 84%、緊急輸送道路沿道建築物が約 82% となっています。住宅等の耐震化の促進にあたっては、所有者の資金負担や権利調

整などのために多くの時間を必要としますが、安全・安心なまちを実現するため、着実に進めていく必要があります。

また、駅周辺に広がる商業・業務地区の活性化や、オープンスペースや公共空間を増加させるため、地域の特性を活かしながら、土地の高度利用や有効利用を進め、集積する多様な都市活動が十分に機能するよう取り組んでいく必要があります。

区内の交通環境については、東西方向に鉄道が走り、バス等についても比較的利便性が高いと言えますが、一部交通に不便な地区もあります。さらに、高齢化の進行を踏まえ、より身近で使い勝手のよい移動手段のあり方の検討が必要だと言えます。

また、中野区は人口密度が極めて高く、単身世帯の割合が高い特徴があります。若年単身者の割合が高い一方で、今後は単身の高齢者や高齢者のみの世帯が増加することが予想され、住宅のセーフティネット機能を維持・充実させていくとともに、ファミリー向け住宅の更なる誘導を図り、バランスのとれた住環境の実現を目指す必要があります。

そのためには、行政による住宅整備だけでは、良質な住宅ストックの供給や住宅セーフティネット機能の対応は困難であり、国や都の動向も踏まえつつ、民間活力の活用を視野に入れた、高齢者向け住宅の整備・誘導を図る必要があります。

また、老朽化したマンションの建替えの円滑化や耐震化の促進を図るとともに、予防保全の観点からマンションの適正な管理を推進し、安全で良質なマンションストックを形成していく必要があります。

《施策の方向》

- ア 災害時の安全の確保と土地の高度利用を進めるまちづくり
- イ 利用しやすい交通環境の推進
- ウ ライフステージやスタイルに応じた多様な住宅の誘導

ア 災害時の安全の確保と土地の高度利用を進めるまちづくり

(1) 目標とする姿

災害時の危険性が高い地域では、避難道路の整備や建物の不燃化・耐震化等が進められ、防災性の向上が図られています。

緊急輸送道路沿道をはじめ、建築物の耐震化が進み、震災時の倒壊の危険性の減少、救助救援活動に係る車両の通行の担保が進み、災害に強い市街地が形成されています。

また、住宅地、商業地等の適切なあり方に留意するとともに、それぞれの土地の高度利用や大規模敷地の建設の際には、まちづくりに資するような総合的な計画策定・誘導等が行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	地区	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
不燃領域率（防災まちづくり事業地区）	不燃領域率の向上が、まちの防災性の高まりをあらわすと考えられるため	南台一・二丁目	66.6% (26 年度)	4 地区ともに 70% 以上	4 地区ともに 70% 以上
		平和の森公園周辺	69.7% (26 年度)		
		弥生町三丁目周辺	61.1% (26 年度)		
		大和町中央通り沿道	41.3% (26 年度)		
地区施設道路の整備率（地区計画策定地区）	災害時の避難路等の安全性をあらわすと考えられるため	南台四丁目	16.4% (26 年度)	22.0%	26.0%
		南台一・二丁目	58.4% (26 年度)	71.0%	81.0%
		平和の森公園周辺	35.0% (26 年度)	45.0%	53.0%

成果指標	指標とする理由地区	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
住宅の耐震化率	震災時の被害軽減のためには、住宅の耐震化率の向上が必要であるため	84% (26 年度)	95%	95% 以上
概算容積率	土地の高度利用の状況を表すと考えられるため	127.4% (26 年度)	134.6%	140.6%

(3) おもな取り組み

① 地域危険度の高い地域における面的な防災まちづくり

(担当：都市基盤部 地域まちづくり分野)

南台地区、平和の森公園地区では、建物の不燃化、広域避難場所への避難路の整備等により、良好な住環境と防災性能の確保を図っていきます。

これらの地区においては、まちづくり用地の確保の状況を踏まえ、防災性の向上を更に図るための展開について検討を進めます。

広域避難場所である東京大学附属中等教育学校一帯、延焼遮断帯の形成が急がれる大和町中央通り沿道については、不燃化促進事業の推進・導入により、避難場所周辺や木造住宅密集地域の防災性の向上を図ります。

東京都から不燃化特区の指定を受けた弥生町三丁目周辺地区、大和町中央通り沿道地区では、避難道路の整備や、建物の不燃化促進を図るとともに地区計画などを導入し、地区全体の防災性向上をめざし取組を進めます。

また、(仮称)本町二丁目公園整備による防災性と周辺住環境の向上(本町二・三丁目)及び木密密集地域の解消と住環境の向上(本町一丁目)を進めていきます。

その他の木造密集地域についても、防災まちづくりの検討を開始していきます。

② 建築物の耐震化の促進

(担当：都市基盤部 建築分野)

震災時における住宅等の倒壊防止及び不燃化に向け、建物の耐震性・耐火性の確保をより推進するために、建替え助成制度等の利用を促進し、耐震化率を向上させていきます。

また、緊急輸送道路沿道建築物について、補強設計や改修工事に取り組めるよう、国や都の動向を踏まえながら事業の継続化を図り、耐震化を進めていきます。

③ 地域特性を活かした土地利用の推進

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

オープンスペースやみどりの豊かな街並み、災害に強い市街地等の形成をめざして、土地の高度利用・有効利用を推進していきます。

特に、商業・業務系市街地における多様な都市機能の集積が、環境と調和するよう配慮していきます。

④ 地域の力を活かしたまちづくり

(担当：都市基盤部 都市計画分野、地域まちづくり分野)

地域住民と区が協働して防災まちづくりの検討を進め、住民の合意形成を図りながら、まちづくりのルールである地区計画を策定するなど、地域の特性を活かしたまちづくりを推進していきます。

また、地区まちづくり団体をはじめ、区民の主体的なまちづくり活動に対する情報提供や技術的な支援などを行っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○南台四丁目地区、 南台一・二丁目地区、 平和の森公園周辺地区の防災まちづくりの推進			
○その他の木密地域の防災まちづくりの検討（野方、上高田、本町他）	○その他の木密地域の防災まちづくりの検討・推進（野方、上高田、本町他）		
○弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得、（仮称）弥生町三丁目公園整備、地区計画策定	○弥生町三丁目周辺地区避難道路用地取得及び工事着手、（仮称）弥生町三丁目公園開設	○弥生町三丁目周辺地区避難道路供用開始、不燃化特区の事業完了	○弥生町三丁目周辺地区に係る地区計画による防災まちづくり推進

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○大和町地区の防災まちづくりの検討及び大和町中央通り沿道の不燃化促進事業の実施 ○住宅等の耐震化（建替含む）支援促進 ○緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進 ○地区計画によるまちづくりの推進 ○区民の主体的なまちづくり活動に対する支援	○大和町地区の地区計画等の策定 ○木密事業等と連携し、住宅等の耐震化（建替含む）支援事業の拡充	○大和町地区の防災まちづくりの推進 ○耐震化助成事業制度の見直し・促進	

イ 利用しやすい交通環境の推進

(1) 目標とする姿

鉄道やバス等の交通機関だけではなく、走行レーンの設置等の自転車利用環境や駐車場・自転車駐車場の整備、交通弱者の移動のサポート等の総合的な交通環境への配慮を通して、区民が円滑に移動できる環境が整備されています。

また、交通安全対策の強化により、区民が安全に移動できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内移動の快適性に関する満足度	移動環境の整備の進展を把握できるため	—	75%	85%

(3) おもな取り組み

① 安全で快適に利用できる交通環境の整備

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

区内の公共交通網や駐車環境等のあり方や、交通弱者（高齢者や乳幼児連れの親子、障害者等）が、区内を円滑に移動できるための対策等について、総合的な検討・実証を行い、より快適な移動環境の整備を推進します。また、今後の高齢化の進行等を踏まえ、日常的な移動環境の整備を検討・推進していきます。

自転車については、走行レーン等の設置について、道路管理者及び交通管理者の協力を得ながら、必要な路線（箇所）について検討・導入を進めていきます。

また、中野駅周辺地区整備などに合わせ、必要な台数の自転車駐車場の計画・整備していきます。

さらに、警察等と連携し、交通安全対策を強化して、誰もが安全に移動できる環境の整備を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○交通弱者の移動環境の改善	○中野四季の森公園自転車駐車場整備・開設		○中野駅新北口駅前広場整備にあわせた区営自動車駐車場の再整備 ○中野二丁目地区市街地再開発・三丁目土地区画整理事業にあわせた中野駅南側自転車駐車場再整備 ○囲町地区市街地再開発事業にあわせた自転車駐車場再整備

ウ ライフステージやスタイルに応じた多様な住宅の誘導

(1) 目標とする姿

それぞれのライフステージやスタイルに応じた、多様で質の高い住宅の形成が誘導されるとともに、サービス付の住宅等の建築が進み、空き家等の住宅ストックが有効に活用されることにより、誰もが安心して中野のまちで暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
都市居住型誘導 居住面積水準以 上の住戸の割合	都市居住型誘導居住面積水準 以上の住戸が増加することによ り定住が促進されると考えら れるため	22.4% (25 年度)	27%	32%
住みやすさの満 足度	住環境の満足度については、 個々人の意識により計測され るため	89% (26 年度)	92%	95%

(3) おもな取り組み

① ライフステージに応じた住まい・住み替えに関する総合相談等

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

住まい・住み替えに関する総合相談について、不動産団体だけではなく、金融機関や福祉事業者等とも連携した総合的な相談として拡充するとともに、民間のノウハウを活用した、住宅に関する総合的な相談窓口の設置及び住宅相談アドバイザー等の人材養成を図ることで、相談業務の充実を図っていきます。

また、マンションの適正管理・建替え・耐震化及び流通等の課題に対応するために、民間の各団体で行っているセミナー等の後援、広報等の支援を行います。また、

建替え等による耐震化支援事業を推進していきます。

② 多様で質の高い住宅の誘導等

（担当：都市基盤部 都市計画分野、健康福祉部 福祉推進分野）

中野区への定住促進を踏まえ、子育て世帯、高齢者等が安心して居住できる住宅を整備していくため、区有地も含め、大規模敷地の開発については、指導・助言等を行い、適切な土地の利活用を誘導していきます。

また、今後の高齢化の進展を踏まえ、在宅介護、安心感の提供の観点から、都営住宅、公社住宅等の大規模団地の建替えの際の要望、区営住宅への複合施設としての併設や国や都の補助制度を活用して住宅を整備する民間の活力を活用し、サービス付高齢者向け住宅の誘導に努めていきます。

③ 住宅ストックの活用

（担当：都市基盤部 都市計画分野）

区内の住宅ストックや利用されていない土地等が適切に活用され、より良好な住環境が形成されるよう、住宅の共同化、リノベーション等の様々な手法の周知や事業者への働きかけを行います。

また、高齢者の特性に配慮した、入居を拒まない住宅として「東京シニア円滑入居賃貸住宅」の登録、入居を拒まない不動産店を、不動産団体との協力により増やすとともに、高齢者の入居に対する不動産店や貸主への理解を促進するため、新たな保証制度の構築を図ります。

④ 空き家等の利活用等総合的な対策の推進

（担当：都市基盤部 都市計画分野、建築分野、

地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか）

区内の空き家等については、重要な住宅資源としてとらえ、子育て世帯等の定住促進、高齢者等のサービス付住宅等への住み替え促進・資産活用を視野に、積極的な利活用を図っていきます。

また、倒壊等の危険や衛生面等の課題のある空き家（特定空き家等）については、空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等への措置・対応を行い、

良好な住環境の確保に努めます。同時に、住環境の上で望ましくない空き家とならないよう、所有者等による適正な管理を促進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 総合相談事業検討・実施 ○ 住宅相談アドバイザー等の人材養成制度の構築 ○ サービス付き高齢者向け住宅の整備に向けた方策の検討・実施 ○ 高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅や不動産店の登録推進 ○ 高齢者のための新たな住み替え支援制度の検討・実施 ○ 総合的な空き家等対策の検討・実施	○ 制度発足及び人材活用		

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－２ 景観やみどりに配慮された魅力あるまち

《１０年後のまちの姿》

「景観やみどりに配慮された魅力あるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 歴史的・文化的資源等地区の特性を活かした景観の整備が進み、まちの魅力が向上し、来街者が増加しています。
- 公園や遊歩道、街路樹等の整備や民有地や住宅での緑化が進み、まちのみどりが増加しています。

《現状と課題》

中野区は、人口密度も高く、密集した市街地という特色を持っています。これを踏まえ、災害時の被害を軽減するための防災まちづくりや土地の高度利用や有効利用による都市環境を整備する取組を進めていますが、景観形成の取組は十分とはいえません。

今後、区の景観行政のあり方を明確にして、具体的な取組を進める必要があります。特に、中野駅や哲学堂周辺をはじめ、にぎわいや歴史・文化等に応じた景観を創出していく必要があります。

また、区内の広域避難場所内に、防災機能を有し、みどりの拠点ともなる大規模公園の整備を計画的に進めています。今後も公園の適正な配置に配慮しながら整備を行っていくとともに、時代のニーズにあった再整備や、公園を安全で快適な空間として維持するための計画的な更新及び維持管理を適切に行っていく必要があります。

《施策の方向》

ア 魅力ある景観の形成

イ みどりのネットワークの構築

ア 魅力ある景観の形成

(1) 目標とする姿

中野駅や哲学堂周辺をはじめ、それぞれの地区の特色であるにぎわいや歴史・文化等に応じた景観を形成されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
景観や街並みに 対する区民の満 足度	施策の進捗により、区民の満足度が向上すると考えられるため	64% (26 年度)	67%	70%

(3) おもな取り組み

① 魅力ある都市景観の形成

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

区の景観政策のあり方を示した基本方針の策定、景観計画の策定、景観行政団体への移行をします。

中野駅周辺においては、多様な都市機能が息づき、都市活動が集積する、中野の顔及び東京の新たな顔として、にぎわい・活気・うるおいに満ちた景観を創出していきます。

② 歴史的資源を活かした景観形成

(担当：都市基盤部 都市計画分野)

哲学堂公園・旧野方配水塔周辺など、地域に根ざした歴史的・文化的資源を活か

した景観を形成していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○景観形成の基本方針の検討	○景観行政団体への移行		
○景観行政団体移行への準備	○哲学堂公園周辺等の景観形成の推進		

イ みどりのネットワークの構築

(1) 目標とする姿

みどりや憩い、防災の拠点となる大規模公園については、全区的な配置や地域特性に応じて、適正に配置されるとともに、既存公園の再整備が計画的に行われ、魅力的で特色ある公園づくりが進められています。

また、大小の公園を拠点として、遊歩道や街路樹、民間のみどりが有機的に連携され、日常の散歩等が楽しめるなど、まちの潤いが向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
大規模公園の新設整備数	大規模公園の整備により、まちの緑の増加が図られるため	3 か所	7 か所 (～31 年度)	7 か所 (26～37 年度)
区内の公園や広場に対する区民の満足度	配置・利用方法の適正さが向上すると、区民の満足度が向上すると考えられるため	57.7% (26 年度)	64%	70%

(3) おもな取り組み

① 大規模公園等の整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

防災機能を有する大規模公園の適正配置に努めるとともに、既存公園の再整備を計画的に行い魅力的な公園づくりを進めていきます。

② みどりのネットワークの構築

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野、道路・公園管理分野)

みどりの拠点となる大規模公園の適正配置を進めるとともに、適正な樹木管理を

行うため、定期的な剪定や植栽を実施していきます。

また、大小の公園を拠点として、遊歩道や街路樹、民間のみどりに有機的に連携を持たせ、まちの潤いを向上させるとともに、日常の散歩等を通した健康増進が図られるよう配慮していきます。

③ 公園機能の重点的強化による利用者の増加

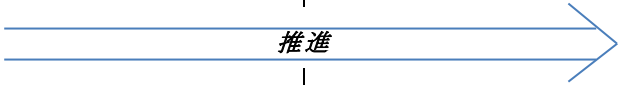
(担当：都市基盤部 道路・公園管理分野)

特定のスポーツ利用が可能な施設など、機能を特化した公園施設の整備を進めます。

また、利用者にとって利便性の高い公園の利用方法やルールを検討し、ペット同行の入園についても推進を図っていきます。

長寿命化計画に基づき施設の適正な管理を行い、遊具など施設の更新や再整備を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○(仮称)弥生町六丁目公園の設計・整備	○(仮称)弥生町六丁目公園の整備		
○(仮称)本町二丁目公園の設計・整備	○(仮称)本町二丁目公園の整備		
○中野四季の森公園 拡張部の整備			
○(仮称)上高田五丁目公園の計画	○(仮称)上高田五丁目公園の設計・整備		
○平和の森公園の再 整備設計	○平和の森公園の再 整備		
○利用方法の検討・ 方針策定			

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－３ 計画的に整備・管理される都市基盤施設

《１０年後のまちの姿》

「計画的に整備・管理される都市基盤施設」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- まちの骨格となる道路等の都市基盤施設の整備や計画的な維持補修が行われ、まちの安全性、交通の利便性やにぎわいなどが向上しています。
- 狭あい道路の整備が進み、日常生活の利便性やまちの環境が向上しています。
- 道路や施設のバリアフリー化等の誰もが快適に過ごすための都市基盤の整備が進んでいます。

《現状と課題》

区内には、狭あい道路が多く、整備の進んでいない都市計画道路も多数存在しています。また、木造住宅密集地域が多く分布していることから、災害時の危険性が高い状況にあります。

首都直下型地震発生の切迫性が指摘されるなか、建物の不燃化や耐震化、防災空地や避難道路の整備とともに、4メートル未満の狭あい道路の拡幅や都市計画道路の整備等により、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、日常生活や様々な社会参加を行う上で、誰もが安全・快適に移動や施設等の利用ができるように、「中野区バリアフリー基本構想」(平成 27 年 4 月)に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら、駅舎等のバリアフリー化を進めていますが、段差解消については、現在 50%に満たず、より一層の推進が必要です。

また、近年頻発している集中豪雨（ゲリラ豪雨）により、内水等による浸水被害が発生していることから、河川改修事業や雨水流出抑制対策等、浸水被害を軽減するための取組を一層進めていく必要があります。

《施策の方向》

- ア 道路・橋梁の安全性・快適性向上
- イ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤の整備

ア 道路・橋梁の安全性・快適性向上

(1) 目標とする姿

都市計画道路については、東京都と連携・協力しながら、計画的に整備が進んでいます。

また、狭あい道路の拡幅整備が進み、緊急車両（消防・救急・警察）の活動への支障、人、自転車や乳母車等の通行の危険などが解消され、安全性・快適性が向上しています。

さらに、中野二、三丁目土地区画整理事業における区画道路等の整備に合わせ、無電柱化が推進されています。

治水対策については、東京都との協力により、河道整備、調節池や貯留施設の整備が進み、また、公園、道路に地下貯留・浸透施設が設置され、浸水被害が軽減されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
都市計画道路の 整備率	道路整備の進捗が把握できる ため	51.8% (26 年度)	57.4%	63.1%
生活(狭あい)道 路のうち、区が 拡幅整備した率	道路整備の進捗が把握できる ため	27.1% (26 年度)	32.1%	37.1%

(3) おもな取り組み

① 都市計画道路の整備

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野、

西武新宿線沿線まちづくり分野、都市基盤部 都市計画分野)

中野駅周辺まちづくりや西武新宿線連続立体交差事業に関連する都市計画道路については、まちづくりの進捗にあわせ整備を進めていきます。

未整備の都市計画道路は、東京都と連携・協力しながら、まちづくりの進捗や整備効果など優先度を勘案しながら、計画的に整備をすすめていきます。

② 狭あい道路の拡幅整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

幅 4m未満の道路を、建築物の建て替えなどに併せて拡幅整備し、安全な道路空間を確保していきます。これまでに拡幅整備ができていない箇所への取組を強化し、狭あい道路の積極的な解消を図ります。

また、整備の完了した道路上に物が置かれるなど、通行の妨げとなっている状態の解消のしくみをつくり、促進します。

地区計画区域や防災都市づくり推進計画に基づく整備地域及び重点整備地域の狭あい道路については、さらに拡幅整備が進むような仕組みをつくります。

建築物の耐震化促進、危険なブロック塀の改修促進などにより、通学路を中心とした生活道路の安全性を高めます。

③ 道路・橋梁の整備

(担当：都市基盤部 都市基盤整備分野)

道路・橋梁の安全性の確保を踏まえ、橋梁長寿命化修繕計画、道路付属物等及び道路舗装維持管理計画に基づき、経費の縮減・平準化を図りながら長寿命化を行っています。

また、道路ストック総点検、舗装性状調査などの点検結果に基づき、計画的に道路等の維持修繕を進めます。

④ 無電柱化の推進

(担当：都市政策推進室 中野駅周辺まちづくり分野、都市基盤部 都市計画分野ほか)

都市計画道路及び土地区画整理事業における区画道路の整備に合わせ、無電柱化を推進していきます。

また、木造住宅密集地域における無電柱化の検討を踏まえ、災害時における道路閉塞を防ぐとともに、消防活動等の円滑化を図るため、避難経路等を中心に無電柱化の推進を図ります。その他、主要幹線や駅周辺については、今後の区道修繕計画との整合を図りながら、無電柱化の推進を図っていきます。

⑤ 総合的な治水対策の推進

(担当：都市基盤部 道路・公園管理分野、都市基盤整備分野)

近年増加している局所的な集中豪雨や台風による水害被害を軽減するため、区内の河川について、1時間あたり50mm規模の降雨に対応できる河道整備に加え、調節池の設置による1時間あたり75mm規模の降雨への対応及び、浸水対策として下水道施設に係る貯留施設などの早期整備を東京都と協力して進めていきます。

また、区が進める流域対策として、大規模公園の整備及び既設公園の全面改修時、また区道修繕計画における道路の全面舗装改良に合わせ、公園、道路に地下貯留・浸透施設を設置し、浸水被害を軽減させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○もみじ山通り（補助 220） （鉄道交差点）整備 （早稲田通り交差点付近）整備着手 ○区画街路第 4 号線 整備着手	○もみじ山通り（補助 220） 整備推進 ○区画街路第 3 号線 整備着手	○もみじ山通り（補助 220） （鉄道交差点）整備完了 ○区画街路第 3 号線、 第 4 号線の整備	○もみじ山通り（補助 220） （早稲田通り交差点付近）整備完了・供用開始 （大久保通り～早稲田通り）整備着手 （西武新宿線～妙正寺川）整備着手

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○補助第 221 号線整備着手 ○中野駅西側南北通路（中歩 2）の整備 ○中野駅新北口駅前広場（補助 223）の整備 ○狭あい道路の拡幅整備の推進 ○橋梁の健全性の回復のための修繕 ○都市計画道路の整備に合わせた無電柱化の検討・実施 ○大規模公園の整備及び既設公園の全面改修時に地下貯留・浸透施設を設置 ○区道修繕計画における道路の全面舗装改良に合わせ、地下貯留・浸透施設を設置	○補助第 221 号線の整備	○大和町中央通り（補助 227）（妙正寺川～新青梅街道）整備着手 ○中野駅南口駅前広場（区街 5）の整備着手	○大和町中央通り（補助 227）（妙正寺川～新青梅街道）の整備 ○補助第 221 号線整備完了・供用開始 ○中野駅西側南北通路（中歩 2）の整備完了・供用開始 ○中野駅新北口駅前広場（補助 223）、中野駅南口駅前広場（区街 5）の整備完了・供用開始 ○橋梁の健全性の回復から予防保全型管理への移行

イ 誰もが安全で利用しやすい都市基盤の整備

(1) 目標とする姿

日常生活や様々な社会参加を行う上で、誰もが安全・快適に移動や施設等の利用ができるように、ユニバーサルデザインに基づいた都市基盤の整備が進んでいます。

「中野区バリアフリー基本構想」（平成 27 年 4 月）に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら駅舎等のバリアフリー化が進んでいます。

また、重点整備地区以外でも、歩道の段差・急傾斜・急勾配の解消や階段・坂道への手摺り設置などが進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
歩道のバリアフリー化率	歩道のバリアフリー化率は、都市基盤におけるユニバーサルデザインの目安となるため	42.3% (26 年度)	52.5%	64%

(3) おもな取り組み

① 駅周辺道路などのバリアフリー整備

（担当：都市基盤部 都市計画分野、都市基盤整備分野）

「中野区バリアフリー基本構想」（平成 27 年 4 月）に基づき、区内 7 つの重点整備地区（新中野、中野、東中野・落合、新井薬師前、沼袋、野方、鷺宮）について、順次、駅までの道路の段差解消などを行うほか、鉄道事業者や東京都等と連携しながら駅舎等のバリアフリー化を進めていきます。

重点整備地区以外でも、歩道の段差・急傾斜・急勾配の解消や階段・坂道への手

摺り設置などを進めていきます。

また、既存のマウンドアップ型の歩道をセミフラット型の歩道に改修し、新設・拡幅などの道路についてもセミフラット型の歩道の整備を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○重点整備地区内の 鉄道駅周辺道路のバ リアフリー化 ○歩道等のバリアフ リー整備の推進			○バリアフリー基本 構想の見直し

戦略Ⅱ 安全・居住都市戦略 （安心・ゆったりなかの）

Ⅱ－４ 災害への備えや防犯の取組が進んだまち

《１０年後のまちの姿》

「災害への備えや防犯の取組が進んだまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 多くの人が、自ら災害への備えを行うとともに、防災訓練などに積極的に参加しています。
- 避難の際に支援が必要な人への支援態勢が構築されるとともに、円滑な避難生活を送るための態勢が整備されています。
- 災害やその復旧・復興のための対応の基盤が整い、日常生活や事業活動が早期に復旧できるまちになっています。
- 警察等関連機関と密接な連携を持ち、地域自らの防犯活動の取組が進んでいます。

《現状と課題》

災害への備えについては、「自らの命は自ら守る」という視点により、区民一人ひとりが飲料水・食料の備蓄や家具の転倒防止等を行う必要があります。

また、地域では「共助」に取り組む、防災の担い手となる人材が十分とは言えず、人材の育成や防災訓練の参加率を高め、「自分たちのまちは自分たちで守る」という視点で、取組の活性化を促していく必要があります。

防災訓練についても、町会・自治会、地域防災住民組織を中心に行われていますが、学生・勤労者など、より多様な区民の参加を促すとともに、要支援者に関わる訓練メニューなどを充実していく必要があります。

避難の支援態勢の構築にあたっては、発災直後のボランティアを含めた支援活動に従事するマンパワーの確保と避難支援に必要な資機材の整備が課題となります。

その中で、「見守り対象者名簿」を活用した平常時の町会・自治会の見守り・支えあい活動を、災害時の避難訓練へ結びつけるなどの取組が生まれており、こうした動きを広めていく必要があると考えています。

また、地域では町会・自治会等により様々な防犯活動が進められています。この活動を更に発展させていくためには、町会・自治会等の団体が様々な団体との連携を深めながら、活発に活動していくことが必要であり、その体制づくりに向けて、支援を充実させていく必要があります。

さらに、インターネットや携帯電話等の利用があたりまえとなり、子どもや高齢者が被害者となるインターネットを通じた事件が増加しています。また、ネットを通じた誹謗・中傷等のいじめ被害も発生しており、児童・生徒への指導とともに、保護者の意識啓発に取り組む必要があります。

《施策の方向》

ア 災害時における対応力の向上

イ 地域の生活安全の向上

ア 災害時における対応力の向上

(1) 目標とする姿

「自らのまちは自らで守る」という理念のもと、一人ひとりが進んで災害時の備えを行うとともに、町会・自治会や地域防災住民組織等による、地域や避難所における運営訓練等が積極的に行われ、災害時の対応能力が高まっています。

要支援者への対応については、個別の避難支援計画づくりが進み、適切な避難行動により、人的な被害の軽減が図られるとともに、平常時の地域での支えあい活動等を通して、要支援者の把握、関係づくりが進み、住民の安心感が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
防災訓練参加者数	防災訓練の参加者数は、地域住民自らの取組みの状況を表しているため	41,073 人 (26 年度)	44,300 人	47,600 人
飲料水や食料を備蓄している区民の割合	災害に備えた飲料水、食料を備蓄している区民の割合から、震災への備えの状況が把握できるため	飲料水 : 56.2% 食料 : 46.1% (26 年度)	飲料水 : 65% 食料 : 55%	飲料水 : 75% 食料 : 65%

(3) おもな取り組み

① 災害時における関係機関との連携強化の取り組み

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

総合防災訓練等において、警察、消防、自衛隊、協定締結団体等の関係機関との連携訓練を実施し、実効性のある連携体制を推進していきます。

一時帰宅困難者滞在施設及び協力事業者の拡充とともに、中野区帰宅困難者対策協議会と連携した帰宅困難者対応訓練を定期的の実施し、帰宅困難者対策の強化を進めます。

また、中野区災害医療連携会議において、区内医療関係者との災害時の医療救護体制の強化を進めるとともに、災害医療救護訓練などにより医療関係者の連携を深め、災害時の医療救護体制の実効性を高めていきます。

② 復旧・復興対策の推進

(担当：都市基盤部 都市計画分野、防災・都市安全分野)

東京都及び他自治体が採用している、り災証明システム等を導入して、業務の共通化を図ることにより、災害時に応援に来た他自治体職員が復旧・復興の即戦力になる体制の構築を進めます。

③ 地域防災力の強化

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

防災意識の高い区民に、地域防災会活動への参加や防災訓練・避難所開設訓練等への参加を促し、地域の防災活動でその能力を発揮できる環境を整備していきます。

個人の家庭内備蓄や家具等の転倒防止のPR等により、その対応能力を高めるとともに、事業所の防災力の向上のため、事業所防災計画に基づく防災訓練の実施及び備蓄、帰宅抑制を推進していきます。

さらに、消防団入団活動を支援するため、消防団勧誘活動の広報や場所の提供、活動内容の紹介などの入団意欲を喚起する支援策を実施し、消防団の災害活動に資する資機材の支援及び活動・訓練場所の確保を行い、消防団活動の強化を促進していきます。

④ 災害時避難行動要支援者の支援体制及び避難所運営態勢の整備

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野、地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか)

避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成を通じて、支援者の選定等を促進するとともに、避難所に公助及び共助を中心とした避難行動要支援者の支援機能を確保するほか、避難支援資機材の増強を図るなど、确实迅速な避難ができる体制を整えていきます。

また、避難所及び二次避難所を含めた、女性や要配慮者への対応について、避難所運営マニュアルの改訂や備蓄物資の見直し等を図り、避難所運営の充実・強化を図ります。

さらに、震災時の職員態勢を見直し、迅速に避難所運営及び避難支援を実施できる態勢づくりを進めていきます。

⑤ 災害時応援協定締結団体等からの受援体制の整備

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

他自治体を含めた協定団体から速やかに支援を受けるため、受援体制の検討・整備を進めるとともに、総合防災訓練等により応援協定締結団体との連携を深め、実効性のある受援体制を進めていきます。

また、支援可能な団体等と災害時応援協定を締結し、受援可能範囲の拡充に努めます。

⑥ 学校における防災教育の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する中学生を育成するため、避難訓練の改善、地域と共同した防災訓練の実施、地域防災訓練への中学生の参加を進め、全中学校に、中学生防災隊を組織していきます。

⑦ 区における災害対策基盤の強化

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

関係機関と連携した災害対策本部運営を実施するため、防災センターの規模拡大及び機能強化を進めます。

また、災害情報等を区民へ迅速に発信するため、新たな伝達手段についても検討し、充実・強化に努めるとともに、災害対策本部と連携する地域本部や避難所等との情報連絡体制の充実・強化を進めていきます。

さらに、区有施設において、災害時に継続して災害対応可能なエネルギー確保を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○一時帰宅困難者滞在施設及び協力事業者の拡充 ○帰宅困難者対策協議会と連携した訓練の実施 ○災害医療連携会議における区内医療関係者との連携強化 ○り災証明システム等導入に向けた検討 ○事業所への防災訓練、備蓄、帰宅抑制など実施に向けての広報の推進 ○避難支援職員態勢づくり、避難所の避難支援機能の設置及び資器材の配備 ○災害時避難行動要支援者の個別避難支援計画の作成 ○避難支援訓練実施 ○災害情報伝達手段の充実・強化	○災害医療訓練の実効性の確保 ○り災証明システム等導入及び稼働 ○事業所での防災訓練の実施の推進 ○避難支援職員態勢の改善及び避難支援資器材の拡充 ○個別避難支援計画の更新・新規作成 ○避難支援訓練拡大 ○新たな災害情報伝達手段の検討・導入		



イ 地域の生活安全の向上

(1) 目標とする姿

地域団体の自主的な防犯活動や防犯設備の整備に関して支援を行うとともに、警察等関係機関との連携を強めることにより、地域住民が主体となった犯罪のない安全なまちが形成されています。

子どもの安全対策については、子ども自身の安全への認識の強化・推進を図るとともに、地域ぐるみで見守る態勢が充実しています。

また、消費生活相談や啓発活動が推進され、消費者の安全・安心が確保されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
犯罪発生認知件数の減少	犯罪発生認知件数が減少することにより、犯罪抑止の成果が表れていると考えられるため	3,410 件 (26 年度)	2,900 件	2,400 件

(3) おもな取り組み

① 地域の生活安全の向上

(担当：都市基盤部 防災・都市安全分野)

安全で安心なまちが実現するため、地域が主体となった自主的な防犯活動や防犯設備の整備に関して支援を行うとともに、区民に対する積極的な情報発信、警察等関係機関との連携を進め、防犯意識の向上や犯罪に強いまちを目指していきます。

そのため、防犯パトロール団体への支援による地域の自主的な取組の促進、防犯カメラ設置への助成等による犯罪の発生を防ぐ地域づくりや積極的な情報発信を進

め、防犯意識の向上を図っていきます。

② 子どもの安全対策の強化

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野、教育委員会事務局 学校教育分野）

子どもたちが安心して通える安全性の高い施設整備、子ども自身の対応力の向上、地域による見守り活動の促進により、子どもに対する犯罪被害の防止を図ります。

そのため、下校時のパトロール等地域ぐるみの安全対策の推進、セーフティ教室等による防犯啓発活動による子ども自身の対応能力の向上などにより、子どもの事故や犯罪の被害を未然に防止していきます。

③ 消費者保護

（担当：区民サービス管理部 区民サービス分野）

消費者の安全・安心の確保のため、消費生活相談を充実させるとともに、特に悪質商法や詐欺被害に遭いやすい高齢者・若者などに重点的に啓発等に取り組み、早期相談につなげることにより被害の防止を図ります。

高齢者等については、民生委員、地域団体、介護事業者等との連携・協力により、地域での見守り活動などを推進します。また、若者（学生）に対し、学校・大学などでの消費生活知識の普及啓発を進めます。

④ 振り込め詐欺撲滅対策

（担当：都市基盤部 防災・都市安全分野）

警察や金融機関などの関係機関と連携し、振り込め詐欺をはじめとした特殊詐欺の被害防止を図っていきます。

また、街頭でのキャンペーンやメール配信など、様々な方法で振り込め詐欺等を防止する普及啓発活動を行い、地域全体での被害防止の取組を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○防犯パトロール団体への防犯資機材支給等による支援 ○地域団体による防犯設備設置に対する支援 ○防犯パトロール団体への防犯資機材支給等による見守り活動への支援 ○消費生活相談及び啓発の充実			
			

戦略Ⅲ 環境共生都市戦略 （サステナブルなかの）

Ⅲ－１ 環境負荷の少ない低炭素社会

《１０年後のまちの姿》

「環境負荷の少ない低炭素社会」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 地球環境にやさしいライフスタイルが、あらゆる世代の日常生活の中に幅広く根づいています。
- 省エネルギー、再生可能エネルギー利用等の取組により、環境負荷の少ない低炭素なまちづくりが進んでいます。
- 区民、事業者、区、それぞれが役割を果たすことにより、ごみ発生抑制、資源化の取組が進み、環境負荷が低減するとともに、ごみの大幅な減量が実現しています。
- 建替えなどにもなう緑化のほか様々な工夫により、暮らしの中に息づくみどりが増えています。

《現状と課題》

近年、CO₂をはじめとした温室効果ガスが大量に大気中に排出されることで、地球が温暖化しています。地球温暖化に伴う気候変動は、異常気象の頻発や海水面の上昇など最も深刻な環境問題であり、化石燃料に起因する CO₂ 等の増加が最大の要因です。地球温暖化を防止することは人類共通の重大な課題であり、区においても、区内の CO₂ 排出量の約 50%を占める家庭部門を中心に取組を促進していくことが重要です。地球環境にやさしいライフスタイルを推進するとともに、省エネルギー機器等が導入された低炭素なまちづくりを進めていく必要があります。

東京湾内最後の埋立処分場を延命化することは 23 区が取り組むべき重要な課題です。中野区としても、ごみの発生抑制と資源化に向けた取組を積極的に進めるため、従来の手法の継続だけでなく、新たな施策の実施が必要です。

住宅の庭木・生け垣など民有地内のみどりは、中野区のみどりの大きなウェイト

を占めていますが、土地の分割や利用転換などにより、既存のみどりの一部が失われています。家庭、事業所や地域で、今あるみどりを守り育て、増やす取組を一層推進していく必要があります。公共のみどりでは複数の大規模公園の整備も進んでいます。学校等の公共施設の緑化やまちづくりに合わせた街路樹の整備も進め、やすらぎと潤いのあるまちにしていく必要があります。

《施策の方向》

- ア 地球環境にやさしいライフスタイル等の推進
- イ ごみの発生抑制と資源化の推進
- ウ 身近な緑化の推進

ア 地球環境にやさしいライフスタイル等の推進

(1) 目標とする姿

地球環境にやさしいライフスタイルの普及啓発の取組が進み、区民や事業者は、地球的視野に立って考え、日々の生活や事業活動において、環境に配慮した行動をとっています。

また、家庭や事業活動の中で省エネルギー機器や再生可能エネルギーを利用した設備等が導入され、H E M S（家庭のエネルギー管理システム）やB E M S（ビルエネルギー管理システム）などにより、低炭素なまちづくりが進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内のエネルギー消費量	区民・事業者等の省エネルギー等の努力の効果を示すため	10,863TJ (24 年度)	10,374TJ (29 年度)	9,885TJ (34 年度)

(3) おもな取り組み

①環境にやさしいライフスタイルの普及・推進

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

中野区の CO₂ 排出量の約半分を占める家庭からの排出量の削減を促進するため実施している、なかのエコポイント制度について、利便性向上等を図り、節電や省エネ等に取り組み、環境に配慮した商品を選択するライフスタイルを普及、促進していきます。

一戸建てや集合住宅への H E M S（家庭のエネルギー管理システム）の導入促進策としてなかのエコポイント制度を活用するとともに、事業者へのセミナーや省エネ診断等を通じた省エネ機器等への買い替え、B E M S（ビルエネルギー管理システム）の導入促進等を図り、また高断熱建築物の普及により低炭素なまちづくりを

先進的に省エネに取り組む区民や学校、事業者等と連携し、エコマーク等を活用した、身近な場面での環境教育・学習を推進し、環境意識の向上を図ります。

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

区民、事業者等が、区内に居ながらにして環境貢献できる「中野区環境基金」への寄付を通じた「中野の森プロジェクト」等への参加など、環境交流の取組を進めます。

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○なかのエコポイントシステムの利便性向上 ○HEMS等の導入促進に向けたなかのエコポイントの活用 ○「中野の森プロジェクト」等カーボン・オフセットの推進 ○BCD 形成を見据えた低炭素まちづくり計画の策定 【再掲 I-1】	○大規模開発等における低炭素化誘導・実施 【再掲 I-1】	推進	○区役所・サンプラザ地区等を中心とした BCD の形成 【再掲 I-1】

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○大規模開発等におけるエネルギーマネジメントの誘導 【再掲Ⅰ-1】 ○区有施設の設備改修に伴う照明器具のLED化の推進 【再掲Ⅷ-8】 ○区有施設等の緑化推進 【再掲Ⅷ-8】			
		推進	

イ ごみの発生抑制と資源化の推進

(1) 目標とする姿

区民、事業者、区がそれぞれの役割を果たすことにより、ごみを出さない生活スタイルが浸透するとともに、ごみの減量化や資源化の取組が進み、大幅なごみの減量が実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区民 1 人 1 日あたりごみ排出量	区民のごみ発生抑制努力の成果を示すため	523g (26 年度)	452g	371g
資源化率	ごみへの資源可能物の混入状況と資源化を測ることができ、循環型社会の達成度を示すため	28.3% (26 年度)	32.1%	40.5%

(3) おもな取り組み

①ごみを出さない生活スタイルの推進

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

環境学習・出前講座等により、ものを購入するときから、リデュース（発生抑制）、再使用（リユース）を意識する生活スタイルが区民 1 人ひとりの暮らしに浸透し、定着することをめざした取組を進めます。

新たな情報伝達ツールを活用したごみの収集・資源回収・イベント等にかかるきめ細かい情報案内を行います。また、ごみ減量への動機づけや費用負担の公平性を図るため、さまざまな環境を整えた上で、家庭ごみの費用負担の導入に取り組みます。

②家庭ごみの減量化の促進と資源の有効活用

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

家庭から排出される生ごみの減量化の実施等、さらなる減量化を推進します。

陶器・ガラス・金属ごみについて新たに資源化を導入し、資源の有効活用を拡充します。また、家庭のごみの分別・排出指導の徹底や集合住宅専用集積所の設置を推進します。

③事業系ごみの減量・資源化の促進

(担当：環境部 ごみゼロ推進分野)

事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導を徹底します。

また、事業者自らの責任で適正に処理する原則を踏まえ、処理業者に関する情報提供等による、民間処理業者による委託処理への移行促進、自主ルート確立を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○新たな情報伝達ツールを活用した普及・啓発の推進 ○家庭ごみの費用負担に関する考え方の整理 ○生ごみ減量化対策の実施 ○陶器・ガラス・金属ごみ等の資源化の実施 ○事業系廃棄物収集届出制度を活用した指導の徹底、委託処理への移行促進、自主ルートの確立支援			
		推進	

ウ 身近な緑化の推進

(1) 目標とする姿

屋上緑化や生け垣をはじめ、区民の生活の身近なところでみどりを増やす取組が進められています。身近なみどりが、人々にやすらぎと潤いを与えています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
みどり率	安全で快適な、都市のみどり空間が確保されているかどうかを示すため	17.52% (20 年度)	18.70%	18.72%

(3) おもな取り組み

①地域緑化の推進

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

イベント・教室の開催や緑化を推進する企業等を表彰するなど緑化の啓発に努めます。

苗木の配布、生垣等助成など身近なみどりを創出する事業や、樹木、樹林、生け垣の保護指定による既存のみどりの保護を進めます。

また、身近なみどりへの意識を高めるため、「環境基金」への寄付に、区内のみどりの保護育成コースを新設します。

②建築時などの緑化推進

(担当：環境部 地球温暖化対策分野)

一戸建て、マンション等の新築、建て替え時の緑化計画認定時に、良質なみどりが創出される適正な計画となるよう相談・指導を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○環境基金への寄付 コースの新設検討・ 実施			
○新築、建て替えに 伴う緑化計画認定に おける緑化指導の推 進		推進	
○(仮称)弥生町六丁 目公園の設計・整備 【再掲Ⅱ-2】	○(仮称)弥生町六丁 目公園の整備 【再掲Ⅱ-2】		
○(仮称)本町二丁目 公園の設計・整備 【再掲Ⅱ-2】	○(仮称)本町二丁目 公園の整備 【再掲Ⅱ-2】		
○中野四季の森公園 拡張部の整備 【再掲Ⅱ-2】			
○(仮称)上高田五丁 目公園の計画 【再掲Ⅱ-2】	○(仮称)上高田五丁 目公園の設計・整備 【再掲Ⅱ-2】		
○平和の森公園の再 整備設計 【再掲Ⅱ-2】	○平和の森公園の再 整備 【再掲Ⅱ-2】		

戦略Ⅲ 環境共生都市戦略 （サステナブルなかの）

Ⅲ－２ 良好な生活環境が守られているまち

《１０年後のまちの姿》

「良好な生活環境が守られているまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 適切な食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等により、衛生的な食品が常に提供されています。
- 区民団体等との協働により薬物乱用・危険ドラッグは撲滅され、区民は正しい知識に基づいて医薬品を利用しています。
- ペットの正しい飼養方法が普及し、愛護動物との共生について理解が深まっています。
- 自主防除の知識浸透と確実な駆除により、生活衛生や安全を脅かす害虫・動物等から地域が守られています。

《現状と課題》

食品衛生の確保に関しては、区の監視指導のほか、食品事業者団体も自主管理に努めていますが、毎年数件の食中毒が区内で発生している現状です。今後、食品施設には製造過程等における科学的なリスク管理の導入を勧奨するほか、事業者・消費者・行政等が共通認識を深める機会を充実させるなど、食の安全・安心を一層確保していくことが必要です。

国の規制強化等により危険ドラッグの店舗販売は一掃されたとされていますが、インターネットでの入手や他の薬物乱用への移行等が懸念されます。関係機関との連携や、区民団体による薬物乱用防止啓発活動への支援を通じ、若い世代に薬の正しい知識を普及していくことが重要です。

ペット飼養の際のマナー不足や、飼い主のいない猫をめぐる地域でのトラブルに対して、町会等が不妊去勢手術などを行いつつ「地域猫」を見守るなどの活動に、

区が助成する制度を開始しましたが、今後さらに、人と愛護動物とが共生できる地域の実現をめざし、区と町会、獣医師会等が連携し、動物愛護精神の普及に努めることが求められています。

公害等の要因に対しては規制基準の順守の指導、害虫・害獣等に対しては、区による直接駆除に加え、区民が自主防除できるよう適切な相談指導を行うことが必要です。

《施策の方向》

- ア 衛生環境の整った地域づくり
- イ 地域での人と愛護動物の共生促進
- ウ 良好な生活環境整備の維持向上

ア 衛生環境の整った地域づくり

(1) 目標とする姿

食中毒防止にかかる食品監視・指導と、食品の安全・安心について区民・事業者・行政の間で情報・意見交換をする機会の充実等の取組が進み、食の衛生が守られています。

また、区民団体等との協働の取組等により、薬物乱用、危険ドラッグが撲滅され、区民は正しい知識を得て、医薬品を利用しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内食品営業施設で発生した食中毒件数	食品の衛生が守られていることを示すため	4 件 (26 年度)	0 件	0 件

(3) おもな取り組み

①薬物乱用の防止・危険ドラッグの撲滅

(担当：環境部 生活環境分野)

国や都、警察、医療関係機関等との連携や、区民主体の薬物乱用防止活動への支援等により中学生等への働きかけを行うなど、若年層への危険ドラッグ・薬物乱用の危険性についての正しい知識浸透を図ります。

また、区内の大学等と連携した、区民主体・地域ぐるみで行う薬物乱用防止活動と啓発活動を推進します。

②食の安全・安心の確保

(担当：環境部 生活環境分野)

新たに解明されてきた食中毒原因と対策の知識を食品事業者や区民に周知することにより、食中毒の発生を防止します。

新たな食材輸入の安全性確保や、国際標準に基づく食品衛生管理のための、国や都、食品衛生自主管理団体等と連携した、衛生管理の確実化・効率化を図ります。

また、区民、食品事業者、行政担当者を含めた食のリスクコミュニケーションの充実と食の安全・安心につながる多角的理解を促進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○薬物乱用・危険ドラッグ撲滅に向けた普及啓発・活動支援 ○食中毒防止に向けた正しい知識の普及と衛生管理の確実化・効率化の推進 ○区民・事業者・行政を交えた食のリスクコミュニケーション活動の充実			
		推進	



イ 地域での人と愛護動物の共生促進

(1) 目標とする姿

ペットの正しい飼養方法等について、飼養者や地域の理解を深める取組により、地域での人と愛護動物の共生が促進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
犬・猫に関する 苦情件数	人と愛護動物の共生の推進度 合いを示すため	142 件 (26 年度)	85 件	50 件

(3) おもな取り組み

①地域における人と愛護動物の共生促進

(担当：環境部 生活環境分野)

畜犬登録と狂犬病予防接種の実施徹底や、犬・猫等ペットの正しい飼い方・しつけ方の啓発推進等により、咬傷被害や飼い主による飼養放棄を撲滅し、ペット飼養に対する地域の理解を促進します。

動物愛護精神普及の一環として、飼い主のいない猫をこれ以上増やさず「地域猫」として見守る町会等の取組を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○「地域猫」活動ガイドラインの普及と町会等に対する活動支援 ○公園利用方法の検討・方針策定 【再掲Ⅱ-2】		推進	

ウ 良好な生活環境整備の維持向上

(1) 目標とする姿

騒音・振動・悪臭等への適切な対応が進み、良好な生活環境が維持されています。

自主防除の知識浸透と確実な駆除により、感染症を媒介する害虫・動物等から地域が守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
ハクビシン等害獣に関する苦情件数	害獣にかかる駆除や普及啓発の度合いを示すため	90 件 (推計)	50 件	30 件

(3) おもな取り組み

①良好な生活環境を守るための測定と阻害要因の排除

(担当：環境部 生活環境分野)

区内主要道路等における騒音・振動調査及び河川の水質調査により、区民の生活環境の基礎となるデータを把握します。

また、騒音・振動・悪臭・粉じんなど生活環境を阻害する要因に対する調査・指導等により、環境の保全に努めます。

②害虫・動物等の自己防除の普及啓発及び駆除

(担当：環境部 生活環境分野)

生活衛生や安全を脅かすスズメバチ・ハクビシン等の害虫・動物等について防除相談や自己防除の普及啓発を進めるとともに、適切な駆除を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○害虫・害獣等の駆除と自己防除のための正しい知識の普及		推進	

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－１ 安心して産み育てられるまち

《１０年後のまちの姿》

「安心して産み育てられるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 家庭が子育てについての責任を自覚し自信を持って子育てを行うことができるように、妊娠・出産期からの一貫した相談・支援体制が整っています。
- 地域の子育て支援の拠点の整備が進み、親同士の交流や、子どもたちの様々な活動が行われています。
- 地域で子育て支援者やコーディネーターの育成が行われ、育成活動のネットワークが広がり、地域全体で子どもの育ちを支えています。
- 虐待や発達課題など、個別的な支援を必要とする子どもへの一貫した支援が、関係機関の連携のもとに推進されるとともに、地域での理解が浸透しています。
- 家庭は、子どもや家庭の事情に応じて必要な子育て支援サービスを利用して、安心して子育てができています。
- 全ての乳幼児が、必要に応じた保育や家庭の選択や理念に基づいて充実した幼児教育を受けられるよう、十分なサービスが提供されています。
- 地域や行政の様々な協力や支援によって家庭は充実した子育てを行い、出生率が向上しています。

《現状と課題》

初婚年齢は、全国的に年々高くなり、中野区においても晩産化の傾向が続いています。また、中野区の合計特殊出生率は、近年増加傾向ではありますが、東京都、23 区平均よりも低い傾向です。都市部特有の核家族化、地域コミュニティの希薄化より、孤立した環境の中で子どもを産み育てることへの不安や困難さを感じやすい状況にあり、家庭の育児負担が大きくなっています。

出産直後の母胎保護、健康保持に重点を置いた支援策や、里帰り先のない妊産婦を支援していく仕組みが十分ではありません。安心して出産・育児をするために、

切れ目なく支援する体制が求められています。

産前・産後のサポートを充実し、育児不安を抱える家庭への切れ目ない支援を行い、関係機関が連携して一貫した支援体制を構築するなど、相談の充実や関係機関・地域と連携して子どもの状況を把握し、成長過程を通じ一貫した支援を行う必要があります。

虐待の要因も子育てに関する悩みや疾病、家庭内暴力などと複雑化しています。虐待の未然防止・早期対応には養育状況を把握し、適切な支援を行うことが必要です。

障害や発達に課題がある子どもが増加傾向にあります。特別な支援が必要な子どもが地域ですこやかに成長していくためには、家族や地域での理解が必要不可欠です。

また、ひとり親家庭など支援を必要とする子どもと家庭が自立した生活を送っていけるよう支援します。

乳幼児期における教育・保育は、子どもにとって極めて重要なプロセスです。これまで、区立保育園の民営化や区有地を活用した認可保育所整備、認可小規模保育事業所の開設など、様々な保育サービスの拡充に努めてきましたが、保育施設の希望者は年々増加しており、依然として待機が生じています。

さらに、乳幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う大切な時期です。幼稚園、保育施設のいずれを利用した場合でも、すべての子どもが家庭の理念を踏まえた適切な幼児教育を受けることができるよう、教育・保育環境の整備が求められています。

《施策の方向》

- ア 子どもの育ちを支える地域づくり
- イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備
- ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化
- エ 子育てサービス・幼児教育の充実

ア 子どもの育ちを支える地域づくり

(1) 目標とする姿

地域の中で育成活動のネットワークが広がり、社会全体で子どもの育ちを支えています。その中で、次代の担い手である子どもたちは、さまざまな世代の人との交流や豊かな体験を通じて成長しています。さらに、子どもの安全を守る活動が充実しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育ての自主的な取り組みや地域の育成活動などに参加した大人の人数	地域全体で子どもの育ちを支えていることを示すため	15,799 人 (26 年度)	18,000 人	19,000 人
地域の育成活動に参加した子どもの人数	子どもの地域への関わりや交流の状況を示すため	23,030 人 (26 年度)	24,000 人	25,000 人

(3) おもな取り組み

① 地域の子育てコミュニティの拠点づくり

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

すこやか福祉センターは、地域の子育てコミュニティの中核拠点として、地域子育て支援拠点の整備や利用者支援事業を充実していきます。また、講座などを実施して子育て中の親に学びの場を提供していきます。

すこやか福祉センター圏域ごとに地域の子育て支援の拠点を適正に配置します。

子育てしている保護者の孤立感や不安解消のため、乳幼児親子が交流し、相談を受けることができる子育てひろばを、身近な場所である商店街などを活用して増やします。

地域で子育てひろば事業や乳幼児親子の居場所づくりを行っている団体間の情報共有など育成者の連携によって、地域の子育て支援ネットワークの強化を図ります。

② 地域の育成活動の充実と育成者支援

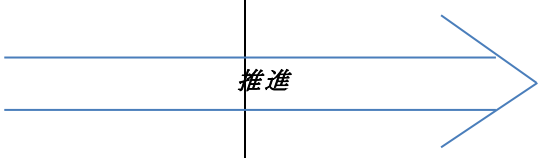
（担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野 子ども教育部 子育て支援分野）

地域の子育てや育成活動を支えるために、地域の育成活動の中核となる人材を育てるほか、ボランティアの機会を紹介するなどにより、新たな人材の育成につなげていきます。

地域で子育て支援活動を行う団体等に対し、研修・講演会等の実施による人材育成や広報活動への支援を充実します。地区懇談会の活動を活性化し、地域の子育ての様々な課題に対して協議や取組を行っていきます。

キッズ・プラザ、学童クラブを適正配置し、放課後の子どもたちの安心安全な活動拠点を整備します。また、ハイティーン会議等により中高生の社会参加の支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域子育て支援拠点整備 ○地域の人材育成の仕組みを構築 ○地域のネットワーク強化等、子育て支援の仕組みづくり ○小学校内へのキッズ・プラザ整備	○地域の育成活動の支援の推進 ○民設民営学童クラブ整備		

イ 妊娠から一貫した切れ目のない相談支援体制の整備

(1) 目標とする姿

妊娠から出産、育児にいたる一貫した支援体制が整備され、支援が必要な家庭は把握されています。適切な相談支援をうけることで、育児等への不安や孤立感は解消され、保護者は自信と自覚を持って子育てに臨んでいます。さらに、子どもたちには、将来に繋がる健康づくりの意識付けをしています。

また、安心して充実した子育てのできる環境が整い出生率が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
子育てに困難さを感じている乳幼児の保護者の割合	支援により、困難さの軽減が進んでいることを示すため	23% (26 年度)	20%	15%
大きな戸惑いを感じることなく子育てをしている保護者の割合	自信や安心感を持って子育てに取り組んでいることを示すため	93.5% (26 年度)	98%	100%
中野区の合計特殊出生率	安心して子育てに取り組んでいることを示すため	0.93 (25 年)	1.0	1.1

(3) おもな取り組み

① 切れ目のない一貫した相談・支援体制の整備

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

すこやか福祉センターは、子ども総合相談窓口と連携しながら、妊娠・出産期の母子に対する心身のケア、助産師・地域の子育て経験者等による相談支援を実施します。

妊娠期には面接を通じて出産や産後の相談、個別の支援プラン作成や支援を実施します。産後は戸別訪問の実施に加え、ハイリスク・要支援の場合には更に面接により育児や健康面の相談、子育て支援サービスの紹介等を行います。その後の健診の機会や利用している保育施設などで、養育上支援が必要と把握された家庭へは、訪問等により相談、必要な支援の紹介を行っていきます。

ホームページや区報、情報通信技術（ICT）の進歩に合わせた様々な情報媒体を活用し、妊娠中から出産に向けてのアドバイスや、子どもの年齢に応じた適切な子育て支援情報を提供できる体制を構築し、妊娠期からの情報を一元的に集約することでコーディネート機能を強化し、妊産婦や子育て家庭が必要としている支援へとつないでいきます。

② 子どもの健康増進の支援の推進

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野)

乳幼児健康診査事業を充実するとともに、かかりつけ医の推進を図ります。身近な相談先を確保し、子どもたちの生育や発達状況の把握や課題の早期発見を図っていきます。また、すこやか福祉センターは関係機関と連携しながら、一人ひとりの子どもの生育に関わる情報を共有し、健康診査結果の活用や予防接種、正しい食生活の学びを通じ、子育て家庭の適切な健康管理の支援を行います。

幼児期からの活発な運動を促し、身体づくりとともに運動機能の維持・向上を図り、規則正しい健康的な生活習慣を確立し、生涯にわたる健康づくりの基盤を築く支援を行います。また、食育講習会をはじめ、健康づくりを推進するための講座等を実施し、栄養改善の知識の普及と食生活習慣の改善の支援を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○出産前後の母子に対する心身ケアと相談支援の充実 ○子育て支援相談システムの再構築 (母子保健情報を含む) ○個々の状況に応じた新たな情報提供の仕組みの構築 (メール、アプリ、ホームページ等の連携した情報提供)	○子育て支援相談システムの運用 子ども、子育て家庭情報の一元管理による支援の充実 ○アプリ等を活用した情報提供の実施	○妊娠・産後子育て・幼児期のステージと支援度データを活用した相談支援強化	

ウ 配慮や支援を必要とする子どもと家庭への連携した支援の強化

(1) 目標とする姿

子どもと家庭への適切な支援のため、子ども家庭支援センターを中心とした、関係機関等が連携した相談支援の一貫した体制が整備、充実され、虐待等の未然の防止、早期把握と迅速な対応がとられています。

また、子どもたちの自立した生活に向かう成長のため、一人ひとりに応じた支援や適切な教育が行われています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
新たに発生した 虐待発生件数 (年間)	相談や支援体制の充実により、虐待の予防が図られていることを示すため	80 件 (26 年度)	減少	減少
虐待件数のうち 改善された割合	支援などの適切な対応により、子どもやその家庭の改善状況が示されるため	37.8% (26 年度)	50%	70%

(3) おもな取り組み

① 虐待の未然防止と支援体制の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野)

産後ケア、産前・産後サポート事業を実施するとともに、子育て専門相談とグループ支援を強化し、産前からの育児不安を抱える母親に対する妊娠期からの切れ目ない支援により育児不安解消を図っていきます。

こんにちは赤ちゃん訪問、乳児健診におけるメンタルアンケート等を活用するほ

か、区や、保育園、学校、児童相談所、警察等の関係機関から構成される要保護児童対策地域協議会の連携を強化し、支援が必要な児童や家庭の状況を早期に把握し、個別の状況に応じて必要な支援を早期に実施することで、虐待防止につなげていきます。

さらに、児童虐待防止について、区民の理解を深め、意識を高めるための啓発を行います。

② 発達の課題や障害のある子ども・家庭への支援の充実

（担当：地域支えあい推進室 地域ケア分野、子ども教育部 子育て支援分野ほか）

発達の課題や障害のある子どもに対して、関係機関の情報共有と連携により一貫した支援体制を構築し、支援を推進するとともに区民への啓発を充実し、発達の課題や障害があっても地域で育ち、教育を受けることができる環境を整備します。

また、障害や発達に課題のある児童が、必要な療育などのサービスを受けられるよう、民間活力を活用し、障害児通所支援施設の基盤整備を推進します。

保育園や幼稚園等での障害児の受け入れや自宅で保育を受けられる居宅訪問型保育事業を進め、集団保育が困難な乳幼児への保育サービスの提供を図っていきます。

③ 児童相談・支援体制の充実・強化

（担当：子ども教育部 子育て支援分野）

すこやか福祉センターごとに緊密な情報連携を図り、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化や児童相談の充実を図ります。また、対象年齢別の支援のための会議を開催し、身近な機関が連携して地域で子どもの見守りができる体制を構築します。

虐待の未然防止・早期発見や保護等の法的措置から家庭復帰までの切れ目ない一貫した支援を実施するためには必須である、児童相談所の移管に向けて、国・都に強力に働きかけます。学校、保健所、福祉事務所などの関係部署の連携強化や一時保護所の設置、職員の相談対応能力の向上等の人材育成を進め、様々な場合への対応力の強化を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○妊婦への医療職面接による育児不安等の解消と包括的支援 ○産前・産後支援事業による母親への支援 ○要保護児童対策地域協議会と地域の連携強化 ○集団参加型の発達・発育支援事業の充実 ○サービス等利用計画に基づく支援の充実 ○南部障害児通所支援施設開設・障害児通所支援事業の充実 ○居宅訪問型保育事業の実施 ○児童相談所の移管に向けた都区協議	○子どもの包括ケア体制の充実 ○乳幼児期から小中学校まで、継続した支援の充実 ○児童相談所の移管に向けた準備（施設整備、人材育成、システム構築など）	○児童相談所の移管	→ 推進

エ 子育てサービス・幼児教育の充実

(1) 目標とする姿

子どもや家庭のニーズに応じた子育て支援サービスが提供されています。

また、すべての子どもに対して、幼児期に必要な多様で質の高い教育・保育が提供されています

安心して子育てに臨めるように、ライフスタイルの変化や就労形態の多様化に対して、多様な保育サービスが十分に提供されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
保育施設における在園児保護者の満足度	多様な保育施設の整備により、ニーズに応じた保育サービスが提供できている状況を示すため	95% (26 年度)	100%	100%

(3) おもな取り組み

① 子育て支援の充実による負担の軽減

(担当：子ども教育部 子育て支援分野、保育園・幼稚園分野)

子育て家庭のそれぞれのニーズに応じた病児・病後児保育事業、一時預かり事業、子育て短期支援事業、利用者支援事業等の実施により子育て支援の充実を図るとともに、保育園や幼稚園で子育て相談や子育て教室を実施し、育児のノウハウを在宅乳幼児の保護者に提供し、育児不安の解消等子育て支援を実施します。さらに多子世帯への補助や子育て支援を充実することで、子育ての一層の負担軽減を図ります。

また、被虐待や養育支援家庭児童に対する相談機能の充実や障害児通所施設等との連携による対応の強化を図るほか、保育園における要支援家庭等への支援の拡充を図ります。

② ひとり親家庭への支援

(担当：子ども教育部 子育て支援分野)

ひとり親家庭が様々なサービスを活用して安心・安全に自立した生活を営み、子どもが健全に成長できるよう支援します。

ホームヘルプサービス事業による日常生活の支援、自立支援給付金事業等による就労支援、母子生活支援施設における母子家庭自立支援及び子どもショートステイ事業等による養育支援を行います。

③ ライフスタイルに応じた保育の拡充

(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

区立保育園の民営化を進め、民間活力を活用し、多様な保育ニーズに対応するとともに定員の拡大を図ります。加えて、民間保育施設を誘致し、保育ニーズに合わせて、適切な整備を進めていきます。また、認可外保育施設が、認可保育施設へ転換する場合に必要な支援を行い、保育サービスの供給を増やしていくとともに、施設に対する指導検査により、質の確保を図ります。

認定こども園への転換や私立幼稚園の預かり保育事業への支援と一時預かり事業（幼稚園型）を進めることで、様々な生活スタイルの家庭が幼稚園を一層利用しやすくなるようにします。

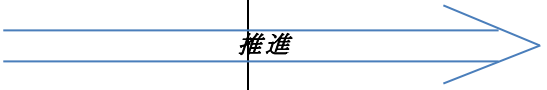
④ 幼児教育の充実

(担当：子ども教育部 保育園・幼稚園分野)

職員の能力、専門性の向上を図るための合同研究や研修、情報共有を進め、幼稚園や保育施設等における幼児教育の充実を図ります。

さらに、保育施設と幼稚園、小学校を中心とした保幼小の連携を基盤に、多様な保育施設・事業との連携を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○病児保育の整備誘導、病後児保育の拡充 ○保育施設における地域子育て支援の充実 ○多子世帯への支援の検討 ○日常生活支援、就労支援、自立支援、養育支援の充実 ○預かり保育・一時預かり事業(幼稚園型)の拡充 ○保育所及び地域型保育事業の誘致 ○区立保育園の民営化推進 ○事業所内保育事業の仕組み構築 ○認可保育施設移行に向けた支援	○多子世帯への支援の実施 ○保育所における休日保育事業の拡充 ○保育所及び地域型保育事業の誘致継続 ○事業所内保育事業の実施		

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－２ 自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち

《１０年後のまちの姿》

「自ら学び可能性を拓く子どもが育つまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

○子どもたちは、グローバル化のより一層の進展に対応できる、確かな学力、体力、コミュニケーション能力と社会規範を身に付けるとともに、自他を尊重する態度が育っています。

○子どもたちは、基礎から応用段階まで自ら学ぶ力を身に付け、思考力や判断力、表現力など各自の個性を伸ばしています。

○学校と地域が連携・協力する体制が整い、子どもたちは多様な体験や学習に取り組んでいます。

○特別な配慮を必要とする子どもたちを含めたすべての子どもたちが、個々に応じたきめ細やかな教育を受け、地域の中で交流しながらその可能性を伸ばしています。

○子ども達の成長期の心の問題への多様な支援体制が整っています。

○家庭や学校、地域の協力した取組によって、子どもの体力が向上しています。

○豊かな食文化を身につけ、子どもが健やかに育っています。

《現状と課題》

今後、グローバル化が一層進む中、多種多様な価値観や考え方を認め、活用できる人材の育成が求められています。自他の生命・人権を尊重する態度や基本的なルールやマナーなどの規範意識の向上を図り、優れた自国の歴史・文化に深く触れ、体験や地域社会との交流を深めるとともに、子どもたちの豊かな人間性や社会性を育む必要があります。

そのためには、乳幼児期から小学校、中学校へかけての連携した教育が課題となっています。保育園・幼稚園と小学校の連携を進め、児童の義務教育への円滑な接続を図るとともに、小学校と中学校の連携をさらに進め、9年間の学びの連続性を

踏まえた知徳体のバランスが取れた教育を行い、子ども一人ひとりの可能性を伸ばすことが求められています。また、特別な支援が必要な児童・生徒が個々の状況に応じた教育を地域で安心して受けられる環境整備が必要です。

さらに、学校・地域・家庭の連携により、地域やボランティアの活動を活かし、地域に根差した特色ある学校運営を展開することで、次代を担う子どもたちを社会全体で育成するとともに、地域コミュニティの活性化を図ることも求められています。

《施策の方向》

- ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得を目指した教育の展開
- イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実
- ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実
- エ 子どもの体力向上

ア 自らの道を切り拓き、生きる力を支える学力・社会性等の習得を目指した教育の展開

(1) 目標とする姿

一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、子どもたちが意欲的に学び、自ら考え課題解決する力、豊かな人間性、確かな学力、コミュニケーション能力等を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
学力調査項目 (全 86 項目) の うち、7 割以上 の児童・生徒が 目標値を達成し た項目の割合	児童・生徒の学力の状況を示 すため	44.2% (26 年度)	70%	80%

(3) おもな取り組み

① 学校教育の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

生涯にわたり学習する基礎を培う学校教育を充実し、基礎的・基本的な知識及び技能を習得し主体的に学ぶ態度を養い、課題を解決するための思考力、判断力、表現力等を育みます。さらにグローバル化や情報化の進展を見据え、理数教育、外国語活動や英語教育を充実し、異文化交流などによりグローバル人材を育成するとともに、情報通信機器の効果的な活用により、児童・生徒の情報活用能力の習得を図ります。

学校支援ボランティアの活用などにより、個に応じたきめ細かな指導の充実を図り確かな学力を育成していきます。

人権教育・道徳教育・心の教育の推進や日本の自然・歴史・文化の体験、地域の人々との交流を通じて、規範意識、社会貢献の精神、国や郷土を愛する心、コミュニティ意識を高め、豊かな人間性や社会性を育みます。

教育の第一義的責任を担う家庭を支援し、家庭や地域と連携して学習習慣や生活習慣の定着を図る取組を推進します。

さらに、家庭の不安への相談や地域・社会で支える体制の整備を進めます。

乳幼児との交流や保育体験などを通じ、命の尊さや心身の発達に関する知識を学び、将来の子育てに対する期待や意欲を育むとともに、職場体験等の体験活動を充実し、様々な教科・領域を通じて、児童・生徒が勤労観や職業観を養い、社会的・職業的自立に向けた取組を進めます。

② 学びの連続性をふまえた連携教育の推進

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野、子ども教育部 保育園・幼稚園分野）

小中連携教育の推進計画に沿った取組を実践し、小中連携教育を推進します。義務教育9年間の学びの連続性を踏まえた児童・生徒の学力向上、体力向上、心の教育の充実を図り、児童・生徒一人ひとりを伸ばす教育を実践します。

保育施設と幼稚園、小学校を中心とする保幼小の連携を基盤とした、子ども同士の交流、教職員合同研修など多様な保育施設・事業との連携を進めます。

③ 質の高い教育環境の整備

（担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野、子ども教育施設分野）

学校再編を着実に推進することで、一定の児童生徒数や学級数を確保し、子ども同士の交流など集団活動の良さを生かした活気あふれる学校運営を進めます。また、小中学校の通学区域の整合性を図り、小学校と中学校の9年間を見通した連携教育を推進します。

学校施設・設備等の整備を進め、安心・安全で快適な教育環境を提供します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○英語、理数教育の推進 ○小中連携教育の推進、乗り入れ指導の充実 ○保幼・保幼小連携スタンダードプランの作成・実践 ○統合新校の開設（3校） 中野神明小と新山小 多田小と新山小 大和小と若宮小	○小学校における一部教科担任制の導入 ○統合新校の開設（2校） 桃園小と向台小 第三中と第十中	○中野区の特徴を活かした教育課程の編成 ○統合新校の開設（2校） 上高田小と新井小 第四中と第八中	○統合新校の開設（1校） 鷺宮小と西中野小

イ 家庭・地域・企業など学校を取り巻く様々な人々の連携による教育の充実

(1) 目標とする姿

保護者、地域住民が学校教育・運営へ一層参加するなど、外部に開かれた学校経営を行うことにより、学校の教育活動が活性化されています。

学校が、地域の活動の拠点となり、より密接な連携の中で子どもたちを育てています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、保護者や地域の方の意見や願望を受け止め、学校改善に生かそうとしている」と考える保護者の割合	保護者等の学校運営への参加と外部に開かれた学校経営の状況を示すため	小学校 74.8% (26 年度) 中学校 67.6% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域と連携した学校教育、地域の子育て活動の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

大学等との連携を強化し、学生ボランティアを活用して教育活動の活性化を図ります。また、中学校区毎に第三者評価を実施し、学校経営を外部から評価し、改善につなげていきます。

学校支援会議を強化し、学校、地域、家庭が連携・協働して学校教育の充実や多様

な体験活動が展開できる体制を整備します。また、地域での体験活動等を通じて、児童・生徒が地域の中で学ぶ機会を増やすとともに、地域住民による学校の教育活動への積極的な参加を促し、教育活動の活性化を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○学校支援会議の強化と、学校、地域、保護者による連携・協働の体制づくり ○中学校区ごとの第三者評価実施に向けた検討	○中学校区ごとの第三者評価の実施		

ウ 発達の課題や障害のある子どもの教育の充実

(1) 目標とする姿

全ての子どもが、地域とともに学び、育つとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな教育により、個性や可能性を伸ばしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「学校は、特別支援教育や発達障害等に関して保護者への説明を行っている」と考える保護者の割合	発達や障害に応じた教育や保護者への説明が行われていることを示すため	小学校 56.6% (26 年度) 中学校 53.7% (26 年度)	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 特別支援教育の推進

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

就学相談など特別に支援を必要とする子どもの相談体制の充実を進めます。

副籍制度を活用して、一人ひとりの個性を認め合う活動を工夫します。また、特別支援教育の充実により、障害のある人への理解を深めていきます。

中学校の情緒障害等通級指導学級を増設します。全小中学校に特別支援教室を設置し、巡回指導と通級指導によって、一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導を行います。

② 配慮の必要な児童・生徒と不登校児童・生徒への支援の充実

(担当：教育委員会事務局 学校教育分野)

幼稚園・保育施設、小・中学校に日本語指導員などを派遣し、日本語指導が必要な幼児・児童・生徒及びその保護者の支援にあたります。

専門的な知識と経験をもつ職員による巡回支援により、不登校児童・生徒への個別的な支援を行うとともに、適応指導機能と教育相談機能の融合を図り、より適切な方法により支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○小学校特別支援教室の全校設置 ○中学校への特別支援学級（情緒障害等）設置について検討 ○巡回支援の実施等、不登校対策の充実 ○日本語適応指導の充実	○特別支援教室における巡回指導充実	○中学校へ情緒障害等通級指導学級の増設 ○スクールソーシャルワーカーの増員による相談、支援体制の充実	○中学校へ特別支援教室の設置

エ 子どもの体力向上

(1) 目標とする姿

子どもたちには、生涯にわたって健康を保持することの大切さを認識する取組により、健康的な生活習慣が定着しています。

また、食育の充実が図られ、子どもたちに自分の健康を高めていくための望ましい食生活の習慣が身についています。

さらに、学校生活や日常生活の中で、遊びや日常的な運動を誘発する取組によって子どもの体力づくりを推進していきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
体力テストで目標（中野スタンダード）を7割以上の児童・生徒が達成した種目数（小6・中3）	児童・生徒の体力の状態の推移を示すため	小6 8／16 種目、 中3 12／18 種目 (26 年度)	小6 12／16 種目 中3 15／18 種目	小6 16／16 種目 中3 18／18 種目

(3) おもな取り組み

① 体力向上させる取組の推進

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野、子ども教育部 保育園・幼稚園分野ほか）

各学校で、スポーツテストの結果を体力向上プログラムに適切に反映するほか、民間スポーツクラブ、中野区地域スポーツクラブ等との連携による運動プログラム

の提供や指導を行い、乳幼児から健全な生活習慣を身に付けられるよう支援します。

アスリート等を活用し授業を改善するとともに、日常的な運動を誘発する、環境や設備等を整備します。

また、オリンピック・パラリンピック教育をはじめ、児童・生徒に運動への関心と意欲を高めさせるとともに、保護者・地域の体力向上への意識啓発を図ります。

さらに、休み時間・放課後の外遊びの推進やキッズ・プラザ、放課後子ども教室の取組、子どもの自発的な運動を誘発するための環境の整備などにより、遊びを通じた体力づくりの推進を図っていきます。

保育施設や幼稚園等において、運動遊びプログラムの取組を進めることで、体を動かすことが好きな乳幼児を育みます。

② 食育・健康教育の充実

（担当：教育委員会事務局 学校教育分野、健康福祉部 健康・スポーツ分野）

自ら健康の保持・増進に努める児童・生徒を育成するために、養護教諭、栄養教諭、学校栄養士を中心として、組織的に食育や健康教育を推進します。栄養や望ましい食習慣、人格形成に関わる食文化など、正しい知識を習得するとともに、自分の体力や身体状況に応じて実践しやすい取組の習得を図ります。

また、講演会等の実施により、正しい知識の普及啓発や健康への関心を高めるとともに、生活習慣に関連した健康課題を抱えた子どもの健康づくりを推進するほか、給食試食会等を実施し、給食の目的や内容への理解を深め、食育を推進し、学校保健委員会等の活用により保護者の意識啓発を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○スポーツ・コミュニティプラザ等における子ども向けメニューの拡充 ○地域スポーツクラブによる中学校の部活動支援の方策検討・実施 ○休み時間、放課後等の遊びを通じた体力づくりの推進 ○運動遊びプログラム(4～5歳児)の活用 ○運動遊びプログラム(0～3歳児)の作成	○アスリート等を活用した運動・スポーツの気運の醸成 ○中学校の部活動支援の拡充 ○運動遊びプログラム(0～3歳児)の活用	○学校と連携した運動プログラムの仕組みの構築	

戦略Ⅳ 生きる力・担う力育成戦略 （育つ伸びるなかの）

Ⅳ－３ 学びと文化を創造・発信するまち

《１０年後のまちの姿》

「学びと文化を創造・発信するまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

○地域に根付く文化・芸術の振興が図られ、その成果が幅広く区民に共有されています。

○区民は、地域や社会に貢献し続けられるよう、学びの機会を活用しています。

○中野に息づく歴史、伝統文化の魅力が広がり、区民はそれらに親しみ、誇りを持って継承しています。

○学校と図書館が連携した読書活動を推進することにより、子どもたちは読書に親しみ、豊かな創造力と生きる力を育んでいます。

○図書館は、地域性とともにもその専門性を高め、各館の個性に即した文化・情報の拠点として、区民の仕事や暮らしを支援しています。

《現状と課題》

中野区の歴史・伝統文化に対する区民の関心は必ずしも高いとはいえないため、これまで以上に区の歴史的特性や文化財などを区民に啓発する必要があります。区民の中野への愛着を深めるような普及啓発事業の展開を図ります。

地域参加や社会貢献に向けた生涯学習の場を充実する必要があります。

グローバル化、情報通信技術（ICT）の進展などの社会環境の変化により、区民が自ら必要な情報を選択し入手することが重要となっています。中野のまちに集う学生、ビジネスマン、外国人などを含むあらゆる区民が必要とする情報を的確に提供し、区民の学びと自立を支え、生活や地域の様々な課題の解決を支援する役割を強めていかなければなりません。そのためには、各図書館の役割分担を明確にして、より高度な要求にも対応できる機能が求められています。

また、家庭・学校・地域との連携による子どもの読書活動の推進や地域団体の活

動支援のほか、区民の地域への愛着の形成や、観光・地域活性化を図るため、地域の歴史・文化を発信する拠点としての機能を充実していく必要があります。

《施策の方向》

ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援

イ 魅力ある図書館運営の推進

ア 文化・芸術・生涯学習活動の支援

(1) 目標とする姿

生涯学習の機会が地域の中に広がり、地域人材活用や健康・生きがいがいづくりにつながることで、区民が自分らしくいきいきと暮らしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
まな VIVA ネット による団体活動 情報等の発信件 数	区民の活動の状況を示すため	807 件 (26 年度)	900 件	1000 件
なかの生涯学習 大学を卒業後、 地域活動に参加 したことがある 人の割合	生涯学習後に地域活動に参加 している実態をあらわすため	72%	80%	90%

(3) おもな取り組み

① 地域の歴史・伝統文化の保護、継承

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

歴史民俗資料館等を拠点として、各種企画展示・講座や体験学習などの経常的な普及活動のさらなる充実を図ります。また、大学等関連諸機関との協力により事業展開を図り、哲学堂公園との連携によるまち歩き事業を活性化していきます。

さらに、散逸・消滅しつつある歴史・文化遺産に対する文化財指定による保護と活用、無形民俗文化財の継承のための継続的支援とともに、当該資源が観光、にぎわいの資産となるよう働きかけを行います。

② 生涯学習の活動の促進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

区民の誰もがその生涯にわたって、社会貢献するための学習の機会や場を持てるよう、区内の大学、専門学校、民間企業、NPO等と連携します。また、既存の大学の生涯学習講座とも連携した啓発等を行っていきます。

また、生涯学習大学卒業者等が、そのスキルを活かし、町会・自治会活動、ボランティア活動等に気軽に参加できるよう、学習内容や具体的な活動への導入の仕組みを拡充していきます。

地域で活動するグループの生涯学習情報への登録促進と活動発表の場の確保を支援していきます。

また、地域団体の活動場所となり得る場の情報提供や利用促進を行い、自主活動の支援を図っていきます。

③ 若手芸術家が育ち、活動しやすい環境づくり

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

大学連携による講座などで音楽や美術、建築などの優れた文化・芸術に接する機会を設けるほか、乳幼児期から芸術に触れる機会を提供していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○生涯学習大学卒業生と地域活動団体との連携の仕組みの構築 ○哲学堂公園資料館（体験学習）の整備 【再掲 I -2】	○生涯学習大学卒業生や、大学等の生涯学習講座で学んだ区民の地域活動への参加促進 ○哲学堂公園周辺まち歩きルートの検討 【再掲 I -2】	○哲学堂公園周辺まち歩きルート設定 【再掲 I -2】	

イ 魅力ある図書館運営の推進

(1) 目標とする姿

各館の魅力ある高い専門性に基づく蔵書構成により、文化・情報の発信や個々に応じた学びや仕事・課題解決を支援しています。

学校と図書館との連携した取組により、子どもの成長段階に応じた読書活動の推進により、児童・生徒の自主的・自発的な学習や読書活動が行われています。

区民の自主的な活動が図書館を中心に展開し、子どもから高齢者まで多様な読書活動が展開しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
図書館は学びや課題解決に役立っていると感じている利用者の割合	専門的なレファレンス・サービスや個性のある蔵書構成により、区民の学びと自立を支えている状況を示すため。	—	90%	100%

(3) おもな取り組み

① 個人や地域の様々な学習活動への支援

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

図書館は、地域の情報拠点として、区民の学びと自立を支え、各館の専門性に基づいて、生活や地域の課題解決を支援します。また、区にゆかりのある作家・文化人や観光資源情報、郷土に関する資料を収集・発信するほか、地域資料を電子化して提供します。

② 学校と連携した読書活動の推進

(担当：教育委員会事務局 子ども教育経営分野)

子どもや区民の利便性の向上を図るため、地域開放型学校図書館の整備を計画的に進めます。

子どもの読書活動を推進するため学校図書館を充実するとともに、家庭、学校、地域、図書館が連携し、子どもたちの自主的な読書活動の動機付け等を進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域図書館の施設配置の見直し ○学校と図書館の連携推進 ○地域開放型学校図書館の整備に向けた検討	○地域開放型学校図書館の順次設置		

戦略Ⅴ 地域見守り・支えあい戦略 （手をつなぐなかの）

Ⅴ－１ 見守り・支えあいが広がるまち

《１０年後のまちの姿》

「見守り・支えあいが広がるまち」として基本構想で描く１０年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 町会・自治会は、地域での課題を解決するため、地域活動の中核として、他の公益団体との連携を深めています。
- 近隣関係を軸とした地域での支えあい活動が広がり、多くの人が担い手となっています。
- 地縁団体以外にも、専門的な領域での活動が成熟し、多くの区民が参加し、様々な取組が活性化しています。
- 区民活動センターは、区民の意思に基づいて運営される地域自治の拠点として、機能しています。
- 町会・自治会、大学、ＮＰＯ、民間企業等の広範な連携が行われ、地域活動や公益活動が活性化しています。

《現状と課題》

区民活動センターでの町会・自治会を中心とした運営委員会による運営が軌道に乗り、活発な話し合いを通じて、地域の特性を踏まえた事業、広報等が行われるようになり、地域の公益団体間の連携も深まりつつありますが、地域の中での認識度、住民の積極的な関与については、一部にとどまっています。

各地域では、見守り対象者名簿を活用した見守り・支えあい活動が進み、地域の支えあいの機運は確実に高まってきていますが、支えあい活動の担い手は、まだまだ不足しています。町会・自治会等、様々な活動の担い手と連携を図り、地域の包括的な支えあいネットワーク体制を築く必要があります。また、様々な関心や状況に応じて参加できる、専門性重視の活動スタイルや機会の充実が求められています。

地域活動や公益活動を行う区民団体の中には、活動の担い手の高齢化や固定化な

どの課題を抱える団体が少なくありません。課題の自主的な解決に取り組むため、町会・自治会などの公益活動を行う団体の組織力強化や地域力向上が必要となっています。

また、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化に伴い、区民が安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの構築が求められており、住民主体の活動等による多様な支援サービスが提供される地域づくりの必要性が高まっています。

《施策の方向》

- ア 地域課題を自ら解決する活動の推進
- イ 見守り・支えあい活動の拡充

ア 地域課題を自ら解決する活動の推進

(1) 目標とする姿

地域活動の核である町会・自治会は、多く人の参加を得て、地縁団体としての長い活動の経験を踏まえつつ、他の公益活動団体等との連携により、地域での課題に積極的に対応しています。

また、地域の課題解決に向けた活動の拠点である区民活動センターでは、運営委員会が、自主的かつ主体的な取組を促進しています。

それらの活動や区の様々な情報提供やコーディネート活動を通して、一人ひとりの区民は、そのライフステージや関心に応じて、地域活動や公益活動などへの参加を増やしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域の活動に参加した区民の割合	地域活動等への参加状況を表すため	27%	35%	55%
ボランティア登録者数の推移	公益活動への参加・育成・連携等の基盤整備の有効性や進捗状況については、登録者数の増加が目安となるため	531 人 (26 年度)	560 人	590 人

(3) おもな取り組み

① 町会・自治会への加入促進等、地域への参加や担い手育成の推進

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域での活動の核である町会・自治会への加入の促進や役員等活動の担い手を増

加させるため、現在行っている転入時の町会・自治会の紹介等のほか、ホームページやデジタルサイネージ等の媒体を通じての町会・自治会活動の広報の拡充や、SNS等を活用した大学生等の若年層の町会・自治会のイベントへの参加などを推進していきます。

また、地域での課題解決に向けて期待される、住民の役割、担い手の発掘・育成、区の果たすべき役割等を位置付ける条例制定を検討します。

② 地域での課題を解決する活動の充実支援

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域での課題を解決する場である区民活動センター運営委員会については、町会・自治会を核として、自主的な運営がなされ、地域の実情に応じて、様々な事業等を実施しています。

その活動が、より円滑かつ効果的に行われるよう、事務局職員への研修や制度の見直し等を行ない、取組の充実や地域団体、NPO、民間事業者等とコーディネートする力の向上など、必要な支援を充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○転入時の加入促進等の充実 ○運営委員会の取組み成果の整理・応用普及（振返り研修の継続） ○運営委員会事務局体制拡充等のための見直し ○南中野区民活動センター移転整備	○コミュニティソーシャルワーク機能の強化支援（研修の導入等） ○見直しに基づく対策の実施（任意実施） ○東中野区民活動センター移転整備		○昭和区民活動センター竣工・開設

イ 見守り・支えあい活動の拡充

(1) 目標とする姿

地域において見守りが必要な人については、近隣による見守りや緊急通報システム等をはじめとするツールの活用により、24 時間安心して暮らすことが出来ています。

また、身近な場所に、集い・交流の場が増加し、人とのふれあいが担保され、疎外感や孤独感が減少しています。

さらに、生活支援をはじめとする公益活動が増加することにより、日常生活への支援の選択肢が増加しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	見守りや支えあい活動をしている割合は、地域での当該活動の状況の目安となるため	27.7%	30%	50%
いざという時に地域に頼れる人がある率	いざという時に地域に頼れる人がある率により、地域との結びつきの割合が把握できるため	74% (26 年度)	78.5%	80%

(3) おもな取り組み

① 要支援者の見守り等の強化

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

地域で見守りの必要な人には、町会・自治会等による近隣の見守り活動に加え、緊急通報システムの利用者の拡大やスマートフォンやケーブルテレビ等の双方向性

を活用した 24 時間の見守りにより、より安心して暮らせるようにしていきます。

また、緊急通報への対応のための区役所内の夜間・休日の体制を強化し、迅速な対応を図るとともに、緊急時の近隣協力者を増やし、人的な対応の増加を図ります。

さらに、災害時の避難行動要支援者の個別避難支援計画を作成し、支援者の拡充を図ります。また、避難支援計画と見守り対象者名簿を活用した支援のあり方を整理し、見守り・支えあい活動の拡充を図ります。

② 身近な支えあい拠点の整備支援

（担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野）

高齢者の外出や交流を促進し、他者との関係づくり等を通して、孤立化や情報の不足を防ぐため、高齢者等が気軽に参加できる事業を増加させていきます。

③ 支えあい活動や公益活動の拡充

（担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野）

近隣による日常的な支援の拡大のため、町会・自治会等の支えあい活動団体への呼びかけ、事例周知等の支援等を行っていきます。

また、定期的な安否確認、入院時の対応支援、死後の手続き支援などを行う「あんしんサポート事業」に代表される、一人暮らしや身寄りのない高齢者等の生活を支えるためのサービス提供の充実を図るため、担い手となる活動者、活動団体の掘り起し、育成等を行います。

さらに、地域で安心して住み続けるための、日常生活を支える公益活動を増加させるための支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○緊急通報システム利用者の拡大 ○要支援者災害時避難支援計画の作成と名簿への記録 ○あんしんサポート事業の活用	○スマートフォン等を活用した緊急通報システムの検討 ○見守り対象者名簿と要支援者名簿を活用した支えあい活動の支援のあり方整備 ○あんしんサポート事業の量的及び対象者の拡大に向けた環境整備	○スマートフォン等を活用した緊急通報システムの実施 ○緊急時の近隣協力者の増加 ○平常時・災害時を一貫した地域の支えあい活動の進展 ○あんしんサポート事業の拡大実施	

戦略Ⅴ 地域見守り・支えあい戦略 （手をつなぐなかの）

Ⅴ－２ 様々な活動の連携によって守られる暮らし

《１０年後のまちの姿》

「様々な活動の連携によって守られる暮らし」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

○身近な地域の中での見守り・支えあい活動によって支援が必要な人は、適切な相談・支援を受けています。

○認知症などへの理解が深まり、あんしんサポート事業や成年後見制度や近隣の支えあいにより、区民は自らの選択による意向を尊重され、地域生活を続けています。

○町会などの地域団体、NPO、ボランティア団体、事業者や医療機関などが連携し、見守り、医療・福祉・介護の支援、健康づくり・予防、住まいなどを一貫して総合的にサポートする体制が整い活発に活動が展開されています。

○保健福祉・医療などの多様なサービスについては、必要とされる量が確保されるとともに、包括ケアの担い手の確保と多様で質の高いサービスが提供されています。

《現状と課題》

誰もが住み慣れた地域や自らが望む場での暮らしを続けていくために、医療、介護、介護予防、住まいなどの支援が包括的に提供されることが必要です。また、地域では、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯が多く暮らしていますが、近所の気付きによる見守りや様々な機関の連携により、支援を必要とする人が把握され、早期に支援につながる事が重要です。すこやか福祉センターは、子どもから高齢者、障害者の地域のワンストップの総合相談支援拠点として、地域包括支援センター、障害者相談支援事業所との連携を密にしながら、地域の関係機関や活動団体が連携した相談支援体制の整備を進める中心的な役割を発揮していくことが求められています。

高齢者の増加とともに、認知症の人も増え、問題行動への対応に苦慮したり、金

銭管理やなど日常生活に困難が生じるケースがみられます。個人の権利が護られ、尊厳ある生活続けるために、適切な医療やケアとともに、あんしんサポート事業や成年後見制度などの支援、周囲の地域住民の理解促進も課題となっています。

《施策の方向》

ア 地域包括ケア体制の構築

イ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスの提供

ア 地域包括ケア体制の構築

(1) 目標とする姿

近隣による見守りや日常生活支援等の支えあい活動の推進によって、区民は地域の中で孤立せず、必要な支援につながり安心して暮らしています。

また、地域では障害や認知症などへの理解が進み、本人、家族を地域で支える取組が進められています。さらに成年後見制度等の普及啓発と利用促進や虐待防止の対応の適切な実施などにより、支援が必要な人とその家族の権利が護られています。

子どもから高齢者まで、あらゆる人がライフステージに応じ、切れ目なく一貫した相談や支援を受けられ、様々な機関などの連携によって、包括的なサービスや支援が一体的に提供され、住み慣れた地域で自立した生活が続けることができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
地域住民相互で見守りや支えあいの活動をしている割合	地域での支えあい活動等の進捗合いを示すため。	27.7%	30%	50%
介護サービスを利用してケアプランについて「不満な点はない」人の割合	包括的なサービスの提供により必要とされる支援が受けられていることを示すため。	46.7% (26 年度)	54%	56%
成年後見制度を知っている人の割合	高齢者等の権利擁護への理解が進んでいることを示すため。	45.6%	70%	75%

(3) おもな取り組み

① 相談・コーディネート機能の充実

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野)

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみ世帯などが孤立せず生活を送れるためには適切な支援が必要となります。相談支援専門機関である地域包括支援センター、障害者相談支援事業所の機能を強化し、早期発見、ワンストップによる総合相談、訪問等アウトリーチによる支援を行う体制を整備していきます。

② 医療と介護等の連携体制の推進

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野)

すこやか福祉センターが中心となり、地域のネットワークづくり、ケア会議の運用、支援の充実を進めていきます。「すこやか地域ケア会議」及び「中野区地域包括ケア推進会議」を通じた、地域課題の発見・解決、地域のネットワークの構築・連携強化、人材など地域資源の開発等を進めます。

医療と介護の連携の強化のため、在宅医療介護促進協議会、地域ケア会議と連携して在宅療養体制の整備を進めます。

さらに、連携推進・情報共有のため、SNS等を活用した情報共有の仕組みを構築します。

③ 認知症高齢者等にやさしい地域づくりの推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野、地域支えあい推進室 地域活動推進分野ほか)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症サポーターを拡大し、認知症高齢者を理解し近隣で見守るための地域づくりを推進します。

早期受診や予防を啓発するとともに、地域の相談窓口等における認知症対応能力を向上させます。

高齢者訪問等により早期に兆候のある高齢者を把握し、適切な支援につなげるほか、認知症初期集中支援チームを設置し、困難事例への対応を強化していきます。

④ 権利擁護、虐待防止の推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野、地域支えあい推進室 地域ケア分野)

高齢者や障害者等の安心した在宅生活の継続のため、保健福祉サービス利用の相談を進め、成年後見センターを中心とした成年後見制度の普及啓発と利用の促進を図り、財産管理等に困難または不安のある高齢者等に対しては、金銭管理等の支援を行います。

また、高齢者や障害者等への虐待防止については、関係機関と連携した、適切な対応を実施します。権利擁護についての理解促進と虐待防止の意識づくりのため、啓発事業を実施します。専門的な介護相談やレスパイトなど家族への支援の充実も合わせて進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域の包括ケア体制の構築（相談ネットワークの構築、在宅療養体制の構築、情報共有の仕組の整備等） ○成年後見制度等の普及 ○虐待防止関係機関と連携対応推進 ○南部すこやか福祉センターの移転（富士見中跡）	○成年後見制度等の推進	○北部すこやか福祉センターの移転（沼袋小跡）	

イ 地域での生活を支える多様で質の高いサービスの提供

(1) 目標とする姿

多様な主体により様々なサービスが供給され、自らのライフスタイルにあったサービスを主体的に選択できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
サービスの不足 感のあるサービ スの数	不足感のあるサービスの減少 はサービスが豊富に供給され ていることを示すため	8 (26 年度)	5	2

※1/3 以上のケアマネージャーが不足していると感じている介護サービスの数

(3) おもな取り組み

① 介護予防・生活支援の促進

(担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野)

機能低下の早期発見と適切な介護予防ケアマネジメントの推進のため、健康診断等の結果に応じた効果的な情報提供や、区民が継続的に体を動かす健康づくりの取組を支援していきます。

また、介護予防・日常生活支援総合事業において、地域包括支援センターによる適切な介護予防ケアマネジメントを強化し、日常的な介護予防と日常生活支援を一体的に展開していきます。

② 在宅生活を支援するサービスの充実

（担当：地域支えあい推進室 地域活動推進分野、健康福祉部 福祉推進分野ほか）

要介護度が上がっても在宅介護が可能となるよう定期巡回随時対応型訪問介護看護の定員や事業所数の拡充が図られるよう誘導します。

また、介護や支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるように、見守り・緊急通報システム、徘徊高齢者探索サービス事業の充実など、多様な在宅生活を支援するサービスを提供します。

障害者が地域生活に必要な移動支援、生活介護等の日中活動系施設の拡充、一時保護事業、トワイライトケア、サポート事業など地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充します。

③ 高齢者や障害者等の住まいの確保

（担当：健康福祉部 福祉推進分野、障害福祉分野ほか）

公共用地の活用や民間の土地活用、空き家対策などの手法も充実させ、介護付有料老人ホーム、介護サービスと連携したサービス付き高齢者向け住宅、都市型軽費老人ホームの整備を誘導し、民間活力を活用して高齢者の生活の状態に合わせた住まいと介護サービスの提供を推進していきます。

障害者の入所施設からの地域移行を促進するため、重度障害者（児）等住宅改善事業の見直しや、グループホームの整備誘導のための区独自制度創設の検討を進め、地域生活を支える地域生活支援拠点の整備を進めるとともに、重度障害者が地域での生活を続けるためのグループホームの整備を図ります。

また、介護や支援が必要な高齢者が、自立した生活を続けていくことができるように、自立支援住宅改修事業を実施するほか、高齢者の特性に配慮し入居を拒まない高齢者向けの住宅を、所有者の理解のもと、不動産団体等と連携して増やしていきます。

④ 医療の基盤整備

（担当：健康福祉部 福祉推進分野）

今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進めます。終末期も在宅で過ごせるために、区内医療機関の連携を通じた受け入れ体制整備のための支援を行います。

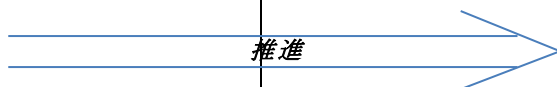
⑤ 入所型施設の整備促進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

後期高齢者人口の増加とともに、介護を要する高齢者も増加することから、在宅生活が困難になった場合にケアなどを受けられる特別養護老人ホーム、介護老人保健施設等の施設が整備、拡充されるよう誘導していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○日常的な介護予防と日常生活支援の一体的な展開 ○定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の設置誘導 ○見守り・緊急通報システムの機能充実・普及 ○徘徊高齢者探索サービスの運用 ○障害者の自立生活を支えるためのサービスの拡充 ○都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導	○定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の設置誘導の拡充 ○徘徊高齢者探索サービスの改善・充実 ○都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅整備誘導の拡充		



ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○認知症高齢者グループホーム整備の誘導 ○地域生活支援拠点の整備 ○グループホームの整備誘導・整備支援制度の拡充 ○区内医療機関の連携の推進（病診、診診連携）と在宅療養推進のための多機関との連携体制整備 ○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設整備の誘導 ○サービス付き高齢者向け住宅の整備に向けた方策の検討・実施【再掲Ⅱ-1】 ○高齢者等の入居を拒まない賃貸住宅や不動産店の登録推進 ○高齢者のための新たな住み替え支援制度の検討・実施【再掲Ⅱ-1】	○認知症高齢者グループホーム整備誘導の拡充		



戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略 （健康アクティブなかの）

Ⅵ－１ スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち

《１０年後のまちの姿》

「スポーツ・健康づくりで活力のみなぎるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- トップレベルの競技やアスリートを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。
- トップアスリートやスポーツ指導者の活用によって、地域のスポーツ団体や学校部活動への技術的支援や活動支援が進んでいます。
- だれもが、その人なりに楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場や機会が地域の中に広がっています。
- 身近な地域でのスポーツ・レクリエーション活動を通じて、豊かな人間関係や地域コミュニティの形成が進んでいます。

《現状と課題》

超高齢社会を迎え、健康寿命の延伸による社会的コストの軽減が喫緊の課題となっており、その対策として区民の健康づくり・スポーツに対する意欲の醸成が求められています。

ライフスタイルの変化などによる地域コミュニティの希薄化が進む中で、健康づくり・スポーツ活動を通じた新たなコミュニティの形成、地域の活性化が求められています。

《施策の方向》

- ア 地域における日常的な運動・スポーツ活動の活性化
- イ スポーツ指導者の養成・競技力向上の推進

ア 地域における日常的な運動・スポーツ活動の活性化

(1) 目標とする姿

地域スポーツクラブの展開により、だれもが楽しみながら継続的に身体活動やスポーツを楽しむ場と機会が地域の中に広がっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
1 日 30 分以上の 連続した運動を 週 1 ～ 2 回以上 行っている人の 割合	定期的に一定の運動やスポーツをしている区民の状況を示すため	52.6%	63%	75%
スポーツ活動を通じて地域と関わる区民	スポーツを通じた地域コミュニティの活性化を示すため	5.8%	8.0%	14.0%
スポーツ活動をする団体数	多様なスポーツイベントがまちのにぎわいにつながるため	3,674 団体 (26 年度)	4,050 団体	4,400 団体
スポーツ推進委員の地域活動支援数	地域におけるコーディネーターとしての活動状況を示すため	30 件	90 件	180 件

(3) おもな取り組み

① 地域スポーツクラブの展開

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

地域スポーツクラブは、スポーツ・コミュニティプラザを活動の拠点として、様々な区民が健康づくり・スポーツに親しみ、交流し合う身近な場を提供し、区民の健康づくり・体力づくりを推進していきます。

スポーツ推進委員がその経験をふまえ、地域のネットワークを活用した多様な事業を実施することで、多くの区民が外出し活動に参加するきっかけを提供していきます。さらに、地域のクラブチーム、中学校部活動などの団体や個人等への支援や連携を通じて、指導力や競技力を向上していきます。

② 日常的に運動・スポーツに取り組める環境の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

各生活圏域にスポーツ・コミュニティプラザなど、地域で仲間づくりや日常的な身体活動を行うことのできる場を確保し、運動と健康を一体としてとらえた事業を展開していきます。

また、スポーツや運動習慣のきっかけづくりとなる事業を、スポーツ推進委員が中心となり実施していきます

③ 運動・スポーツを通じた地域交流の促進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

スポーツ・コミュニティプラザの利用者同士が交流し、生活圏域で新たな地域コミュニティが形成される仕組みを構築します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域スポーツクラブの展開 ○スポーツ・コミュニティプラザと連携した高齢者の特性を踏まえた体操教室等の充実 ○スポーツ推進委員によるウォーキング、ラジオ体操等を通じた身体活動の必要性の普及啓発 ○スポーツ・コミュニティプラザ等を活用した登録団体同士の交流 ○区内民間スポーツクラブとの連携の仕組みの検討 ○（仮称）南部スポーツ・コミュニティプラザの開設 ○（仮称）弥生町六丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】	○多種目、多世代、多志向の交流する場や機会の提供 ○区内民間スポーツクラブと連携した指導者派遣の実施 ○（仮称）弥生町六丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】	○高齢者施設や高齢者団体と連携する仕組みの構築 ○関係団体同士の交流をきっかけとした自主活動の支援 ○区内民間スポーツクラブと連携したスポーツ施設の有効活用 ○（仮称）北部・鷺宮スポーツ・コミュニティプラザの開設	○高齢者施設や高齢者団体の支援

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○(仮称)本町二丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○中野四季の森公園拡張部の整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)上高田五丁目公園の計画【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の再整備設計【再掲Ⅱ-2】 ○利用方法の検討・方針策定【再掲Ⅱ-2】	○(仮称)本町二丁目公園の整備【再掲Ⅱ-2】 ○(仮称)上高田五丁目公園の設計・整備【再掲Ⅱ-2】 ○平和の森公園の再整備【再掲Ⅱ-2】		

イ スポーツ指導者の養成・競技力向上の推進

(1) 目標とする姿

トップレベルの競技に触れたりアスリートの指導を受けることなどを通じて、スポーツへのあこがれや関心が高まり、区民の競技活動が活発に行われています。

地域スポーツクラブが中心となって、地域の人材、ネットワークを活用し、各学校や地域のスポーツ団体への指導者や有資格者の派遣が進んでいます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
「中野区スポーツボランティア」の登録者数	支えるスポーツの達成状況を測るため	—	100 人	200 人
区民スポーツ大会の参加者数	大会参加者数の増加によりスポーツ活動の活性度が測れるため	23,667 人 (26 年度)	26,400 人	28,800 人
スポーツ活動する団体数	利用団体が増えることが地域交流の拡大につながるため	3,674 団体 (26 年度)	4,050 団体	4,400 団体

(3) おもな取り組み

① スポーツ指導者の育成と活用

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

スポーツ・コミュニティプラザ等においてスポーツ指導者講習を実施することで、地域人材の発掘・指導力育成を行っていきます。

また、学校部活動に指導者を派遣し、単独校で設置できない運動部の複数校合同設置を支援します。スポーツ指導者が地域で指導できる場を確保していきます。

② 大学等との連携による専門的指導の活用

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

トレーニング、コンディショニング、安全管理等、区内大学等の持つ専門的スキルの活用による指導力の強化を図っていきます。

③ 競技力や意欲の向上

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

全国や国際レベルで活躍するトップアスリートを招致し、地域のジュニアアスリートへの指導や、指導者のレベルアップ講習を実施することで、競技力および意欲の向上を図っていきます。

プロスポーツのイベント等を区内で開催することで、地域全体のスポーツに対する気運を高め、競技に取り組む人口の拡大など地域の活性化を図っていきます。

④ 競技力を競い合う環境の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野、都市基盤部 都市基盤整備分野)

新中野体育館など、競技力を競い合う環境を整備します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○スポーツの指導力・競技力の向上の方策検討、協議 ○学校運動部活動の支援計画、準備 ○「中野区地域スポーツクラブ」と協働で指導者養成の仕組みづくり ○大学等と連携したトレーニング、コンディショニング、安全管理等専門講座の実施 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの実施 ○トップアスリートの招致による地域のジュニアアスリートを対象とした講話や指導等の事業の実施	○スポーツの指導力・競技力の向上の方策実施 ○学校運動部活動の支援の実施 ○スポーツ科学や障害者スポーツ等、専門的視野での指導者養成講座の開催促進 ○大学等が地域スポーツ団体等を専門的指導する仕組みの構築 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた機運醸成イベントの拡充・事前キャンプ誘致 ○新・中野体育館の整備	○スポーツの指導力・競技力の向上の方策拡充 ○学校運動部活動の支援の拡充 ○指導者養成講座修了者の活動支援 ○多様な種目を対象とした大学等との連携による専門講座の実施 ○東京オリンピック・パラリンピック競技大会と連動した区民スポーツの推進・支援 ○スポーツ機運の醸成、競技人口の拡大のためのプロスポーツイベント等の開催誘導	○東京オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシー継続の推進 ○競技スポーツと地域スポーツが循環してスポーツを振興する仕組みの構築

《１０年後のまちの姿》

「健康的な暮らしを実現するまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民一人ひとりが、健診結果などの情報や身近な医療、地域の取組などを活用しながら、健康の自己管理に努め、健康の維持向上を図っています。
- 健康づくりの取組に対するインセンティブの仕組が整えられ、区民の意識が高まり、それぞれの健康づくりが進んでいます。
- 日々の暮らしの中で、自然と健康づくりにつながるような、まちの構造や景観が整備されています。
- かかりつけ医をもち、身近な地域で気軽に受診相談ができています。
また、医療機関相互の連携により、必要な医療が受けられる体制が整備されています。
- 健康危機に対しての迅速な対応体制が整備され、感染症など様々な健康への脅威が未然に防がれています。

《現状と課題》

高齢化が進むとともに、医療費及び要介護認定者数・介護サービス利用量が今後とも増えると見込まれており、抑制を図ることが急務です。

健康寿命が注目され、いつまでも健康で元気に暮らすことへの関心や運動・健康づくりや介護予防への関心・気運は高まっています。しかし、地域で健康づくりに取り組む団体などの相互の情報交換や連携は十分にはなされていません。いつまでも健康で元気に生活できるまちづくりを進めることが地域の課題であるという共通認識・共通理解に基づいて、地域で健康づくりや介護予防に取り組んでいる団体や機関のネットワーク化を進め、地域ぐるみで取組を進める必要があります。

ライフステージに応じた健康的な生活習慣づくり、日常的な健康づくりに取り組

む機運を高めるため、環境整備を進めるほか、健康づくり行動に対してインセンティブを付与することなども検討していく必要があります。

自らの健康状態を把握する指標である特定健診受診率は40%に達しておらず、横ばいの状態です。受診率向上により、生活習慣病の早期発見・早期治療につなげることが課題です。

身近な地域での医療の充実の取組のほか、今後の在宅療養者の増加にも対応できる医療機関相互の連携の推進やかかりつけ医（歯科医、薬局）の普及を進める必要があります。

新型インフルエンザなどの新たな感染症の出現や、結核などの感染症への対応が求められています。このため、地域の感染予防意識を高め、感染症の受検・受診、予防接種率向上等の対策を強化・継続することが課題です。また、健康危機発生時には、社会的な混乱を最小限にとどめるための総合的な対応を図っていく必要があります。

《施策の方向》

- ア 心身の健康づくりの推進
- イ 健康につながるまちづくりの推進
- ウ 生活習慣病等の予防対策と支援の充実
- エ 身近な地域の医療体制の充実
- オ 健康不安のない暮らしの維持

ア 心身の健康づくりの推進

(1) 目標とする姿

日常的な運動や地域活動への参加等が区民の心身の健康維持・増進につながっています。

こころの健康・病気についての正しい理解が得られ、早期発見・早期治療の環境整備が進んでいます。

ユニバーサルなまちづくりによって移動が円滑になり、地域のイベントや活動への参加など、人々の活動は活性化し健康づくりにつながっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
65 歳の健康寿命（要介護認定 2 以上の認定を受けるまでの平均自立期間）	日常の健康づくりの効果を 示すため	男性 15.65 年 女性 17.36 年 （平成 25 年）	男性 16.15 年 女性 17.86 年 （平成 30 年）	男性 16.65 年 女性 18.36 年 （平成 35 年）
「健康である」と感じる人の割合	主観的な健康観を測るため	80.5%	83.0%	85.5%
1 日 30 分以上の連続した運動を週 1～2 回以上行っている人の割合	定期的に一定の運動やスポーツをしている区民の割合 を示すため	52.6%	63%	75%

(3) おもな取り組み

① 健康づくり・食育の推進

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野、地域支えあい推進室 地域ケア分野ほか)

健康づくりに取り組んでいる団体等との連携による地域健康づくりイベントを通じた、仲間づくりやネットワークづくりを促進していきます。また、イベント等を活用した、日常手軽に取り組めるウォーキングやラジオ体操の普及による、地域での主体的かつ継続的な健康づくりの取組を支援していきます。

地域のスポーツ・コミュニティ活動などへの参加などを通じて、身近な場所で気軽に継続的に体を動かし、健康づくり・介護予防へと繋がっていく環境整備を図っていきます。

ポイント制度や情報通信技術（ICT）の活用なども視野に入れ、健康寿命を延伸するためのインセンティブについての検討を行います。

区報やホームページ、図書館等での展示などを活用した、自殺予防や心の健康への理解を促進していきます。また、精神疾患とその患者に関する正しい知識と理解の促進を図り、早期発見・早期治療の環境整備を進めていきます。自殺予防などに関する人材を育成するための研修、講習会を実施し、相談支援へつながる人材育成を促進していきます。

あらゆる年代の区民に栄養バランスのとれた食事の大切さや、健康的な食習慣等の普及啓発を進めていきます。

高齢者会館は、身近な健康づくりや介護予防事業の拠点として、健康づくり・生きがいつくり機能を充実していきます。

② 地域の健康づくり活動の支援

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野 地域支えあい推進室 地域支援分野)

団体間の交流を促進し、関係機関・団体等による健康づくり事業の共同事業化への支援を行っていきます。また、イベント等を活用し、手軽に取り組めるウォーキングやラジオ体操などの一層の普及を図り、地域での主体的かつ継続的な健康づくりの取組が広がり、地域ぐるみの展開となるよう支援していきます。

地域で健康づくりに取り組んでいる団体等との連携により、多くの区民が参加し、健康づくりの知識や情報を得ながら測定や体験もできる地域健康づくりイベントを

実施していきます。それらの健康づくりを通した仲間づくりやネットワークづくりを進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○健康づくりイベント等を活用したウォーキングやラジオ体操の普及 ○高齢者会館などの健康づくり・生きがいづくり機能充実 ○事業者との連携による食育推進の検討 ○ポイント制度やICTコンテンツを活用したインセンティブの検討 ○自殺予防・こころの健康に関する普及啓発 ○地域ぐるみで健康づくりに取り組む機運を高めるための事業実施及び地域関係団体のネットワークづくり推進	○地域団体等の活動との連携による充実 ○「中野育フェス」等を活用した指定管理者事業との協働 ○地域ぐるみの健康づくり推進体制の構築	○地域のウォーキングやラジオ体操などの取組の支援 ○地域における高齢者の居場所づくりの取組との連携による充実 ○事業者の自主的な食育推進事業の実施推進 ○地域ぐるみの健康づくりの取り組み支援	

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○関係団体と連携したスキルアップ研修会の拡充	○生涯学習大学等と連携した人材登録・活用制度の構築	○まな VIVA ネットを活用した地域団体との自主的な連携の推進	

イ 健康につながるまちづくりの推進

(1) 目標とする姿

ユニバーサルデザインのまちづくりが進み、だれもが外に出て、日常生活のなかで体を動かし、意識せずに自然と健康づくりが進んでいます。

便利な商店街や歩きたくなるような街並みを整備し、移動に支障のある人への支援を進めていきます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区内ウォーキングルート数	各団体が設定する独自ルートを効果的に活用するため	10 コース	20 コース	30 コース

(3) おもな取り組み

① 健康づくりを進めるまちの整備

(担当：健康福祉部 福祉推進分野、健康・スポーツ分野ほか)

ユニバーサルデザインの考え方の周知や、バリアフリー情報提供の充実により、だれもが外に出て、健康づくりができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進していきます。

ユニバーサルデザインのまちづくりにより人々の活動を活性化し、区民活動センター及び高齢者会館など区施設、商店街や学校をつなぐ散歩道（ウォーキングルート）などを開発していきます。また、哲学堂公園、旧野方配水塔など文化資源の周辺を、散策したくなる落ち着いたたたずまいのまちとして維持・形成していきます。移動に制約のある人のための支援を強化します。

区民団体等が作成した各種ウォーキングルートを集約し、区民の利用しやすいかたちで提供していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○各種ウォーキングルートの情報収集、活用			
○ユニバーサルデザインの普及啓発			

ウ 生活習慣病等の予防対策と支援の充実

(1) 目標とする姿

健診結果データなど個別的な情報に基づいて、各個人の状況に対応した健康づくりの取組が進み、区民の生活習慣の改善や健康の維持向上が図られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
特定健診の受診率	受診者が増えることは、健康状態の自己確認、生活習慣病の早期発見・治療につながるため	36.1% (26 年度)	70%	70%
健康診断の結果、生活習慣を見直した人の割合	情報提供などの支援により健康の自己管理をしている区民の実態を示すため	27.5% (26 年度)	40%	45%

(3) おもな取り組み

① 健診の受診率向上の取組みの推進

(担当：健康福祉部 保健予防分野)

区民一人ひとりの健康的な生活習慣の確立を支援するため、健康診断やがん検診の、より効果的な受診勧奨を実施していきます。

② 健康的な生活の自己管理の支援

(担当：健康福祉部 保健予防分野)

健診の結果等に基づき、生活習慣病のリスクの高い区民に対し、医師会等との連携により、生活習慣の改善の機会を提供していきます。

パソコンやスマートフォンを利用するなど、その人それぞれにあった継続的な生活習慣改善や効果的な運動方法などの情報提供や支援の仕組みを構築していきます。

また、生活改善に対するインセンティブの付与を検討します。診療や健診などの大量データの分析に基づいた区民の疾病構造、健康づくりに関する政策立案、また、広報、啓発などに活用します。

健診の分析結果等、データを特定保健指導へ活用し、それぞれの状態に応じた運動プログラム等の提供を通じて、生活の中の運動と健康づくりの支援を進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○特定健診・特定保健指導の未受診者の勧奨の実施 ○生活習慣改善の機会の提供及び情報・支援の仕組の構築	○生活習慣改善の情報提供、支援実施		

エ 身近な地域の医療体制の充実

(1) 目標とする姿

区民が安心して身近な地域で医療や相談を受ける体制が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
かかりつけ診療 所を決めている 区民の割合	身近な地域での医療や日常的 な健康相談を受ける体制の指 標となるため	71.8%	75%	80%
かかりつけ歯科 診療所を決めて いる区民の割合	歯科においてもかかりつけの 普及が重要であるため	70.1%	75%	80%

(3) おもな取り組み

① かかりつけ医等の推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

区民がかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局を持ち、必要な受診・相談ができるよう、区民への啓発と医療機関相互の連携を強化します。

② 休日診療、救急医療体制の整備

(担当：健康福祉部 健康・スポーツ分野)

休日の診療体制の確保を引き続き行うとともに、小児救急医療施設の充実を図ります。

③ 区内医療機関の連携の推進

(担当：健康福祉部 福祉推進分野)

在宅医療の拡大も視野に入れた区内医療機関同士の連携（病診、診診連携）と在宅療養相談窓口の連携を強化・推進します。

今後の在宅療養者の増加を受け、医療と介護の連携強化により、在宅療養体制の整備を進めます。終末期も在宅で過ごせるために、区内医療機関の連携との受け入れ体制整備のための支援を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○かかりつけ医（歯科医、薬局）の推進 ○休日診療体制確保 ○小児初期救急施設の充実 ○区内医療機関の連携（病診、診診連携）の推進 ○医療、介護等の関係機関の連携による在宅療養体制の構築	○医療、介護等の関係機関の連携による在宅療養体制の整備		

オ 健康不安のない暮らしの維持

(1) 目標とする姿

健康危機管理の迅速な対応体制が整備され、予防接種等の対策により感染症の発症は抑制されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
MR（麻しん・風しん）2 期の予防接種率	予防対策の達成度を示すため	88.1% (26 年度)	95%	95%

(3) おもな取り組み

① 感染症等の予防対策の充実

（担当：健康福祉部 保健予防分野）

予防接種率の維持・向上による感染症の発生抑制、健診・検診・検査等による早期発見・対応を適切に実施することにより、地域の感染予防意識や予防接種等の予防行動を維持していきます。

国や東京都、関係機関と連携した感染症発生情報の収集と情報発信、予防啓発を進めます。

② 健康危機発生時の対応体制の整備

(担当：健康福祉部 保健予防分野)

新型インフルエンザなど広範囲にわたる健康危機に対して、防護用品等の備蓄更新や感染症対策に携わる知識技術の維持、患者搬送体制の構築と維持による、迅速な対応体制を確保します。

また、重大な健康危機発生時の迅速、的確な対応のために、区内の医療連携体制と地域医療圏における相互協力体制の整備を進めていきます。

さらに、地域医療連携体制および予防接種体制についての協議連携を進め、新型インフルエンザ等対策行動計画および健康危機管理マニュアルに反映させていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○感染症発生情報の収集と情報発信・予防啓発			
○防護用品の備蓄維持・拡充		推進	
○防護・搬送訓練の実施			

《１０年後のまちの姿》

「誰もが障壁なく自己実現できるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 総合的な相談支援体制と専門相談機能が強化され、障害者は身近な地域で必要な支援を受けながら安心して生活をしています。
- 障害者は多様なサービスの中から、自分に合ったものを選択して利用し、地域で自立した生活を送っています。
- 障害者は就労や地域活動を通じて社会に参加し、様々な交流や活動に関わることで、いきいきと暮らしています。

《現状と課題》

すこやか障害者相談支援事業所等相談機関のネットワーク強化や、関係機関を含めたチームアプローチやアウトリーチなど総合的かつ多様な相談支援の展開が求められています。相談支援充実のため、相談支援専門員をはじめ福祉の担い手となる人材の育成と相談支援の質の確保が求められています。

障害者が自らの意思によりサービスを選択し、地域で自立した生活を営むために、新たな支給決定のプロセスであるサービス等利用計画の作成が求められています。障害に対する理解促進を図るとともに、区は何ら差別がない行動、手続き、取扱等を徹底するなど、障害者の権利擁護や差別解消に向けた取組の拡充が求められています。

障害者の入所施設や病院からの地域移行を進めるとともに、地域で安心して暮らすため、障害者を地域全体で支える体制や基盤整備が求められています。障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」に備え、安心して地域生活を送り続けられるよう自立生活を支えるためのサービスの確保や日中活動の場の整備が求められています。

障害者の外出等の社会参加の促進をするとともに、外出時の意思疎通のための支

援強化が求められています。また、障害者自らが意思決定できるよう支援の充実が求められています。障害者が特性に応じた仕事に就くことができるよう支援を充実するとともに、安定的に働き続けられるような職場の確保が求められています。また、企業の障害者雇用への支援と障害者雇用が広く認知されるような取組を進める必要があります。障害者就労施設のさらなる工賃向上を図るため、受注体制の強化が求められています。

《施策の方向》

- ア 相談支援体制の充実
- イ 地域生活の支援の促進
- ウ 障害者の社会参加の推進

ア 相談支援体制の充実

(1) 目標とする姿

基幹相談支援センターを中核とした相談支援体制の整備・体制が強化され、自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援が行われています。

成年後見制度の利用促進や障害者虐待防止のための普及啓発、障害者の差別解消への取組が進むなど、障害者の権利擁護が図られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
サービス等利用 計画の作成が必 要な件数のう ち、指定特定相 談支援事業所 により作成され た計画の割合	適切なアセスメントにより総合的かつ効果的なサービスの提供が実施されていることを示すため	37% (26 年度)	94%	97%

(3) おもな取り組み

① 相談支援体制の整備・体制強化

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

地域の民生・児童委員や障害者相談員、ボランティア団体等と連携した早期対応のための地域の相談ネットワークを構築し、包括的な相談支援体制を整備していきます。

すこやか福祉センターは、地域の包括的な相談支援機関として、機能強化や相談支

援の充実を図っていきます。

障害福祉サービス事業所への支援を行い、福祉の担い手となる人材を育成するための体系的な研修プログラムを構築し、職員のスキルアップを図るほか、区内の施設間職員による合同研修の実施や、職員交流等の仕組みづくりを進めていきます。

高次脳機能障害、発達障害に対する専門的な相談支援や関係機関との連携を図っていきます。

② 計画相談支援の推進

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

障害福祉サービス利用者に対するサービス等利用計画の作成が円滑に行われるよう、相談支援事業者と相談支援専門員を確保し、計画相談の実施体制を整備していきます。

相談支援専門員の研修やガイドラインの作成を行い、サービス等利用計画の質の向上を図っていきます。

③ 権利擁護の推進

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

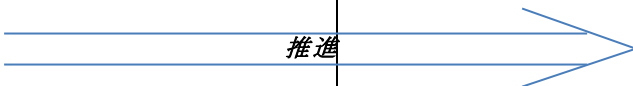
虐待防止や権利擁護についての理解促進と虐待予防のための意識づくりを浸透させるため、各ライフステージに応じた啓発事業の実施や、養護者に対する専門相談を行っていきます。また、成年後見制度の利用促進をさらに推進し、権利擁護の必要な人が安心して制度を利用できる体制を構築していきます。

障害者の差別の解消について、区民の関心と理解を深める理解促進啓発事業を実施するとともに、区における障害者への差別及び権利侵害を防止し、合理的配慮を的確に実施する等、差別を解消するための支援を実施します。

さまざまな政策決定や審議の場において、障害者の意見が反映されるよう、審議会委員等への障害者等の積極的な参画を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○障害福祉を担う人材の養成プログラムの検討 ○計画相談の実施体制の充実 ○障害者の差別解消、権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施	○人材養成プログラムの実施		



イ 地域生活の支援の促進

(1) 目標とする姿

入所施設等からの地域生活への移行が進み、障害者が住み慣れた地域で安心して生活を送るための社会資源が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
入所施設または精神科病院から地域移行した障害者の数	障害者の地域移行に必要な環境が地域に整っていることを示すため（27 年度以降の累積数）	17 人	101 人	206 人

(3) おもな取り組み

① 地域生活への移行に向けた基盤整備

（担当：健康福祉部 障害福祉分野）

地域移行の促進に向け、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築し、利用者や地域の実情を加味しながら、地域生活支援拠点を整備していきます。
グループホームの整備誘導を進めます。

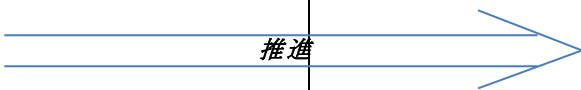
② 自立生活を支えるためのサービスの確保

（担当：健康福祉部 障害福祉分野）

生活介護等の日中活動系施設の拡充、地域生活に必要な移動支援、一時保護事業、トワイライトケア、サポート事業など地域生活を支えるサービス基盤を整備、拡充していきます。

重度障害者が安心して地域生活を送るために、必要なレスパイトケア事業の拡充や、医療と福祉の連携強化に向けた地域ケア会議等を通じてネットワークの推進を図っていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○地域生活支援拠点の整備 ○グループホームの整備誘導・整備支援制度の拡充 ○自立生活を支えるためのサービスの拡充	○重度障害者グループホーム・短期入所誘導整備 ○（仮称）中野５丁目障害者多機能型通所施設整備		

ウ 障害者の社会参加の推進

(1) 目標とする姿

障害者が自ら内容の選択により、社会参加をし、地域の中で、いきいきと暮らしています。

障害者の様々な場面での社会参加が進むとともに、希望する障害者が就労できています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外出する時に特に困ることはないとする障害者の割合	外出を困難と考えない障害者の割合が多いほど外出や社会参加の基盤が整っていることを示すため	51.0% (26 年度)	57%	62%
年金・手当以外の一般就労による定期的な収入のある障害者の割合	障害者の経済的な自立を直接示すため	22.6% (26 年度)	30%	37%

(3) おもな取り組み

① 社会参加の促進支援

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

ユニバーサルデザインのまちを目指し、障害者の地域活動への参加などを支援し、地域における障害者の理解と参加を進めるほか、社会参加のための外出支援、意思疎通支援などのサービスを推進していきます。

また、区民等に対して、障害者への接し方や手助けの方法などを周知する取組とともに、障害のない人も同じように参加のできる交流イベント等を開催し、障害者の理解促進を図っていきます。

② 障害者の就労支援と障害者就労施設の機能強化

(担当：健康福祉部 障害福祉分野)

障害者の働く場の開拓を進めるとともに、障害者を雇用する企業の紹介や支援を行うことで、働きやすい職場の確保を進めていきます。

障害者雇用を進める区内企業が、区民に広く認知される取組を図るとともに、働く障害者に対する区民の理解が進むよう啓発を行っていきます。

働きたいと考える障害者のニーズを把握し、特性に応じた必要な能力を身に付けることができるよう支援していきます。また、外出等が困難な障害者が働くことにより経済的自立が図られるよう、在宅就業等に対する支援を推進していきます。

就労移行支援事業所をはじめ障害者就労施設からの就労を促進するため、就労支援センターが核となり、円滑な就労が促進される仕組みを整備します。

障害者就労施設においては、個々の障害特性に応じた受注向上や施設の生産技術向上と受注体制強化を図っていきます。

自主生産品の販路拡充のため、商店街や民間施設、情報通信技術（ICT）の活用等に向けた取組を推進していきます。

施設間ネットワーク連携を促進し、施設間で仕事のシェアができる体制を支援する取組を進めていきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○ 社会参加のための外出支援の推進 ○ 障害者の差別解消・権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施 ○ 区役所各窓口における手話通訳対応実施に向けた検討 ○ 働く障害者の相談支援体制の強化・整備 ○ 障害者就労施設の受注体制を強化する仕組みの検討・整備	○ 情報通信技術（ICT）活用による区役所各窓口における手話通訳対応の実施 ○ 障害者就労施設からの一般就労を促進する仕組みの整備 ○ 自主生産品の販路拡充	○ 在宅就業に対する支援の推進	

戦略Ⅵ スポーツ・健康都市戦略 （健康アクティブなかの）

Ⅵ－４ 暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち

《１０年後のまちの姿》

「暮らしの支えが整い、自立した生活を営めるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

○個人の力や地域の支えを超えて生活が困窮し、行政の支援が必要な人に区は支援を用意し、その支援により生活が安定し、自立した生活を回復・維持する世帯が増えています。

○継続的な生活困窮に至る前から、就労支援等が行われ、区民は、安定した生活を営むことができます。

《現状と課題》

生活保護受給者や生活困窮者の就労支援については、ハローワークと連携した就労支援や自立相談支援、就労準備支援等を実施することで、一定の成果は出ています。今後は、就労の定着支援をより一層行うことで、困窮生活からの脱却を推進するとともに、就労が困難な生活保護受給者、生活困窮者や若年無業者などに対しての支援がさらに必要です。

生活保護受給世帯の子どもが大人になって再び生活保護を受給するという、困窮状態が引続いて固定化されるおそれがあります。生活保護受給世帯や生活困窮者世帯の子どもの学力を向上させ、進学・就職をサポートすることで、世代間にわたる困窮状態の連鎖を解消する必要があります。

《施策の方向》

- ア 生活困窮状態からの回復と自立支援の促進
- イ 生活の安定の保障

ア 生活困窮状態からの回復と自立支援の促進

(1) 目標とする姿

生活が困窮した区民が、包括的・継続的な支援を受け、生活の安定と自立が推進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
就労支援のサポートを受け就労につながった件数	困窮からの経済的な自立につながったことを示すため。	42 件	67 件	110 件

(3) おもな取り組み

① 就労支援による自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

一般就労に従事できる生活困窮者については、就労支援等を効果的に活用することで就労・増収を実現して、要保護状態に陥らず、自立した生活が確立できるように支援していきます。

また、生活困窮者が抱える様々な課題に対し、本人の状況に応じた支援の仕組みを検討していきます。

② 若年無業者等の職業的自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

一般就労に従事することが困難な生活困窮者に対して、就労に必要な知識や能力向上のための訓練等を実施し、職業的自立に向けて支援していきます。

③ 低所得世帯の子どもに対する学習支援

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

低所得世帯の子どもに対して学習支援を行い、学習意欲の向上と学習習慣の定着を図るとともに進学を支援して、さらなる教育機会の獲得を促すことによって、困窮生活から脱却するための支援を充実していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○自立相談支援、中野就職サポート等と連携した就労支援の推進 ○学習支援事業の実施		推進	

イ 生活の安定の保障

(1) 目標とする姿

生活が困窮した区民が、包括的・継続的な支援を受け、生活の安定と自立が促進されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
生活保護から自立した世帯数	相談支援により、困窮からの経済的自立の助長が達成できたことを示すため	218 世帯 (26 年度)	244 世帯	270 世帯

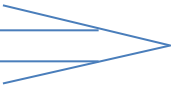
(3) おもな取り組み

① 生活保護受給者に対する自立支援の推進

(担当：健康福祉部 生活援護分野)

生活保護受給者について、日常的なケースワークを通じて、生活の安定に必要な支援を行っていきます。また、生活保護からの就労による経済的自立のほか、身体的・精神的な健康の回復、社会的なつながりの回復など、それぞれの生活環境やニーズに対応した自立支援を推進していきます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○自立を目標としたさまざまなプログラムの活用		推進	

戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略 （便利・安心なかの）

Ⅶ－１ 安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち

《１０年後のまちの姿》

「安定した社会保険制度の運営で暮らしを支えるまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 社会保険制度にかかる説明や情報提供が、ワンストップでわかりやすく行われ、必要な人に必要な情報が提供され、手続きが円滑に進められています。
- 正確な資格管理、保険料収納の確保により、社会保険制度の運営のための基盤が整っています。
- 医療・介護サービス等における給付が適正に行われ、社会保険制度が安定的に運営されています。
- 介護事業者への指導や人材確保の支援等により、適正な介護保険サービスを提供できる体制が整っています。

《現状と課題》

国民健康保険制度については、持続可能な医療保険制度を構築するための法改正が平成 27 年 5 月に行われ、平成 30 年度より、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となることとされました。制度改正後も区は引き続き、区民に最も身近な窓口として、各種申請の受付や保険料の徴収等を担うこととなるため、東京都との適切な役割分担により、持続可能な制度の構築と運営を行う必要があります。

一方、介護保険制度については、高齢化の進展に伴って介護サービス利用者数が年々増加するとともに、それに伴って介護サービス事業者数も増加するため、介護サービスの質の確保・向上と人材の確保が課題となっています。

また、介護サービスのニーズが増えることにより介護保険財政の規模が年々大きくなり、介護保険制度の安定的な運営のための歳入確保と介護給付費等の歳出の増加の抑制が大きな課題となっています。

高齢者の医療・介護の手続き等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口につ

いては、取扱う事務の拡大や他の関連窓口等との密接な連携を図るため改善や検討を重ね、さらなる利便性の向上を実現していく必要があります。

《施策の方向》

ア 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度の構築と運営

イ 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度の運営

ア 安心して必要な医療が受けられる医療保険制度の構築と運営

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により医療保険制度への区民の理解が深まっています。また、国民健康保険や後期高齢者医療が、保険料収入の確保や給付費の適正化等により、安定的に運営される仕組みが構築され、区民が病気やけがなどの際に安心して受診し、早期に適切な治療を受けることができます。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
国民健康保険料 収入率 (現年分)	国民健康保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	85.6% (26 年度)	86.8%	88.0%
後期高齢者医療 保険料収入率 (現年分)	後期高齢者医療保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	99.1% (26 年度)	99.4%	99.6%

(3) おもな取り組み

①国民健康保険制度の運営と医療給付の適正化

(担当：区民サービス管理部 保険医療分野)

国民健康保険制度の都道府県化を円滑に進め、より安定した保険制度を構築し、適切な運営を行います。

保険加入者が公平で適正な医療給付を受けられるよう、診療報酬明細書の点検やジェネリック医薬品の使用促進など医療給付の適正化を図ります。

収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替加入の推進、モバイルレジの普及促進、効果的な電話案内の実施、滞納処分の強化、及び滞納整理支援システムを活

用した効率的な滞納整理を推し進めるとともに、新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

また、オンライン資格確認や個人番号カードへの健康保険証機能の付加等に関しては、今後の国の検討状況等を見据えながら、資格管理の適正化や保険加入者の利便性向上の取組を進めます。

②後期高齢者医療制度の運営

(担当：区民サービス管理部 保険医療分野)

高齢者の医療・介護の手続き等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口の円滑な運営を進めるとともに、区民サービスの向上のための改善や検討を重ねて、新区役所における総合窓口の開設につなげていきます。

区独自のパンフレット、区報、ホームページなどあらゆる媒体と機会を活用し、随時、制度について十分な周知を図り、保険料の納入促進に努め、自主納付へとつなげてきます。

また、収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替加入を推進するとともに、新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○国民健康保険制度の都道府県化への移行準備 ○保険料のコンビニエンスストアでの収納の開始及び広報（後期高齢者医療制度） ○特定健診・特定保健指導の未受診者の勧奨の実施 【再掲 VI-2】 ○生活習慣改善の機会の提供及び情報・支援の仕組みの構築 【再掲 VI-2】	○東京都と区との役割分担に基づく国民健康保険制度運営の開始 ○新たな保険料の収納方法（クレジットカード収納等）の検討 ○生活習慣改善の情報提供、支援実施 【再掲 VI-2】	○新たな保険料の収納方法（クレジットカード収納等）の開始	

イ 安心して必要な介護サービスが受けられる持続可能な介護保険制度の運営

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により介護保険制度への区民の理解が深まっています。

また、保険料収入の確保や介護保険事業者への指導や支援等による給付費の適正化の推進等により、介護保険制度が安定して運営され、高齢者は安心して介護保険サービスを利用しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
介護保険料の収納率（現年度分）	介護保険制度への理解が深まり、財政が安定して運営されていることを示すため	98.2% (26 年度)	98.6%	99.0%
介護保険が制度を利用できている、または必要な時に利用の仕方を知っている区民の割合	高齢者等が安心して介護サービスを利用していることを示すため	50.0% (26 年度)	55.0%	60.0%

(3) おもな取り組み

①安定した持続可能な介護保険制度の運営

（担当：区民サービス管理部 介護保険分野）

出張説明会の実施や区独自のパンフレット、区報、ホームページなどあらゆる媒体と機会を活用し、被保険者に加え、生活支援の担い手、団塊の世代への制度の理解促進、強化を図ります。

収納率向上対策に基づいた、継続的な口座振替の促進、モバイルレジの普及促進、滞納状況に応じた納付相談や分納計画による確実な収納、滞納整理支援システムを活用した効率的な滞納整理に取り組むとともに、新たな収納方法を開始し、収納率向上に向けた取組を進めます。

高齢者の医療・介護の手続き等をワンストップで受け付ける高齢者総合窓口の円滑な運営を進めるとともに、区民サービスの向上のための改善や検討を重ねて、新区役所における総合窓口の開設につなげていきます。

②高齢者が安心して利用できる介護保険サービスの提供体制の強化

（担当：区民サービス管理部 介護保険分野、健康福祉部 福祉推進分野）

要介護認定に係る期間短縮の取組を強化し、利用者が安心して利用できる制度運営につなげていきます。

区内介護サービス事業所への実地調査と指導を徹底するとともに、研修事業の充実や、第三者評価受審を推進する等、介護サービスの質の確保、向上に向けた取組を進めます。

ハローワークや介護サービス事業者と連携し、人材確保支援事業を実施する等、事業者の人材確保に向けた取組を支援します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○介護保険制度の理解促進 ○収納率向上対策方針に基づく取組の推進 ○地域密着型サービス事業所等への実地調査、指導の強化 ○第三者評価受審の推進 ○定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の設置誘導 【再掲 V-2】 ○都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の整備誘導 【再掲 V-2】 ○認知症高齢者グループホーム整備の誘導 【再掲 V-2】 ○特別養護老人ホーム、介護老人保健施設整備の誘導 【再掲 V-2】	○区内介護サービス事業所への実地調査、指導の強化 ○定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の設置誘導の拡充 【再掲 V-2】 ○都市型軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅整備誘導の拡充 【再掲 V-2】 ○認知症高齢者グループホーム整備誘導の拡充 【再掲 V-2】	○区内介護サービス事業所への定期的な実地調査、指導	

戦略Ⅶ 区民サービス基盤強化戦略 （便利・安心なかの）

Ⅶ－２ 質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち

《１０年後のまちの姿》

「質の高い区民サービスを支える基盤が整うまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

○住民基本台帳にかかる事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度に対応した利活用が進み、区民サービスの正確性、利便性を高める環境の整備が進んでいます。

○正確な課税とともに、税にかかる制度理解の促進や納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供により、収入率が高まっています。

○情報通信技術（ICT）の活用や人的対応のための環境整備により、質の高い行政サービスの提供が進んでいます。

《現状と課題》

添付書類等が必要な申請等は電子申請ができないため、電子申請ができる手続は一部にとどまっています。このため、区民は、諸手続のためだけに来庁しなければならないことが多いのが現状です。また、ワンストップで対応できる窓口が少なく、各階に窓口が分散していることから、区民は、来庁の目的を果たすために、複数の窓口を移動しなければならないこともあります。また、コンビニエンスストアでの証明書交付を行っていますが、窓口での交付数の方が多くなっています。さらに、区民が利用可能なサービスを知らないために申請等を行わず、利用できない場合があります。高齢や障害等のために来庁できない区民の方を訪問した現場で申請等の手続を済ませることができるシステムは現在導入されていません。

このため、マイナンバー制度の導入に伴い、住民情報を適正かつ安全に利活用することにより、電子申請手続の拡大や窓口のワンストップ化、プッシュ型の行政サービスやアウトリーチの行政サービスの導入など、情報システムの高度利活用による行政サービスの質の変換を可能とする情報基盤の整備が求められています。

区の基幹収入である特別区民税は、景気の回復基調を反映し、区民一人あたりの課税額や納税義務者数、税収ともに増加しています。特別区民税の収入率も様々な徴収努力によりここ数年上昇していますが、23区平均には届いておらず、さらなる徴収努力が必要です。また、特別区民税の収入率を高い水準で維持することは、負担の公平性の確保の観点からも必要です。このため、正確な住民情報に基づき、適正な課税処理と多様な納付手段の提供による納税しやすい環境の整備とともに、効果的な滞納整理等の収入率向上対策により、区の財政基盤を強化していく必要があります。

《施策の方向》

ア 住民情報の適正管理・提供

イ 税収確保の推進

ウ 情報通信技術（ICT）と人的サービスの連携による新たな区民サービスの推進

ア 住民情報の適正管理・提供

(1) 目標とする姿

住民基本台帳にかかる事務が正確に、安定的に行われるとともに、マイナンバー制度に対応した利活用を進めるシステム基盤等の環境を整えることにより、区民サービスの正確性、利便性が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
個人番号カード の普及率	マイナンバーを活用した各種 サービスの利活用がどの程度 進んでいるかを示すため	—	70%	80%

(3) おもな取り組み

①マイナンバー制度の利活用の推進

(担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野、戸籍住民分野)

マイナポータル（マイナンバー制度における情報提供等開示システム）のお知らせ情報機能等を利用した様々な手続案内を開始します。また、転出や転入など、ライフイベントにかかる手続のワンストップ・電子手続化や電子決済等を可能とする、マイナンバー制度に対応した利活用を進めるシステム基盤等の環境を整え、区民サービスの正確性、利便性を高めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○マイナポータルによる手続案内の開始 ○個人番号カードを活用したサービスの拡大準備 ○情報システム機器に関するセキュリティ対策の強化 【再掲Ⅷ-3】 ○情報セキュリティ監査の実施 【再掲Ⅷ-3】	○マイナポータルによる手続案内の対象手続の拡充 ○活用対象サービスの拡大	○マイナポータルによる電子決済サービス・ワンストップ型サービスの開始	

イ 税収確保の推進

(1) 目標とする姿

的確でわかりやすい情報提供等により税にかかる区民の制度理解が深まっています。

正確な課税と、納税者の状況に応じた多様な納付手段の提供や実効性の高い滞納整理の推進により、税収が高まっています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
特別区民税収入率（現年度分）	区税の収入状況を示すため	97.6% （26 年度）	98.5%	98.8%

(3) おもな取り組み

①収入率の向上対策

（担当：区民サービス管理部 税務分野）

適切な納税勧奨、特別徴収の推進、納付相談を実施するとともに、新たな納付方法を開始する等多様な納付方法の整備により、区民が税を納めやすい環境を整え、自主納付を促進します。

効果的な催告、預金や給与などの差押えによる、実効性の高い滞納整理を推進します。また、法改正や制度改正の動向を見極め、預金情報の照会等財産調査におけるマイナンバー制度の活用を図ります。

税の使われ方や税制度に関して広報・啓発を充実するとともに、児童・生徒に対する租税教育を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○特別徴収の推進 (特別区民税) ○滞納整理の強化	○新たな納付方法 (クレジットカード による納付など)の 検討	○新たな納付方法 (クレジットカード による納付など)の 開始	

ウ 情報通信技術（ICT）と人的サービスの連携による新たな区民サービスの推進

（１）目標とする姿

手続のワンストップ化、区民ニーズにこたえる双方向の情報交換、きめ細かいアウトリーチ対応等を可能とする情報通信技術（ICT）を活用した基盤が整い、それを活用した区民にとって迅速で質の高いサービスを展開しています。

（２）成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区から必要なサービスを受けられていると満足している区民の割合	区民への質の高いサービスの展開が行われていることを示すため	62.2% (26 年度)	72.0%	82.0%
行政手続における電子申請の利用割合	電子申請が利用され、電子区役所が推進されているかどうかを示すため	55.4% (26 年度)	65.0%	70.0%

（３）おもな取り組み

①ワンストップ窓口・アウトリーチの行政サービス対応の推進

（担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野）

総合窓口システムの構築、電子手続の拡大によりバーチャル区役所を推進するとともに、対応する人材育成を図り、来庁時を含むいつでも、どこでも、ワンストップで迅速なサービス案内と手続の処理を実現します。

アウトリーチ型サービス等を可能とする安全性の高いシステム基盤を構築します。それらを活用することにより、高齢者や障害者など、来庁が困難な方を、職員が端末を携帯して訪問し、相談や各種申請等の手続を実施するなどきめ細かい人的対応

が可能となります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○総合窓口システム 検討 ○アウトリーチ型サ ービス等を可能とす る安全性の高いシス テム基盤の検討	○総合窓口システム 構築 ○構築	○総合窓口システム 導入 ○運用	

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－１ 区民意思と合意に基づく政策決定

《１０年後のまちの姿》

「区民意思と合意に基づく政策決定」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 多様な媒体を通じて、区政情報の共有化、マイナンバー制度におけるマイナポータル[※]の導入等による区民ニーズに応える双方向の情報交換等が図られ、区民が迅速、的確に質の高い情報を入手できています。
- 人口・世帯、産業・経済、医療・福祉の統計データ等、様々な行政データが広く活用され、行政の効率性、透明性が高まっています。
- あらゆる人にとって、公平・公正で、開かれた区政運営の基盤となる政策決定過程への参加のしくみと機会の拡充が図られています。

《現状と課題》

区民が区政情報を入手する手段は、区報、ホームページ、情報公開請求等多様化しています。また、情報通信技術（ICT）の進展や区民生活の中への浸透、マイナンバー制度におけるマイナポータル[※]の導入等により、さらに手段の拡充や双方性を実現する基盤が整い始めています。

より多くの区民が幅広く区政や地域に関心を持ち、地域の課題解決に向けた行動へとつなげていくためには、こうした手段等を活用し、区政情報の共有化、区民ニーズに応える双方向の情報交換、行政データの公開等を進める必要があります。また、誰もが等しく情報を活用できるユニバーサルデザインの観点も必要です。

《施策の方向》

ア 質の高い情報の提供と活用の促進

ア 質の高い情報の提供と活用の促進

(1) 目標とする姿

情報通信技術（ICT）等を活用し、区政情報や様々なデータ等のアクセス環境を整備することにより、区民は質の高い情報を得ることができています。

区政の政策決定過程への参加の仕組みや機会の拡充を図ることにより、区民は、様々な情報や、参加の機会を得て、地域に関心を持ち、積極的により良い中野のまちをめざして行動をしています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
区政情報や地域情報について、知りたいときに情報が入手できていると感じる区民の割合	区民がニーズに応じて区政情報や地域情報を入手できていることを示すため	38.8% (26 年度)	65.0%	80.0%

(3) おもな取り組み

①区政情報の公開、透明性の確保

（担当：経営室 経営分野、政策室 広報分野）

基本となる区政情報について、区ホームページから誰もが閲覧できる仕組み（仮称）オンライン情報公開閲覧室を整備し、区政情報の公開、透明性の確保を推進します。

また、区政資料の電子化を進めるとともに、レファレンス機能の向上を図ります。

②情報発信のユニバーサルデザイン

(担当：政策室 広報分野)

あらゆる人が等しく情報入手し、区政に参加することができるよう、ユニバーサルデザインガイドラインを策定し、区報、ホームページや必要に応じて発行する刊行物など区が発信するすべての媒体は、ユニバーサルデザインに配慮した情報とします。

③オープンデータの活用推進

(担当：政策室 企画分野)

様々な行政データについて、一般に利用、加工が可能な形でのオープンな情報提供を進めます。

オープンデータを活用した事例を紹介するイベント実施等、民間や地域でのオープンデータの活用を促進する機会を設けるとともに、行政データ活用にあたってのレファレンスやカスタマイズ等に対応し、区民生活の質の向上を図ります。

また、行政活動における、ビックデータ等の収集を促進し、公開することによって、民間活用を促します。

④ライフステージに応じた双方向の情報発受信

(担当：政策室 広報分野、業務改善分野)

区民一人ひとりにとって必要な区政情報を、マイナポータル（マイナンバー制度における情報提供等記録開示システム）のお知らせ情報表示機能等を利用して、直接本人に発信します。また、情報通信技術（ICT）を活用した双方向の情報受発信を可能とし、区民の利便性の向上、負担の軽減を図ります。

⑤区民参加により運営される区政

(担当：政策室 企画分野、経営室 行政監理分野)

区民の意識・意向のきめ細かい把握や区政運営のPDCAサイクルへの参加を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の導入に向けた検討 ○ユニバーサルデザインガイドラインの策定 ○データ公開の統一基準策定 ○オープンデータの取り組みの周知、認識の向上 ○マイナポータル等を活用した情報発信運用開始	○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の構築 ○基準に従ったデータの公開 ○イベント実施等による活用促進 ○情報発信内容の拡充	○（仮称）オンライン情報公開閲覧室の開設 ○大学や、民間組織との連携による新サービスの創造	

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－２ 人権を守り、多様な人が参画するまち

《１０年後のまちの姿》

「人権を守り、多様な人が参画するまち」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 区民一人ひとりが自分を大切にするとともに、それぞれの考えや生き方を認め、差別されることなく社会に参画できる環境づくりが進んでいます。
- 他国との市民レベルの交流が進み、地域における相互理解の輪が広がり、恒久平和に向けた区民意識が高まっています。

《現状と課題》

グローバル化の進展に伴い、多様な文化や生き方を背景にした地域生活が営まれています。相互に人権を守り、尊重し合える、人権尊重の理念が地域に根づく地域社会の形成が必要です。

また、中野を訪れたり、中野に住む外国人が増えています。中野のグローバル戦略や都市観光の推進、また、東京オリンピック・パラリンピックを契機として、さらに増加することが見込まれます。そうした中、外国人が地域にとけこんで安心して過ごすことができるよう、情報提供等の環境を整えたり、国際的な視野を持つ人材の育成や地域ボランティアの養成、交流促進等による相互理解を深めていくことが必要です。

《施策の方向》

ア 人権意識の向上と多様な人の参画の推進

イ 平和への貢献と国際理解の醸成

ア 人権意識の向上と多様な人の参画の推進

(1) 目標とする姿

人権意識の普及啓発や男女共同参画の推進の取組を進めることにより、区民、事業者等の人権意識が向上し、誰もが尊重され、社会に参加できるまちになっています。また、区民が多様な生き方を選択できる環境が整備されています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	男女平等意識が浸透していることを示すため	16.3% (26 年度)	30%	50%
学校は自他の生命を大切にする態度を育てていると思う保護者の割合	学校において、自他の生命や人権を尊重する教育が行われていることを示すため	小学校 79.4% 中学校 72.4% (26 年度)	100%	100%

(3) おもな取り組み

①人権意識の向上

(担当：政策室 企画分野)

グローバル化の進展を踏まえた、家庭、学校、職場、地域社会など、人権課題（女性、高齢者、外国人、障害者、LGBT 他）に対する理解を深め共生社会を実現のための啓発活動、事業を推進します。特に、民間事業者や若年層への意識啓発を強化し、様々な場面で幅広く、人権感覚の醸成が図れる機会をつくります。

また、ユニバーサルデザインの視点を意識し、多様な区民の特性に対して十分な理解をもった行政サービスの展開が図れる環境を整えます。

②男女共同参画の推進

(担当：政策室 企画分野)

男女共同参画の考え方について、区民や民間企業の理解を深め、仕事や育児・介護、地域生活の様々な場面で、共同して作り上げる社会を目指します。また、配偶者に対する暴力など人権尊重の取組を行います。

また、女性の視点からの避難所運営講座など、身近な課題をテーマとして具体的に対応を考える機会をつくり、理解の醸成を進めます。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○民間事業者・若年層への人権尊重意識啓発強化 ○区内小・中学校・高校での人権教育の拡充 ○男女共同参画基本計画の改定 ○身近な課題を通じた男女共同参画の考え方の普及啓発の実施・地域展開 ○事業主行動計画策定の推進 ○障害者の差別解消、権利擁護に関する理解促進に向けた啓発の実施 【再掲 VI-3】		推進	

イ 平和への貢献と国際理解の醸成

(1) 目標とする姿

生活情報の多言語対応や相談の機会の確保等により、外国人が安心して地域で暮らすことができます。

地域での語学学習、国際理解教育、交流機会の拡充等を進めることにより、地域住民と外国人が相互理解を深め、協働して地域を築いています。

平和の尊さが次世代へ語り継がれるとともに、国外との交流、協調を通じて、平和への意識が広く区民に根づいています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
外国人と何らかの交流を持つ区民の割合	区民と外国人との交流が行われていることを示すため	45.5% (26 年度)	60%	70%

(3) おもな取り組み

①地域の国際化の推進

(担当：政策室 企画分野)

様々な媒体による生活情報提供、手続き案内等の多言語化を図るとともに、相談の機会を確保する等、外国人が地域で暮らしやすくなるための取組を進めます。

国際的な視野を持つ人材の育成や交流の担い手となる地域ボランティアの養成、学校における国際理解教育、外国語活動の実施、日本語指導が必要な子どもたちへの支援等を推進します。また、これらの事業実施にあたっては、国際交流協会や区内大学等との連携を強化し、地域住民と外国人との交流、相互理解を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

②国際平和への貢献

(担当：政策室 企画分野)

幅広い世代の参加や国際性も意識した平和のつどいや平和資料展示等の実施により、平和の尊さを継承し、国際平和意識の普及啓発を進めます。

③海外自治体等との交流促進

(担当：政策室 企画分野)

海外自治体との交流を民間交流を含め拡大し、東京オリンピック・パラリンピックを契機とする交流の充実を図ることによって、恒久平和を願う区民の機運の醸成を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○外国人の生活情報、手続き案内等の提供手段の多様化、多言語化の推進 ○関係機関と連携した地域ボランティアの体制構築、養成 ○学校における日本語指導の充実 ○海外交流自治体との民間交流の推進 ○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした、国際交流機運の醸成	○サポート体制の構築 ○地域ボランティアを活用した語学教育や国際理解教育の実施 ○東京オリンピック・パラリンピックを契機とした新たな交流事業の実施		

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－３ 将来を見据えた行財政運営

《１０年後のまちの姿》

「将来を見据えた行財政運営」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

- 最小の経費で区民にとって最大の価値を生み出す区政運営が行われています。
- 幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と共働し施策を遂行できる組織運営・職員育成が行われています。
- 区の幹部として女性が活躍することをはじめ、多様な人材の活用が図られています。
- 様々な主体によるサービスが展開される中、民間等が行う公共サービスを含め必要な質・量が確保されています。
- 将来を見据えた施策展開が実現し、区民が長く親しみ利用できる区有施設が整備、運営されています。
- 危機発生時においても、区民の生命・財産が守られ、区民生活に密着する行政サービスの提供機能を維持するためのしくみと機能が充実しています。

《現状と課題》

日本は人口減少の局面を迎えています。中野区は現段階では人口増加の傾向にありますが、少子高齢化は確実に進行しており、将来的には生産年齢人口を中心に人口が減少し、社会保障費の負担増や経済力や地域の力への影響が懸念されます。一方で、行政サービスにかかるニーズは多様化、複雑化するとともに、そうしたサービスの供給を民間サービスが担う場面も増えています。こうした状況の中、将来を見据え、幅広い視野と区民への共感に基づいた施策を立案し、積極的に多様な主体と共働し、施策を遂行できる組織運営・職員育成が必要です。

また、職務の専門化や複雑化が進む中で、職員のコンプライアンス意識を高め、それらを基本に、区民の視点に立った区政運営を行っていく必要性がさらに高まっ

ています。

持続可能な区政運営を支えるために、施策展開を支える財政計画に基づいた財政運営を継続するとともに、事業別等詳細な財務書類のコスト分析を行い、その結果を行政評価や公共施設等のマネジメントに活用することが必要です。

マイナンバー制度のしくみやモバイル端末、電子マネー等を利用した行政手続が増え、区民の利便性が向上していく一方で、それらの手段に応じたセキュリティ対策を強化する等、区におけるリスク管理・危機管理の実効力を一層向上してことが必要です。

《施策の方向》

- ア 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成
- イ 確かな行財政運営
- ウ 新しい時代にふさわしい新区役所整備
- エ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営
- オ 危機管理の強化

ア 将来を見据え、先進的な施策を形成する組織運営・職員育成

(1) 目標とする姿

調査研究、政策立案機能の強化、確かな業務知識と専門性の育成、ライフステージに応じたキャリア形成環境の整備等により、多様な人材の力を生かし、幅広い視野と区民への共感に基づいた施策の立案、遂行ができる、組織運営・職員育成を行っています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
女性管理職の割合	全ての職員が能力を最大限発揮できる職場の実現の状況を示すため	15.6% (26 年度)	25%	35%
中野区コンピテンシーモデル第 2 段階の達成割合	少数精鋭体制の基盤となる、他の職員をリードし、率先した取組を行う職員の育成の状況を示すため	64.1% (25 年度)	80%	100%

(3) おもな取り組み

①調査研究、政策立案機能の強化

(担当：政策室 企画分野)

社会経済状況の変化や行政サービスの展開及び関連する民間の事業活動等について、様々なデータ等を収集・分析し、区民生活に影響を及ぼす課題について総合的に継続して把握していきます。

また、組織として政策課題を把握・分析する政策情報のしくみを構築し、職員の政策立案力を高め、区民への共感に基づいた施策立案や、積極的に多様な主体と共

働し施策立案できる体制を整えます。

②多様な人材を生かす、活力ある組織の構築と運営

(担当：経営室 人事分野)

職員の特性や専門性が生かされ、出産や育児・介護等、ライフステージごとにワークライフバランスが保たれ、職員が持てる力を十分に発揮することにより、区民に高い価値を提供する体制を整えます。

職員の特性や専門性を踏まえた人材育成を図り、個人のキャリア形成に着目した人事管理を強化します。

③コンプライアンスの推進

(担当：経営室 行政監理分野)

職員のコンプライアンス意識を一層高めるため、区や他自治体で発生した事件・事故とその対応を踏まえた研修や意識調査を工夫して実施します。

随時「コンプライアンスガイドブック」を見直すとともに、さまざまな機会を通じて職員にその周知を徹底し、内容の理解とマネジメントへの活用を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○女性のキャリア形成支援計画策定 ○コンプライアンスガイドブックの見直し・職員への周知徹底		推進	

イ 確かな行財政運営

(1) 目標とする姿

施策展開を支える財政規律を根幹とし、財政分析、PDCA サイクルによる区政運営の実施等により持続可能な、行政財運営を実施しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
公債費負担比率 (中野区方式)	起債活用の計画性を示すため	8.3% (26 年度)	10% 程度を上限	10% 程度を上限

(3) おもな取り組み

①施策展開を支える財政運営

(担当：政策室 予算分野)

10 年間の一般財源を見通し、中野区の「基準となる一般財源規模」に基づいた財政計画を示します。

「基準となる一般財源規模」を一定に保ち、安定した財政運営を行うために、財政調整基金の繰入や積立による財源調整を行うとともに、一般財源充当事業費が計画の範囲内となる予算編成を行い、これを財務規律の根幹とします。

②公会計改革等財務管理推進、財政分析強化

(担当：経営室 行政監理分野)

複式簿記・発生主義会計の取組を推進することにより、職員はコスト意識を持ちながら業務改善に取り組み、区民の視点に立った高い付加価値を生み出す働き方をしています。

総務省から示された新たな統一的基準に則した事業別・施設別等の財務書類を作

成し、財務情報を区政経営に有効に活用します。

③顧客志向で不断に改善を図る行政運営

(担当：政策室 企画分野、業務改善分野、経営室 行政監理分野)

PDCA サイクルを区政運営の基本とし、行政評価の方法への発生主義会計による財務情報の取り入れ等、各段階のしくみやサイクルとしての連携のあり方の工夫を図り、常に区民にとっての価値を考え、事業を改善し、持続可能で満足度の高い行政運営を行います。

④民間等が行う公共サービスの展開の推進と質の確保

(担当：政策室 業務改善分野)

民間事業者へ委託可能なものについては、積極的に民間への開放を推進します。また、民営化した公共サービスの質の確保、安定供給の仕組みを整えます。

施設の管理・運営や開設に当たっては、民営化や指定管理者制度の導入、PPP など、最も効果的・効率的な手法により民間活力の活用を推進します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○総務省の新たな統一基準による財務書類の作成や複式簿記の導入に向けた方針・ルール・活用策等の検討 ○新たな統一基準による財務書類（財政白書）の作成、事業別・施設別のコスト分析実施	○新たな統一基準による財務諸表類の作成・分析に係る検証・見直し	○財務情報の区政経営への有効活用モデル確立 ○行政評価における発生主義会計による財務情報の活用検討	○行政評価における発生主義会計における財務情報の活用

ウ 新しい時代にふさわしい新区役所整備

(1) 目標とする姿

新しい政策を作りだしていく区政の中心であり、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点として、区民が訪れやすく親しみやすい区役所が実現しています。

誰もが不自由なく手続きや相談などのサービスが受けられるよう、わかり易く利用しやすい区役所が実現しています。

災害対応能力、自立性、事業継続性の高い区役所が整備され、区民の安心、安全が守られています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
新区役所整備	新たなサービス展開を図る基盤の整備について示すため	—	整備	竣工 (33 年度)

(3) おもな取り組み

①区民サービスの向上

(担当：経営室 経営分野、政策室 業務改善分野、
区民サービス管理部 情報システム分野)

複数の手続きをワンストップで取り扱う総合窓口の設置やユニバーサルデザインの考え方を導入し、来庁するすべての区民が不自由なく快適にサービスが受けられる区役所を整備します。

②区民活動の推進

(担当：経営室 経営分野)

区内のあらゆる情報を収集・分析・活用し、新しい政策を作り出していく区政の中心であるとともに、区民が主体的に区政運営に参加し、区と協働していくための拠点としての区役所を整備します。

③行政機能の強化等

(担当：経営室 経営分野)

災害対策本部機能の充実や区役所の自立性、事業継続性の確保を図り、災害対応能力、自立性・事業継続性の高い区役所を整備します。

職員の創造性を引出し、質が高く効率的で、セキュリティにも配慮した区民満足度の高い行政サービスを提供できる区役所を整備します。

自然エネルギーの有効利用、高効率な設備機器の積極的な採用など、環境負荷を低減した区役所を目指します。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○整備基本計画の策定 ○基本設計	○実施設計 ○整備工事	○整備工事 ○新しい区役所の竣工	
○総合窓口システム検討	○総合窓口システム構築	○総合窓口システム導入	
○アウトリーチ型サービス等を可能とする安全性の高いシステム基盤の検討	○構築	○運用	

エ 将来を見据えた施策展開を実現する公共施設の整備・運営

(1) 目標とする姿

将来を見据えた施策展開を実現するとともに、長期的な視野に基づく施設管理を推進し、誰もが長く親しみ利用できる区有施設を整備、運営しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
施設更新経費の 試算額 (40 年間)	施設更新の適正化を示すため	2,221 億	2,066 億	1,911 億

(3) おもな取り組み

①長期的な視点に基づく施設管理の推進

(担当：政策室 企画分野、経営室 施設分野)

長期的な視点に基づく区有施設管理の方針である公共施設総合管理計画に基づき施設管理を進めます。

持続可能な区有施設の管理を行うため、施設更新等の際、複合化等検討すべき視点を定め、区有施設の効率化を図ります。民間移行や PPP 等の整備手法の導入やライフサイクルコストを意識した計画的な施設の更新・保全・長寿命化を行います。

また、土地、建物等の資産の有効活用を図り、施設更新のための財源を確保します。

②誰もが利用しやすく持続可能な区有施設の整備

(担当：経営室 施設分野)

区有施設について、必要なバリアフリー化、省エネルギー・再生可能エネルギーの導入、緑化の推進等の施策を展開し、誰もが利用しやすく持続可能な施設整備を行います。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○区有施設のバリアフリー化の推進			
○区有施設の設備改修に伴う照明器具のLED化の推進		推進	
○区有施設等の緑化推進			

オ 危機管理の強化

(1) 目標とする姿

危機からの未然防止、危機発生時の被害の最小限に食い止める対策推進により安心・安全な暮らしが実現しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
職員のリスク管理・危機管理に関する正しい理解・行動率	組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を示すため	70%	85%	100%

(3) おもな取り組み

①情報セキュリティの強化

(担当：政策室 業務改善分野、区民サービス管理部 情報システム分野)

サーバー、端末、ネットワーク等の機器に関するセキュリティ対策を強化します。

自己点検実施、内部監査及び訓練、外部監査による、情報セキュリティポリシーに則った情報資産の管理体制を確立します。

また、専門的な知識を持つ職員の育成を図るとともに、職員、委託事業者に対し、不正アクセスや情報漏えい等に関するセキュリティ研修を実施するほか、大規模災害時等に備えた訓練を行うなど、職員等の情報安全に関する体制の強化とスキルの向上を図ります。

②危機管理体制の実効性の向上

(担当：経営室 行政監理分野、健康福祉部 保健予防分野、
都市基盤部 防災・都市安全分野)

国民保護法関連訓練、災害図上訓練、健康危機管理図上訓練、BCP 図上訓練、緊急対応訓練・研修実施による、組織としてのリスク管理・危機管理能力の向上を図ります。

③業務継続力の向上

(担当：経営室 行政監理分野、健康福祉部 保健予防分野、
都市基盤部 防災・都市安全分野)

危機発生時に、区として実施すべき「非常時優先業務」をなるべく中断させず、中断した場合においても、できる限り早期に復旧するために必要な取組を定める「中野区政の BCP」について、継続的な改善により、非常時における業務継続力の向上を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○情報システム機器に関するセキュリティ対策の強化 ○情報セキュリティ監査の実施 ○国民保護法関連訓練・災害図上訓練・健康危機管理図上訓練・BCP 図上訓練・情報セキュリティ等緊急対応訓練（研修）実施 ○「中野区政の BCP」見直し			
		推進	

戦略Ⅷ 持続可能な行政運営戦略 （ともに築くなかの）

Ⅷ－４ 連携都市との相互発展に向けた豊かな交流

《１０年後のまちの姿》

「連携都市との相互発展に向けた豊かな交流」として基本構想で描く 10 年後のまちの姿は、次のとおりです。

○連携都市との間の観光・体験、経済等の交流が活発化して、長期滞在や二地域居住などが行われています。

《現状と課題》

少子高齢化、人口減少による地域経済や人々の暮らしへの影響は、都市・地方ともに共通の課題です。都市と地方、それぞれの強みを活かし、弱みを補う Win-Win の関係による相互発展をめざすことが必要です。

中野区は高い交通の利便性がありますが、密集した市街地を持つ過密都市という性格も踏まえ、都市の住民として、快適で便利な生活を楽しみつつも、自然やゆとりにあふれた生活を望むなど、それぞれのライフスタイルや嗜好にあわせた多様な暮らし方、生活の幅も求められています。

区は、これまでも、なかの里・まち連携事業、交流連携協定、被災地派遣・復興支援等により、観光・体験、経済交流や環境に係る交流等を様々な主体により進めてきました。それらをより拡充していくとともに、連携自治体との間で、長期滞在や二地域居住等の多様なライフスタイルを実現していく必要があります。

《施策の方向》

ア 連携都市との相互発展に向けた交流

ア 連携都市との相互発展に向けた交流

(1) 目標とする姿

連携自治体との産業・商業団体や、地域団体、教育機関、住民など、様々な主体の参画による連携強化、区内で行う物産展開催や観光・体験交流事業を通して、自治体間の交流の枠を超えた住民同士の交流や生きがいの創出、民間活力を活用したさまざまな事業が推進されているとともに、長期滞在や二地域居住が促進され、双方の生活の質が向上しています。

(2) 成果指標と目標値

成果指標	指標とする理由	平成 27 年度 実績	平成 32 年度 目標値	平成 37 年度 目標値
なかの里・まち 連携事業における交流事業数	交流事業数が、交流状況を表していると考えられるため	53 事業 (26 年度)	60 事業	70 事業

(3) おもな取り組み

① 観光・体験、経済、環境交流事業の展開

(担当：都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野、環境部 地球温暖化対策分野)

自治体間の交流の枠を超えた、住民同士の交流や生きがいの創出、民間活力を活用したさまざまな事業の推進を目指すため、連携自治体との産業・商業団体や、地域団体、教育機関、住民など、様々な主体の参画による連携強化を図っていきます。

環境交流としては、森林資源を保有する自治体と連携して森林整備を行い、この活動で得られた CO₂ 吸収価値により、カーボン・オフセットを行っていきます。

② 新しい暮らし方の推進

(担当：政策室 企画分野、都市政策推進室 都市観光・地域活性化分野)

様々な人的な交流を踏まえた、ライフステージやスタイルに応じた新たな暮らし形成の選択肢として、長期滞在や二地域居住等の推進を図ります。

実現へのステップ

ステップ 1	ステップ 2	ステップ 3	ステップ 4
○連携都市との交流事業の推進	○連携自治体との長期滞在、二地域居住に関する意見交換・取組検討	○長期滞在、二地域居住に関する取組推進	

第4章 持続可能な行政運営のために

行財政運営の基本方針

基本構想がめざす中野のまちの将来像を実現していくためには、景気変動などによっても目標を変えることなく、安定的に行財政運営を行っていただける財政基盤を構築していかななくてはなりません。

このためには、景気変動に伴う財政の年度間調整や大規模事業が確実に実施できる基金活用を中心として、財政計画を定めて持続可能な区政運営を行っていく必要があります。

(1) 財政運営の考え方

- ・ 区が主体的に活用できる特別区民税、特別区交付金などの一般財源を基本に財政運営を行います。
- ・ 財政運営にあたっては、一般財源（収入）と基金・起債の計画的な繰入・活用を主として行います。起債の活用にあたっては公債費負担比率（中野区方式）が過大とならないよう一定の水準に保つことに配慮します。
- ・ 景気に連動しやすい、特別区民税や特別区交付金など歳入を補完する財政調整基金の積立や繰入を計画的に行います。
- ・ 歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- ・ 起債の活用は、原則として後年度にわたる世代間の負担を公平にする観点から公共施設の建設整備費及び公共用地の取得に限定します。
- ・ 安定した財政運営を行うために、中野区の「基準となる一般財源規模」をもとに、財政調整基金等の積立や取り崩しによる財源調整を通じて歳入規模を一定に保ちます。
- ・ 毎年度の剰余金は、原則、基金に積み立てます。
- ・ 予算の執行にあたっては、支出内容の精査、効果の検証を十分に行い、契約落差についてはできる限り、他に流用しないよう努めます。
- ・ 新規事業については、後年度負担の増加など、財政の影響等について十分に勘案します。
- ・ すべての事業について、適用可能な国や都の補助金を最大限活用します。
- ・ 歳出の一般財源充当事業費を「基準となる一般財源規模」の範囲内にするという考え方で予算編成を目指します。

上記の方針により、10か年計画に基づく取り組みを財政体力に合わせ着実にすすめていきます。

(2) 基金活用の考え方

■ 財政調整基金

- ・ 毎年度の一般財源の歳入が基準となる一般財源規模に満たない場合は、その不足分を財政調整基金から繰り入れます。

■ 減債基金

- ・ 起債の償還のための財源は、計画的に減債基金に積み立てます。

■ 特定目的基金

- ・ 歳出（事業）に連動させ、特定目的基金の計画的な積立、繰入を行い、区民生活に必要な財源を縮小させることなく事業を実施します。
- ・ 施設の建設や建て替え、大規模な維持補修、道路・公園の維持は各計画に基づいて、特定目的基金を活用します。
- ・ 特定目的基金の積立財源は、予算で計画的に一般財源を使うほか、土地の売却による収入及び毎年度の剰余金で行います。

(3) 起債活用の考え方

- ・ 起債の活用にあたっては、公債費負担比率（中野区方式）で10%程度を上限とします。

○ 公債費負担比率（中野区方式）

= 実質公債費（元利償還金＋減債基金積立金－減債基金繰入金）÷ 一般財源（※）

※ここで言う一般財源とは・・・特別区税、特別区交付金、地方譲与税、利子割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、繰越金